令和元年度障害者総合福祉推進事業

障害福祉サービス事業所による障害福祉報酬請求に関する帳票等の削減に向けた調査研究

【報告書】

令和２年３月

PwC コンサルティング合同会社

本事業の概要

本事業の目的

本事業では、障害福祉制度に関する文章のうち、国・自治体が求める帳票等の具体的な文書削減方策案（例：様式例、記入例等の見直し・統一、変更・更新時の提出文書の簡素化等）について、調査研究を行った。

事業・結果概要

自治体への悉皆調査及び事業所への指定申請・加算に関する調査、事業所への指導監査に関する調査を実施した。なお、調査項目は主に、障害福祉サービス別の文書を個別にリストアップし、自治体が考える必要性、事業所が考える負担感、指導監査に関する負担感について、障害福祉サービスごとに別々の調査票を作成し実施した。

自治体調査については都道府県、政令指定都市および中核市を対象に調査を実施し、から 127 件の回答を得、回収率約 40%であった。事業所調査票事業所への指定申請・加算に関する調査ついては、3,000 事業所に配布し、1,169 件の回答が得られ、回収率約 39.0%であった。事業所調査票事業所への指導監査に関する調査ついては、2,599 事業所に配布し、1,127 件の回答が得られ、回収率は約 43.4%であった。

以上の指定申請文書と報酬・加算文書に関する調査結果から、次のことが明らかとなった。

１つ目は、自治体と事業所の間において、指定申請文書と報酬・加算文書を作成する必要性について認識に違いがある文書が多くあることが明らかとなった。特に事業所において報酬・加算に関する文書は指定申請文書と比べ、必要性の認識があまり高くないことが分かった。一方、事業所と自治体の双方が必要性を高く認識していない文書があることや、自治体側が削減不可と考える割合が小さい文書については、提出を求める自治体が比較的少ないことも明らかとなった。

また、２つ目として、各障害福祉サービスのそれぞれの文書について事業所が必要性を認識している割合と、自治体が削減不可とする割合の関係性を分析したところ、「文書削減」すべきと明確に言える文書はなく、「削減または意思疎通の努力」をすべきとする文書もほとんどなかった。一方、「削減は難しいが効率化を検討」した方が良いとする文書はいくつか散見された。また、「削減不要」とする文書も複数確認され、特に加算体制届け出に関する文書が多かった。

これらの結果は、自治体が削減不可としている割合の文書が多いことに起因していると考えられるが、その理由として自治体からは「省令告示で定められているため」との回答が多かったものの、そこから踏み込んだ理由を確認することができなかったため、自治体が「文書削減不可」と回答している背景を確認することができなかった。

また、文書作成の負担感について分析した結果からは、規模が小さい法人や事業所の負担感がないと回答する割合が大きい結果となった。今回の調査では、その背景は明らかになっていないが、指定申請や報酬・加算届出事務が事業所単位で求められており、法人単位で管理している情報を事業所単位で分割する手間があること、規模が大きい法人は複数

の自治体で事業を展開していることなどが要因であると推察される。このような保管形態の在り方も重要な視点であると考えられる。

また、指導監査に関する調査結果からは、次のことが明らかになった。

実地指導の実施状況をみると、全体の 73.4%が実施経験ありとしており、障害福祉サービス類型により差異があった。また、実施に当たっての日程調整は自治体により日程調整がある場合とない場合とがあり、自治体によりまちまちであり、実地指導の通知を受けてからの実施期間は１か月以上とする回答が大勢を占め、また、資料の準備に要する期間も１か月程度との回答が大勢だった。ただし、文書作成し、事前に提出を求められる資料の準備期間は２週間程度であり、準備に必要とする時間に比べ短いことから負担に感じる要素になっていると考えられる。上記の文書の提出方法は、「郵送」が 57.4%であり、「自治体窓口に持参」が 42.7%である。特に、相談系については「自治体窓口に持参」とする割合が大きい。この点も負担感が増す要素になっていると考えられる。

負担感の状況についてみると、実地指導における書類の不備の指摘（口頭指摘、文書指摘いずれも含む）について、ほぼすべての文書について、指摘があったのは 10%未満であり、それらの文書を作成するまたは取得に当たっての負担感は、特定の文書についての負担感があった。また、実地指導時の確認を行う際の確認の実施状況は、原則すべての確認項目について確認を行っており、負担感については、多くの確認項目に必要な文書が作成に当たって負担に感じているとのことであった。しかし、その文書作成については必要性を理解できるとの回答が多かった。これらの結果を踏まえると、指導監査の文書作成について、負担と感じるものの文書作成についてはある程度理解されていると解釈することができる。

考察

指定申請、報酬・加算について、自治体における各サービス別各文書の必要性および、事業所が考える文書作成の必要性の認識と事業所が考える各サービス各文書の作成の負担感から、各サービス別各文書の削減の方向性を a.削減を検討、b.削減 or 意思疎通を努力、c.削減は難しいが（手段の）効率化を検討、d.削減不要の４象限に整理し、それぞれに該当する文書を整理した。

なお、文書すべてを上記４象限のいずれかに分類することは、本調査において限界があることから、特にアンケート調査結果よりその特徴が濃厚に出ている文書を提示することにとどめている。

指導監査については、各サービス別各文書の自治体が求める状況、指導監査の状況について実態を把握した。

目次

１．事業概要 1

（１）目的と背景 1

（２）事業の全体像 3

（３）検討委員会の構成と開催状況 4

（４）調査の概要、実施経過 6

２．指定申請及び報酬の算定に係る届出に関する文書の実態 14

（１）提出を求める文書ごとの調査結果 14

（２）文書削減の方向性に関する考察 16

（３）事業所アンケート調査結果（個別文書以外の設問） 31

（４）障害福祉サービス個別の調査結果の概要（指定申請、報酬・加算） 40

３．実地指導・施設監査に係る文書の実態について 104

（１）提出を求める文書ごとの調査結果（自治体・事業所共通設問） 104

（２）指導監査に関する考察 106

（３）障害福祉サービス個別の調査結果の概要（実地指導・監査） 107

（４）事業所アンケート調査結果 128

参考資料 140

資料１　団体からの意見 141

資料２　検討会概要 146

■データ収録資料 149

資料３　文書削減方針 149

資料４－１　指定申請_文書削減不可理由（指定申請） 149

資料４－２　指定申請_文書削減不可理由（報酬・加算） 149

資料５－１　指定申請_文書作成状況（指定申請） 149

資料５－２　指定申請_文書作成状況（報酬・加算） 149

資料５－３　指定申請_文書作成状況（処遇改善加算） 149

資料６－１　指導監査_確認事項_障害福祉サービス別集計.....149
資料６－２　指導監査_備付文書の取り扱い.....149
資料６－３　指導監査_確認文書_報酬・加算.....149
資料６－４　指導監査_文書削減自由記述.....149
資料７－１　自治体調査票　表紙.....150
資料７－２　指定申請調査票.....150
資料７－３　報酬の算定に係る届出調査票.....150
資料７－４　実地指導調査票.....150
資料７－５　施設監査調査票.....150
資料７－６　事業所調査票.....150

１．事業概要

本章では、本事業の目的、実施内容について記述する。

（１）目的と背景

①背景

令和元年５月 29 日に取りまとめられた「医療・福祉サービス改革プラン」では、組織マネジメント改革を進める必要があるとの方針のもと、障害福祉サービス事業所に対して国及び自治体が求める文書や事業所が独自に作成する文書見直しを進め、文書量の削減に取り組むことが盛り込まれている。また、「平成 30 年の地方からの提案等に関する対応方針（平成 30 年 12 月 25 日閣議決定）」において、児童福祉法及び障害者総合支援法における義務付け・枠付け見直し等という視点から、「障害者支援施設等に対する施設監査については、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、利用者に対する処遇の質の確保に留意しつつ、監査事務を効率化する方向で検討し、2019 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる」とされている。これらのプランや方針を受けて、どのような帳票について、どのような簡素化を図ることができるかについて実態把握を行い、その対策について検討する必要がある。

すでに高齢者福祉・介護保険分野における事業所の指定申請に関連する文書や介護報酬請求に関する文書、指導監査関連文書について帳票等の削減に関する実態把握及び一定の知見が得られている。

介護分野における先行研究によれば、指定申請関連文書について、様式及び添付書類の標準化、Web 入力・電子申請の導入検討等といった点に提言が出されており、届け出文書の簡素化や老人福祉法上の届け出との重複の解消、文書保管ルール、変更届・廃止届の簡素化などについても指摘があった。また、自治体によりこれらの文書の取り扱いについてばらつきがあることも指摘されている。

報酬請求関連文書については、「加算を取得するために事業所が自治体に提出する届出に関して、加算ごとに要件が異なり、それぞれの要件を満たすことを確認するための文書が存在することから、今後、見直しに当たっては、ある程度類型化をしながらも、加算ごと、文書ごとの精査が必要である」と指摘されている。これらの考えのもと、文書そのものの削減の検討、わかりやすい様式・記入要綱及び記入例の整備、様式及び添付書類の標準化、介護職員処遇改善加算の簡素化・省略可、Web 入力・電子申請の導入などの検討が必要との提言がなされている。この他、（報酬請求事務や関連文書作成に関する）制度理解の取り組みの必要性、届け出方式ではなく実地指導で確認するなどの省力化の検討、ホームページで最新様式を手に入れられる工夫、介護保険事務の簡素化などの検討について指摘がなされている。

指導監査関連文書については、実地指導において文書が増える要因として、「自治体が重点的に確認をしている項目がある」、「公文書と同じレベルの文書が求められる」、「指定

申請、更新申請、変更届の提出時に求められる文書と実地指導時に求められる文書が重複している」といったような課題があげられる。

また、子ども子育て支援制度においても、内閣府において自治体、事業所双方の負担軽減を図るため、公定価格分を対象に、給付費請求明細書の標準様式の検討を行い、標準様式の表計算ソフトによる作成などが行われている（「特定教育、保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の改正に伴う実施上の留意事項（2016．８．23）」参照）。

以上の介護分野等で得られた知見も踏まえ、本事業を実施していきたいと考えている。

【参照先行研究】

株式会社 NTT データ経営研究所
2019 年「厚生労働省平成 30 年度老人保健健康増進等事業　介護サービス事業者による介護報酬請求及び指定申請に関する帳票等の削減に向けた調査研究事業」
国立研究開発法人国立長寿医療研究センター
2018 年「厚生労働省平成 29 年度老人保健健康増進等事業　実地指導における行政文書削減に関する調査研究」
2019 年「厚生労働省平成 30 年度老人保健健康増進等事業　実地指導における文書削減に関する調査研究」
内閣府（編集 PwC コンサルティング合同会社）
2019 年 子ども・子育て支援新制度に係る給付事務の改善等に関する調査研究事業

②目的

以上の背景より、本事業では、障害福祉制度に関する文章のうち、国・自治体が求める帳票等の具体的な文書削減方策案（例：様式例、記入例等の見直し・統一、変更・更新時の提出文書の簡素化等）について、調査研究を行った。

（２）事業の全体像

具体的には、主に以下のア～エにつき、国及び自治体による検討に資する資料及び具体案の提示などを行った。

ア．指定申請関連文書

平成 30 年度に行った省令改正（児童福祉法施行規則及び障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の一部を改正する省令（平成 30 年省令第 92 号））における簡素化も踏まえ、さらなる削減方策を検討した。

イ．報酬請求関連文書

事業所が自治体に提出する文書について、削減方策を検討した。今後、介護分野の先行研究にもあるように、文書そのものの削減、わかりやすい様式・記入例等の作成、標準化、処遇改善加算の簡素化・省略可、web 入力・電子申請の導入などの検討がなされることが想定される。

ウ．指導監査関連文書

自治体が求める確認項目や確認文書などについて、削減方策を検討した。今後、介護分野の先行研究にもあるように、他法における際の、案件の同時実施や、確認項目、変更届け出等時の文書との重複などの検討がなされることが想定される。

エ．その他、指定権者・監督権者として自治体が独自に求める文書

自治体及び事業所の負担感を把握し、削減に向けた方策を検討した。本研究を通じて実態把握を行い、その結果を受けて負担感の軽減に向けた取り組みがなされることが想定される。

（３）検討委員会の構成と開催状況

本事業は次の３つの事業を実施し、これらの結果を報告書にまとめた。

①検討委員会

ア．検討委員会委員・オブザーバー・事務局

障害福祉における指定申請、報酬請求、指導監査の内容や実務に関する知見を有する有識者、また、これらの実務に詳しい自治体関係者等から構成される検討会を設置し、いただいたご意見を調査設計や分析、成果物作成等に関する意見収集を主目的とした。また、委員会については、貴省の関係部署担当者がオブザーバーとして参加した。

図表 1 検討委員会委員

氏名	所属
伊藤　佳世子	社会福祉法人りべるたす　理事長
岩崎　香	早稲田大学人間科学学術院教授
大野　千加子	社会福祉法人ともいき会　ハートポートともいき　事務長
小川　正洋	柏市保健福祉部 障がい福祉課長
児玉　信広	島根県健康福祉部 障がい福祉課長
平野　方紹	立教大学　コミュニティ福祉学部　教授
松本　雄二	社会福祉法人清和会　事務局長

（50 音順　敬称略）

オブザーバー及び事務局は以下のとおりである。

図表 2　オブザーバー

所属
厚生労働省　社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
厚生労働省　社会・援護局障害保健福祉部企画課監査指導室
公益社団法人国民健康保険中央会

図表 3　事務局

氏名	所属
東海林　崇	PwC コンサルティング合同会社　シニアマネージャー
栗城　尚史	PwC コンサルティング合同会社　シニアアソシエイト
一二三　達哉	PwC コンサルティング合同会社　アソシエイト

イ．検討会実施状況

検討委員会の実施状況は次のとおりである。

図表 4　委員会実施状況

回数	議事概要
第１回 2019 年 12 月 2 日(月)	・　事業概要の説明 ・　調査の方法、考え方について ・　アンケート調査の設計について
第２回 2020 年 2 月 26 日(水)	・　指定申請及び報酬の加算に係る届出に関する文書のアンケート調査結果について ・　報告書の骨子案について
第３回 2020 年 3 月 18 日 (水)	・　調査報告書案について

ウ．本事業の実施状況

（２）で示した各事業の実施経過は以下のとおりである。なお、事業所調査については、当初指定申請・報酬に関する指導監査について同じ質問紙の中で回答を求めようとしたが、分量があまりにも多いため、前者と後者に分けて調査を実施することとした。

図表 5　実施状況

	事業実施状況
令和元年９月	委員説明
10 月	↓　調査票検討
11 月	↓
12 月	第１回検討委員会 自治体調査　事業所調査(指定申請・報酬)
令和２年　１月	事業所調査(指導監査)
２月	入力 集計　入力 集計 第２回検討委員会　入力・集計
３月	第３回検討委員会 報告書のとりまとめ・印刷

（４）調査の概要、実施経過

①指定申請・報酬加算に係る調査票設計

ア．指定申請・報酬加算の届け出に係る必要文書に関する考え方

事業所の指定及び報酬の加算に係る提出項目・文書の運用に関する課題として、主に次の２つが想定される。

➢添付書類（挙証資料）のばらつきによる事務の煩雑化

➢法令や通知で提出を求めている事項以外の項目（情報の上乗せによる事業所負担の増加）

これらの位置づけを図示すると次のようになる。

なお、a. 省令事項拠出資料および b. 届出事項の拠出資料については、添付書類として求める挙証資料が自治体によって違うことから、事務の標準化の妨げになっている可能性がある。また、c. 省令事項以外の事項について指定事務以外に求めている書類等は、自治体によって義務付け事項以上の提出を求めているケースが存在している。必要性について客観的な説明が必要となっているのではないかと考えられる。

障害福祉サービスの種類ごとにこれらの書類があり、それぞれ必要文書に関する検討を進めていくことが必要であると考えられる。

図表 6　指定申請・報酬加算の届け出に係る必要文書のイメージ

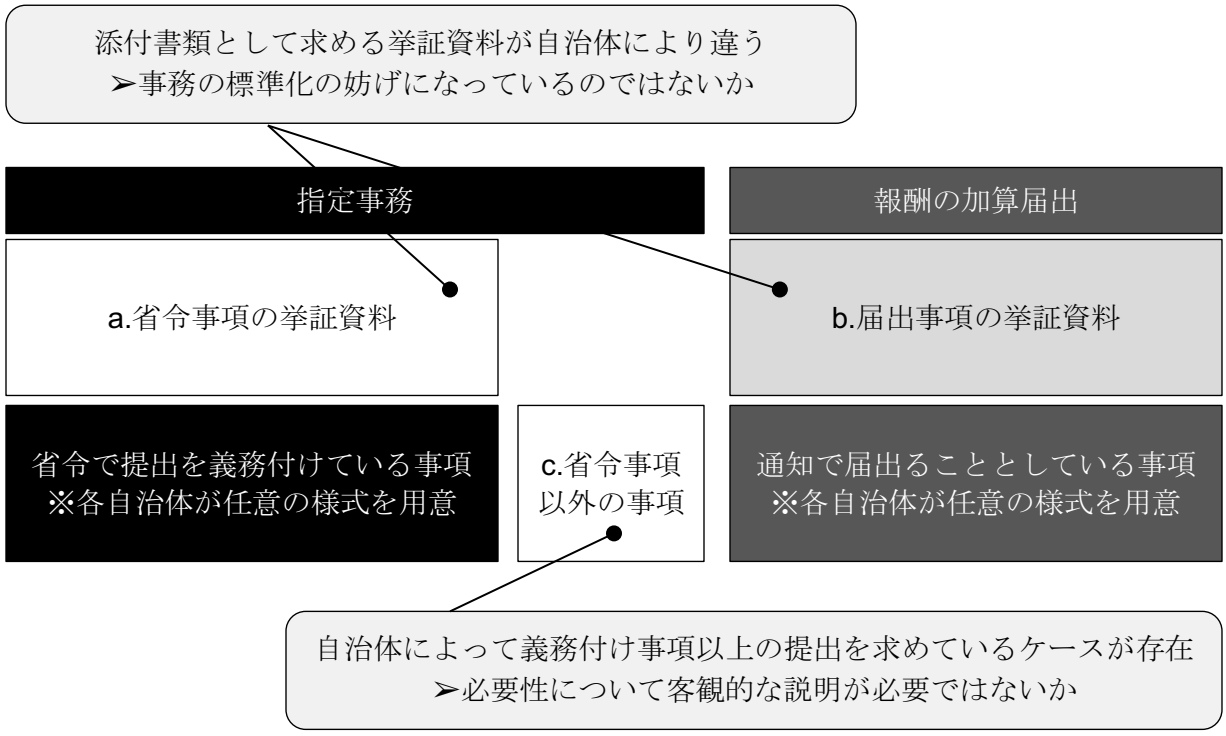

イ．文書削減の考え方

以上の文書削減に関する仮説を踏まえると、文書削減の可否を判断する上で、必要な要素は、次の２つがあると想定される。すなわち、事業所にとって負担感が高いのかどうかという軸と、必要性を客観的に説明が可能かどうかといった２軸で文書の内容を整理すると、a. 削減を検討、b. 削減 or 意思疎通を努力、c. 削減は難しいが（手段の）効率化を検討、d. 削減不要の４象限に提出文書を整理できると考えられる。

➢その文書の作成、取得が事業所にとって負担であるか否か

➢その文書の必要性が客観的であるか否か（自治体と事業所双方にとって）

図表 7　文書削減の考え方

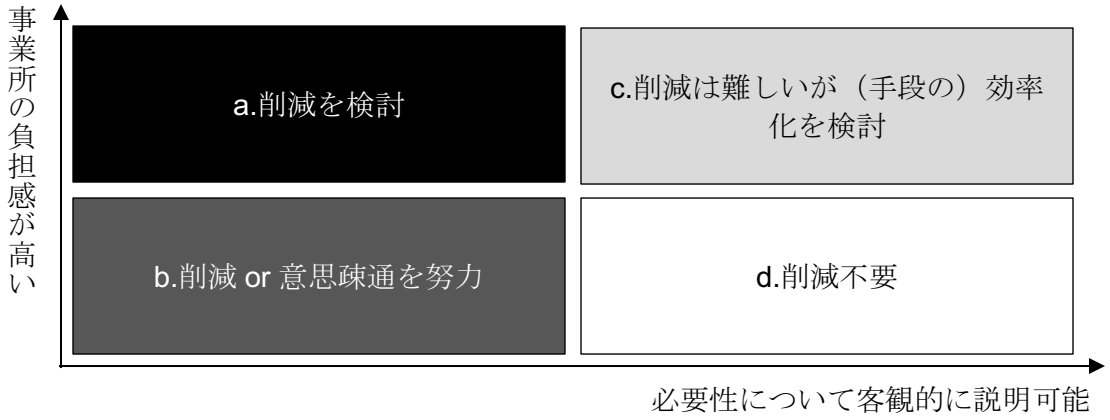

次に、上記削減方針を考えるアンケート調査を通じて確認する上で、「必要性」と「負担感」をどのようにとらえるかを検討した。文書の「必要性」と「負担感」については、主観的要素と客観的要素をそれぞれ事業所アンケートと自治体アンケートに割り振り、双方の結果を突き比べることで、検証することとした。

図表 8　「必要性」と「負担感」の検証の視点

	必要性	負担感
主観的要素	自治体調査票 文書を求める理由 文書の代替可能性	事業所調査票 文書の作成取得の負担感
客観的要素	事業所調査票 文書の必要性に対する認識 文書の代替可能性	自治体調査票 提出を求める文書の種類及び量 文書の提出部数、方法、押印要否

ウ．調査項目

以上の考え方を踏まえ、次の調査票を作成した。なお、調査票は障害福祉サービスごとに作成しているため、「指定事務に係る文書」、「報酬の加算に係る文書」はサービスごとに違う。詳細な調査票は資料編を参照願いたい。

図表 9　事業所調査項目（指定申請・報酬加算に関する調査）

項目	概要
回答事業所 プロフィール	・法人名、事業所名 ・調査票に関する問い合わせ先 ・事業所の指定年月、運営法人の設置年月 ・運営法人種別 ・運営法人が指定を受けている障害福祉サービスおよび介護保険サービス ・運営法人全体の従業員数、事業所の職員数 ・事業所の実利用者数
事務関連体制	・指定や報酬の請求関連事務業務従事者 事業所内（常勤、非常勤別）、法人内（常勤、非常勤別）
指定事務に係る文書について	※調査項目は障害福祉サービス別に作成した。障害福祉サービス別に提出を求めている文書等を表側に並べ、それぞれの文書について以下の内容について回答を求めた。 ・作成頻度 ・作成、用意する際の負担感 ・文書の必要性について（指定に必要だと思うか）
指定申請に際し負担を感じる理由	・負担を感じる理由の詳細
居宅介護事業所の報酬加算等に必要な届出	・令和元年 10 月時点に報酬算定上取得した体制加算
報酬の加算（福祉・介護職処遇改善加算を除く）等に関する届出について	※調査項目は障害福祉サービス別に作成した。障害福祉サービス別に提出を求めている文書等を表側に並べ、それぞれの文書について以下の内容について回答を求めた。 ・作成頻度 ・作成、用意する際の負担感 ・文書の必要性について（加算に必要だと思うか）
福祉・介護職処遇改善加算に関する届出について	※調査項目は障害福祉サービス別に作成した。障害福祉サービス別に提出を求めている文書等を表側に並べ、それぞれの文書について以下の内容について回答を求めた。 ・作成頻度 ・作成、用意する際の負担感 ・文書の必要性について（加算に必要だと思うか）
文書の保存	・文書の保管形態 ・文書の保存期間 ・紙で保存の場合の理由、文書量

自治体調査項目は指導監査の調査票と同じ調査票で聞いているが、ここでは指定報酬、加算に関する調査概要を示す。詳細は資料編を参照願いたい。

なお、以下の項目については、障害福祉サービスにより求めている書類が違うことから、障害福祉サービス別に作成した。障害福祉サービス別に提出文書等を表側に並べ、それぞれの文書について、以下の内容について回答を求めた。

また、障害福祉サービスごとの加算においても、提出する書類が違うことから、障害福祉サービス別、加算項目に関する提出書類を作成した。本体項目と同様に障害福祉サービス別に提出文書等を表側に並べ、それぞれの文書について、以下の内容について回答を求めた。

図表 10　自治体調査項目（指定申請・報酬加算に関する調査）

項目	概要
提出頻度等 文書の内容	・提出を求める頻度 ・文書の形態、正本に必要な押印 ・提出方法、提出部数、部数の内訳、文書のページ数 ・様式の配布方法、記入例・作成要領
当該文書で確認する内容	※障害福祉サービスごとに当該文書で確認する内容が違うことから、障害福祉サービスごとに確認項目を表頭に設定した。 ※詳細は資料編の調査票を参照願いたい
文書削減に関する考え方	・文書削減に関する考え方 ・上記で削除できない、検討が必要と回答した場合の理由 ・上記で他法令で必要とされるためと回答した場合の理由
文書に関する加算の種類	※障害福祉サービスごとに当該文書で確認する内容が違うことから、障害福祉サービスごとに確認項目を表頭に設定した。 ※詳細は資料編の調査票を参照願いたい
加算において提出を求める書類	・新規指定時の提出、変更時の提出、変更時に提出を求める理由 ・文書の形態、正本に必要な押印 ・提出方法、提出部数、部数の内訳、文書のページ数 ・様式の配布方法、記入例・作成要領 ・文書の確認に要する手間
加算において文書削減に関する考え方	・文書削減に関する考え方 ・上記で削除できない、検討が必要と回答した場合の理由 ・上記で他法令で必要とされるためと回答した場合の理由
申請に際して省令により自治体に提出しなければならないとされている事項の書類への記載の有無	※障害福祉サービスごとに当該文書で確認する内容が違うことから、障害福祉サービスごとに確認項目を表頭に設定した。 ※詳細は資料編の調査票を参照願いたい

②指導監査に係る調査票設計

実地指導関係に係る必要文書についても基本的には同様のコンセプトで調査票設計を行った。以下、実地指導関係の事業所調査票の概要である。

図表 11　事業所調査項目（実地指導に関する調査）

項目	概要
回答事業所 プロフィール	・法人名、事業所名 ・調査票に関する問い合わせ先 ・事業所の指定年月、運営法人の設置年月 ・運営法人種別 ・運営法人が指定を受けている障害福祉サービスおよび介護保険サービス ・運営法人全体の従業員数、事業所の職員数 ・事業所の実利用者数
事務関連体制	・指定や報酬の請求関連事務業務従事者 事業所内（常勤、非常勤別）、法人内（常勤、非常勤別）
実地指導に係る文書について	・実地指導を受けた年月、対応した延べ日数（１回目、２回目）
実地指導を受けたことがない事業所は以下の設問は回答しない	
実地指導に係る文書について	・事前の自治体からの日程調整 ・実地指導実施の通知から実施までの平均期間 ※調査項目は障害福祉サービス別に作成した。障害福祉サービス別に提出を求めている文書等を表側に並べ、それぞれの文書について以下の内容について回答を求めた。 ・文書の不備に係る指摘の有無 ・作成または取得の負担感
	・実地指導時の自治体の確認事項 ※調査項目は障害福祉サービス別に作成した。障害福祉サービス別に提出を求めている文書等を表側に並べ、それぞれの文書について以下の内容について回答を求めた。 ・自治体の確認の有無 ・文書作成の負担感 ・確認の必要性を理解できるか
	・文書作成について特に負担と感じること ・事前に準備した文書の有無 ・事前提出資料の提出までの期間 ・事前提出資料の提出方法 ・自治体資料の作成に係る負担感 ・自治体資料作成に係る必要性
	・事業所で備え付けることとされる文書 ※調査項目は障害福祉サービス別に作成した。障害福祉サービス別に提出を求めている文書等を表側に並べ、それぞれの文書について以下の内容について回答を求めた。 ・提出を求められたか ・確認を受けた又は提出する際の書式 ・文書の作成・提出の負担感 ・実地指導での確認の必要性

自治体に対しては、「自治体指導の実施状況について」の調査票で実地指導の全体像を確認した。

図表 12　自治体調査　施設指導の実施状況について

項目	概要
自治体プロフィール	・実地指導の担当職員数　（本庁、出先機関別）（常勤、非常勤別） ・実地指導を所管する部署 ・実地指導業務を弛緩している、各障害福祉サービス事業所の数
実地指導の実際	・実地指導時の派遣職員数 ・実地指導に要する時間 ・実地指導の頻度 ・実地指導の内容の平均的な発出時期 ・実地指導の自主点検票の有無、自主点検票の役割、提出頻度
複数の障害福祉サービス事業所への対応	・複数障害福祉サービスの実地指導の日程調整、結果の共有 ・法人監査や施設監査と一括で実施することの有無

障害福祉サービスにより確認項目が違うことから、障害福祉サービス別に作成した。したがって、表側に障害福祉サービス別に確認項目を設定し、表頭については以下の項目を記載した。

図表 13　自治体調査　障害福祉サービス別施設指導の実施状況について

項目	概要
事前提出資料	・事前提出を求める文書の有無 ・提出を求めた文書名（自由記述） ・当該文書の提出（作成）範囲 ・文書の形態、提出方法、提出部数、様式の配布方法 ・文書の作成に係る記入例・作成要領 ・平成 30 年度中の当該文書の確認件数（延べ数） ・文書の確認に要する手間 ・文書削減に関する考え方、削減できない・検討が必要と回答した理由
当日確認資料	・当日確認する文書の有無 ・提出を求めた文書名（自由記述） ・当該文書の提出（作成）範囲 ・文書の形態、提出方法、提出部数、様式の配布方法 ・文書の作成に係る記入例・作成要領 ・平成 30 年度中の当該文書の確認件数（延べ数） ・文書の確認に要する手間 ・文書削減に関する考え方、削減できない・検討が必要と回答した理由

また、施設監査に関しても、上記と同様の内容で確認した。詳細は資料編を参照願いたい。

③調査対象

ア．事業所調査

本調査は指定申請・報酬加算、指導監査と調査量が膨大となってしまうため、回収率の向上を目的として、指定申請文書および報酬の加算に係る届け出書類についての調査と、実地指導・施設監査に係る文書についての調査とを分けて実施することとした。

調査対象は、指定申請及び報酬の加算に係る届出についての調査と実地指導・施設監査の調査のそれぞれにおいて、3,000 件を類似系統の障害福祉サービス類型ごとに事業所数で按分し、障害福祉サービス類型ごとに無作為抽出（系統抽出法により実施）により抽出をした。

なお、調査負担軽減の観点から、指定申請及び報酬の加算に係る届出についての調査と実地指導・施設監査の調査の各調査対象において同一事業所が抽出された場合は、いずれか一方を無作為抽出し選ばれた方を除外した上で、再度同数を無作為抽出する処理を行った。

図表 14　調査対象数

障害福祉サービス	件数	障害福祉サービス	件数
居宅介護	362	就労定着支援	20
重度訪問介護	145	自立生活援助	4
同行援護	114	共同生活援助（介護サービス包括型）	327
行動援護	31	障害者支援施設	60
療養介護	5	特定相談支援	222
生活介護	238	一般相談支援	29
短期入所	118	障害児相談支援	136
重度障害者等包括支援	1	児童発達支援	165
自立訓練（機能訓練）	26	医療型児童発達支援	2
自立訓練（生活訓練）	199	居宅訪問型児童発達支援	1
就労移行支援	73	放課後等デイサービス	330
就労継続支援 A 型	84	保育所等訪問支援	20
就労継続支援 B 型	277	障害児入所施設	11

イ．自治体調査

自治体調査対象は、事業所の指定権限及び指導監査権限の有無に基づき以下のとおりである。ほぼすべての障害福祉サービスについて、調査が必要となるのは約 130 自治体（権限移譲市は権限が委譲されている障害福祉サービスのみ）であり、特定相談支援については指定権限が市町村にあることから、全市町村が対象となる。

以上から、今回の調査は下図表の事業所の指定権限及び指導監査権限が「有」の自治体を対象に 1741 自治体および 47 都道府県を調査対象として実施した。

図表 15　自治体調査対象

		権限の種別		
		事業所の指定（特定相談支援除く）	特定相談支援事業所の指定	事業所の指導監査
自治体の種別	都道府県	有	無	有
	政令指定都市 中核市	有	有	有
	地方自治法第 252 条の 17 の２により都道府県から権限移譲された市町村	有	―	有
	その他の市町村	無	有	有

④調査方法

ア．事業所調査

郵送により送付し、郵送により返送してもらった。

イ．自治体調査

自治体担当者に対しメールにて調査票（表計算ソフト版）を送付し、メールにて返送してもらった。

２．指定申請及び報酬の算定に係る届出に関する文書の実態

本章では、指定申請及び報酬の算定に係る届出に関する文書作成の実態について掲載する。（１）では自治体調査及び事業所アンケート調査を掲載し、（２）では今回の調査結果から読み取れる文書削減の方向性について掲載する。（３）では指定申請及び報酬の算定に係る届出について、その実態、全体像を掲載し、最後に（４）にて個別サービスごとの文書削減の方向性について掲載する。

（１）提出を求める文書ごとの調査結果

①自治体アンケート調査結果

全国の都道府県および政令指定都市、中核市（以下、都道府県等という）に対し、悉皆で調査を実施した。結果として、サービスごとに次の回答を得ることができた。なお、都道府県等には悉皆の 127 自治体に配布しており、約 40%から回答を得ることができた。

図表 16　回収数　都道府県等別

居宅介護	重度訪問介護	同行援護	行動援護	療養介護	生活介護	短期入所	重度障害者等包括支援
53	50	53	53	53	53	52	53

自立訓練(機能訓練)	自立訓練(生活訓練)	就労移行支援	就労継続支援Ａ型	就労継続支援Ｂ型	就労定着支援	自立生活援助	共同生活援助	障害者支援施設
52	52	52	52	51	51	53	52	52

児童発達支援	医療型児童発達支援	居宅訪問型児童発達支援	放課後等デイサービス	保育所等訪問支援	障害児入所施設	特定相談支援	障害児相談支援	一般相談支援
52	53	53	53	52	52	52	51	53

②事業所アンケート調査結果

全体の回収率及びサービス類型別の回収数は以下のとおり。

図表 17　回収率

配布数	回答数	回収率
3,000	1,169	39.0%

＜サービス別回収数＞

居宅介護	重度訪問介護	同行援護	行動援護	療養介護	生活介護	短期入所	重度障害者等包括支援
152	50	40	11	1	107	58	1

自立訓練(機能訓練)	自立訓練(生活訓練)	就労移行支援	就労継続支援Ａ型	就労継続支援Ｂ型	就労定着支援	自立生活援助	共同生活援助	障害者支援施設
12	88	29	34	127	11	2	138	35

児童発達支援	医療型児童発達支援	居宅訪問型児童発達支援	放課後等デイサービス	保育所等訪問支援	障害児入所施設	特定相談支援	障害児相談支援	一般相談支援
67	2	1	140	13	7	124	61	13

なお、事業所の障害福祉サービス種類別に集計をしているが、それぞれの区分は以下のとおりである。以降、この区分に従い集計した。

図表 18　障害福祉サービス集計区分

訪問系	日中活動系	施設系	居住支援系	訓練系	就労系	障害児	相談系
・居宅介護 ・重度訪問介護 ・同行援護 ・行動援護 ・重度障害者等包括支援	・短期入所 ・療養介護 ・生活介護	・施設入所支援	・自立生活援助 ・共同生活介護	・自立訓練（機能訓練） ・自立訓練（生活訓練）	・就労移行支援 ・就労継続支援 A 型 ・就労継続支援 B 型 ・就労定着支援	・児童発達支援 ・医療型児童発達支援 ・放課後等デイサービス ・保育所等訪問支援 ・障害児入所施設	・特定相談支援 ・一般相談支援 ・障害児相談支援

（２）文書削減の方向性に関する考察

本項ではアンケート調査結果を踏まえ文書削減に関する自治体、事業所の回答結果を踏まえ、考察した結果を記載する。なお、障害福祉サービス別文書ごとの集計結果に対する考察と合わせて、各障害福祉サービスにおいて共通の文書を集約し分析を行った[1]。

集約した文書は下表のとおりである。なお、集約した文書名においても多岐にわたることから、さらにそれらの文書を取りまとめて、中分類[2]を設定した。

図表 19　文書の集約（指定申請）

中分類	集約した文書名
勤務実態関連	従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表、従業員の勤務実態がわかる資料（雇用契約書の写し等）、管理者およびサービス管理責任者の勤務実態がわかる資料（雇用契約書等）、管理者およびサービス提供責任者の勤務実態がわかる資料（雇用契約書等）、管理者および児童発達支援管理責任者の勤務実態がわかる資料（雇用契約書等）、管理者および相談支援専門員の勤務実態がわかる資料（雇用契約書等）、相談支援専門員の兼務状況一覧表
経歴関連	従業員の資格証の写し、管理者およびサービス管理責任者の経歴書、管理者およびサービス管理責任者の研修修了証の写し（みなしのサービス管理責任者を配置する場合は、研修受講誓約書）、管理者およびサービス管理責任者の実務経験証明書、管理者およびサービス管理責任者の資格証の写し、管理者およびサービス提供責任者の経歴書、管理者およびサービス提供責任者の研修修了証の写し、管理者およびサービス提供責任者の資格証の写し、管理者およびサービス提供責任者の実務経験証明書、管理者および児童発達支援管理責任者の経歴書、管理者および児童発達支援管理責任者の研修修了証の写し、管理者および児童発達支援管理責任者の資格証の写し、管理者および児童発達支援管理責任者の実務経験証明書、管理者および相談支援専門員の経歴書、管理者および相談支援専門員の研修修了証の写し、管理者および相談支援専門員の資格証の写し、管理者および相談支援専門員の実務経験証明書、指定要件を満たす就労定着者の就労期間証明書、医療法第７条の許可を受けた診療所であることを証する許可証等の写し、管理者およびサービス管理責任者の研修修了証の写し
事業所運営体制関連	サービスの主たる対象者を特定する理由、運営規程、事業計画書、収支予算書、重要事項説明書、利用契約書、利用者(入所者)又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要、法第３６条第３項各号の規定に該当しない旨の誓約書、児童福祉法第２１条の５の１５に係る誓約書、非常災害対策に関する計画書、研修計画及び事例検討の実施体制を示す文書、事業に係る給付費の請求に関する事項(介体制等に関する届出書、体制等状況一覧表、各加算に必要な様式　等)、法第３６条第３項各号の規定に該当しない旨の誓約書、
申請・登記関連	指定申請書（自治体が示す書式）、登記事項証明書又は条例等、申請者の指定障害福祉サービス事業者，指定障害者支援施設又は指定相談支援事業者の別 提供している指定障害福祉サービスの種類，名称，所在地、登記事項証明書　又は　条例等
請求事務関連	事業所の平面図、設備・備品等一覧表、事業に係る訓練等給付費の請求に関する事項(介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書、介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表、各加算に必要な様式　等)、事業に係る介護給付費の請求に関する事項(介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書、介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表、各加算に必要な様式　等)、事業に係る相談支援給付費の請求に関する事項(介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書、介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表、各加算に必要な様式　等)、事業に係る介護給付費の請求に関する事項
設備等関連	建物の構造概要及び事業所の平面図、
他機関との連携関連	関係機関への届出状況を確認できるもの（建築物等検査済書，消防用設備等検査済書，事業所の用途が確認できる書類，その他関係機関への届出状況が分かる書類）、協力医療機関との契約書の写し、医療機関や行政機関との連携状況を示す書類、受託居宅介護サービス事業者との委託契約書の写し等、協力歯科医療機関との契約書の写し
利用者状況	利用者の推定数、前年度平均利用者数及び平均障害支援区分算出票、前年度平均利用者数及び平均障害支援区分算出表
その他	(共生型のみ)母体となるサービスの指定を受けていることを確認できるもの、(共生型のみ)関係施設から技術的支援を受けていることを確認できるもの

[1] なお、集約は文書名のみで行っている。文書の内容や書式等は自治体によって違うことに留意する必要がある。
[2] 中分類は文書名から判断して類似しているものをグループとして取りまとめたものである。実際の内容や書式等を踏まえてグルーピングしているものではない点について留意する必要がある。

図表 20　文書の集約（報酬・届出）

中分類	集約した文書名
勤務実態関連	従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表、勤務体制一覧表、共同生活援助に係る共同生活住居及び入居者の状況
経歴関連	児童指導員等の資格証（写し）、理学療法士等の資格証（写し）、看護職員の資格証（写し）、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了証（写し）、医師の雇用契約書又は嘱託医契約書及び医師免許証の写し、履修証明書・研修修了証、児童指導員の資格証（写し）、管理栄養士又は栄養士の資格証の写し、訪問支援員の資格証（写し）、履修証明書・研修修了証、
事業所運営体制関連	組織体制図、特定事業所加算　算定基準確認票、特定事業所加算（居宅介護事業所）の届出に係る計算シート、短期滞在加算及び精神障害者退院支援施設加算に係る体制、運営規程、食事提供体制加算に関する体制、小規模グループケアを行う施設の平面図
請求事務関連	介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表、
届出書関連	介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書、視覚・聴覚言語障害者支援体制加算に関する届出書、送迎加算に関する届出書、福祉専門職配置等加算に関する届出書、就労移行支援体制加算に関する届出書、食事提供体制加算に関する届出書、福祉専門職員配置等加算に関する届出書、重度障害者支援体制加算に関する届出書、特定事業所加算に係る届出書、看護職員配置加算に関する届出書、強度行動障害児特別支援加算届出書、送迎加算に関する届出書（重症心身障害児に実施する場合）、特別支援加算体制届出書、看護職員加配加算に関する届出書、児童指導員等配置加算及び児童指導員等加配加算に関する届出書、医療連携体制加算（Ⅴ）に関する届出書、社会生活支援加算に関する届出書、重度障害者支援加算に関する届出書、地域生活移行個別支援特別加算に関する届出書、強度行動障害者地域移行特別加算に関する届出書、精神障害者地域移行特別加算に関する届出書、通勤者生活支援加算に関する届出書、夜間支援等体制加算に関する届出書、夜勤職員加配加算に関する届出書、就労継続支援Ｂ型に係る基本報酬の算定区分に関する届出書、目標工賃達成指導員配置加算に関する届出書、栄養士配置加算に関する届出書、リハビリテーション加算に関する届出書、人員配置体制加算に関する届出書、医師未配置減算に関する届出書、延長支援加算に関する届出書、常勤看護職員等配置加算に係る届出書、社会生活支援特別加算に関する届出書、医療型短期入所に関する届出書、重度障害者支援加算に関する届出書、常勤看護職員等配置加算及び看護職員配置加算に関する届出書、福祉型短期入所に関する届出書、栄養士配置加算及び栄養マネジメント加算に関する届出書、夜間看護体制加算に関する届出書、夜勤職員配置体制加算に関する届出書、就労継続支援Ａ型に係る基本報酬の算定区分に関する届出書、就労継続支援Ａ型事業利用者負担減免措置実施届出書、賃金向上達成指導員配置加算に関する届出書、移行準備支援体制加算（Ⅰ）に関する届出書、就労支援関係研修修了加算に関する届出書、訪問支援員特別加算体制届出書、地域移行支援サービス費（Ⅰ）に関する届出書、就労定着実績体制加算に関する届出書、職場適応援助者養成研修修了者配置体制加算に関する届出書、看護職員配置加算に係る届出書、児童指導員等配置加算に関する届出書、重度障害児支援加算に関する届出書、小規模グループケア加算体制届出書、保育職員加配加算に関する届出書、地域生活移行個別支援加算に関する届出書
利用者状況	平均障害支援区分の算出、就労移行支援に係る基本報酬の算定区分に関する届出書就労定着者の状況、就労定着支援に係る基本報酬の算定区分に関する届出書・就労継続者の状況

①　文書ごとの負担感

集約した文書ごとに、事業所における負担感、必要性の理解、自治体における削減不可の状況について集計した。

集計結果を見ると、指定申請に関する文書では、「従事者の勤務の体制及び勤務形態一覧表」や「管理者および相談支援専門員の経歴書」、「管理者およびサービス提供責任者の経歴書」、「管理者および児童発達支援管理責任者の実務経験証明書」、「管理者およびサービス管理責任者の実務経験証明書」などの経歴関係文書、「事業に係る介護給付費の請求に関する事項」、「事業に係る訓練等給付費の請求に関する事項」といった給付事務に係る文書について作成の負担感が大きいことがわかる。一方、「研修計画及び事例検討の実施体制を示す文書」、「事業に係る給付費の請求に関する事項」、「サービスの主たる対象者を特定する理由」などの事業所運営体制に関連する文書は比較的負担があるとの回答割合は小さい。報酬・加算に関する文書では、「児童指導員等配置加算及び児童指導員等加配加算に関する届出書」や「介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書」といった届出書関連、「勤務体制一覧表」、「従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表」といった勤務実態関連の文書は負担感が大きいことが確認された。

表 21　指定申請に関する当該文書について作成に「負担を感じる」と回答した事業所の割合[3]

中分類	文書名	割合
勤務実態関連	従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表	62.8%
経歴関連	管理者および相談支援専門員の経歴書	60.0%
請求事務関連	事業に係る介護給付費の請求に関する事項(介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書、介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表、各加算に必要な様式　等)	59.5%
経歴関連	管理者およびサービス提供責任者の経歴書	58.5%
請求事務関連	事業に係る訓練等給付費の請求に関する事項(介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書、介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表、各加算に必要な様式　等)	58.4%
経歴関連	管理者および児童発達支援管理責任者の実務経験証明書	57.8%
経歴関連	管理者およびサービス管理責任者の実務経験証明書	54.4%
設備等関連	設備・備品等一覧表	54.2%
経歴関連	管理者およびサービス提供責任者の実務経験証明書	53.4%
経歴関連	管理者および児童発達支援管理責任者の経歴書	53.0%
申請・登記関連	指定申請書（自治体が示す書式)	52.9%
利用者状況	前年度平均利用者数及び平均障害支援区分算出票	52.5%
経歴関連	管理者およびサービス管理責任者の経歴書	52.0%
他機関との連携関連	関係機関への届出状況を確認できるもの（建築物等検査済書，消防用設備等検査済書，事業所の用途が確認できる書類，その他関係機関への届出状況が分かる書類)	51.5%
申請・登記関連	登記事項証明書又は条例等	51.3%
設備等関連	建物の構造概要及び事業所の平面図	49.5%
設備等関連	事業所の平面図	49.1%
経歴関連	管理者および相談支援専門員の実務経験証明書	48.1%
勤務実態関連	管理者およびサービス提供責任者の勤務実態がわかる資料（雇用契約書等)	47.0%
勤務実態関連	管理者および相談支援専門員の勤務実態がわかる資料（雇用契約書等)	46.5%
事業所運営体制関連	収支予算書	45.4%
勤務実態関連	管理者および児童発達支援管理責任者の勤務実態がわかる資料（雇用契約書等)	45.2%
事業所運営体制関連	運営規程	44.9%
事業所運営体制関連	事業計画書	43.7%
経歴関連	管理者およびサービス提供責任者の研修修了証の写し	42.7%
経歴関連	管理者およびサービス提供責任者の資格証の写し	42.3%
経歴関連	管理者および相談支援専門員の資格証の写し	42.2%
事業所運営体制関連	利用者(入所者)又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要	41.2%
経歴関連	管理者および児童発達支援管理責任者の資格証の写し	40.9%
経歴関連	従業員の資格証の写し	39.8%
経歴関連	管理者および児童発達支援管理責任者の研修修了証の写し	39.6%
他機関との連携関連	医療機関や行政機関との連携状況を示す書類	39.5%
勤務実態関連	従業員の勤務実態がわかる資料（雇用契約書の写し等)	39.2%
勤務実態関連	相談支援専門員の兼務状況一覧表	38.9%
他機関との連携関連	協力医療機関との契約書の写し	38.8%
経歴関連	管理者および相談支援専門員の研修修了証の写し	38.4%
利用者状況	利用者の推定数	37.3%
事業所運営体制関連	非常災害対策に関する計画書	36.0%
事業所運営体制関連	児童福祉法第２１条の５の１５に係る誓約書	35.1%
経歴関連	管理者およびサービス管理責任者の研修修了証の写し（みなしのサービス管理責任者を配置する場合は、研修受講誓約書)	34.9%
事業所運営体制関連	法第３６条第３項各号の規定に該当しない旨の誓約書（※)	34.0%
勤務実態関連	管理者およびサービス管理責任者の勤務実態がわかる資料（雇用契約書等)	33.7%
経歴関連	管理者およびサービス管理責任者の資格証の写し	33.6%
事業所運営体制関連	重要事項説明書	33.1%
事業所運営体制関連	法第３６条第３項各号の規定に該当しない旨の誓約書（※）（※)	32.0%
事業所運営体制関連	利用契約書	30.8%
事業所運営体制関連	サービスの主たる対象者を特定する理由	30.4%
事業所運営体制関連	事業に係る給付費の請求に関する事項(介体制等に関する届出書、体制等状況一覧表、各加算に必要な様式等)	29.2%
事業所運営体制関連	研修計画及び事例検討の実施体制を示す文書	24.9%
他機関との連携関連	受託居宅介護サービス事業者との委託契約書の写し等	20.3%
その他	(共生型のみ)母体となるサービスの指定を受けていることを確認できるもの	13.9%
その他	(共生型のみ)関係施設から技術的支援を受けていることを確認できるもの	4.7%

[3] 回答事業所数が 50 事業所以上の文書のみを掲載

図表 22 報酬・加算に関する当該文書について作成に「負担を感じる」と回答した事業所の割合[4]

中分類	文書名	割合
勤務実態関連	勤務体制一覧表	63.2%
届出書関連	児童指導員等配置加算及び児童指導員等加配加算に関する届出書	60.9%
勤務実態関連	従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表	58.3%
届出書関連	介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書	52.8%
請求事務関連	介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表	52.0%
届出書関連	就労継続支援 B 型に係る基本報酬の算定区分に関する届出書	48.0%
届出書関連	人員配置体制加算に関する届出書	46.3%
利用者状況	平均障害支援区分の算出	45.8%
経歴関連	児童指導員等の資格証（写し）	42.1%
届出書関連	夜間支援等体制加算に関する届出書	40.6%
届出書関連	福祉専門職配置等加算に関する届出書	40.3%
経歴関連	児童指導員の資格証（写し）	38.8%
届出書関連	目標工賃達成指導員配置加算に関する届出書	37.0%
事業所運営体制関連	組織体制図	36.9%
経歴関連	履修証明書・研修修了証★	35.2%
利用者状況	共同生活援助に係る共同生活住居及び入居者の状況	34.1%
事業所運営体制関連	食事提供体制加算に関する体制	32.7%
届出書関連	福祉専門職員配置等加算に関する届出書	32.0%
届出書関連	特定事業所加算に係る届出書	28.9%
届出書関連	食事提供体制加算に関する届出書	27.3%
事業所運営体制関連	運営規程	27.1%
届出書関連	常勤看護職員等配置加算に係る届出書	27.1%
届出書関連	送迎加算に関する届出書	26.8%
事業所運営体制関連	特定事業所加算（居宅介護事業所）の届出に係る計算シート	25.7%
事業所運営体制関連	特定事業所加算　算定基準確認票	25.3%
届出書関連	重度障害者支援加算に関する届出書　※1	22.4%
経歴関連	医師の雇用契約書又は嘱託医契約書及び医師免許証の写し	19.6%
届出書関連	常勤看護職員等配置加算及び看護職員配置加算に関する届出書	19.0%
届出書関連	重度障害者支援体制加算に関する届出書	17.5%
届出書関連	重度障害者支援加算に関する届出書	17.3%
届出書関連	福祉型短期入所に関する届出書	15.5%
経歴関連	理学療法士等の資格証（写し）	15.3%
届出書関連	リハビリテーション加算に関する届出書	15.1%
届出書関連	栄養士配置加算に関する届出書	14.4%
届出書関連	特別支援加算体制届出書	14.4%
届出書関連	医療連携体制加算（Ⅴ）に関する届出書	14.3%
届出書関連	強度行動障害児特別支援加算届出書	13.6%
届出書関連	延長支援加算に関する届出書	13.1%
経歴関連	強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了証（写し）	13.0%
届出書関連	送迎加算に関する届出書（重症心身障害児に実施する場合）	11.5%
届出書関連	地域生活移行個別支援特別加算に関する届出書	11.0%
届出書関連	夜勤職員加配加算に関する届出書	10.9%
届出書関連	就労移行支援体制加算に関する届出書	10.6%
届出書関連	看護職員加配加算に関する届出書	9.2%
届出書関連	看護職員配置加算に関する届出書	8.4%
経歴関連	看護職員の資格証（写し）	8.2%
届出書関連	通勤者生活支援加算に関する届出書	8.0%
届出書関連	社会生活支援加算に関する届出書	7.9%
届出書関連	視覚・聴覚言語障害者支援体制加算に関する届出書	7.4%
届出書関連	精神障害者地域移行特別加算に関する届出書	7.2%
届出書関連	社会生活支援特別加算に関する届出書	7.0%
届出書関連	医療型短期入所に関する届出書	6.9%
届出書関連	医師未配置減算に関する届出書	6.5%
届出書関連	強度行動障害者地域移行特別加算に関する届出書	5.0%
事業所運営体制関連	短期滞在加算及び精神障害者退院支援施設加算に係る体制	2.6%

[4] 50%以上が負担と回答した文書のみを掲載。回答事業所が 50 事業所以上あった文書のみを掲載。

②　文書作成に関する自治体と事業所の認識

指定申請文書および報酬・加算文書について、個別の文書ごとに、必要性を認識している事業所の割合と当該文書を削減不可と考える自治体の割合を集約した文書ごとにグラフにしたのが図表 23 である。

個別の文書について、指定申請文書のうち「利用契約書」や「重要事項説明書」、「管理者および児童発達支援管理責任者の勤務実態がわかる資料（雇用契約書等）」、「管理者および相談支援専門員の勤務実態がわかる資料（雇用契約書等）」といった文書は、事業所が作成の必要性を認識している割合が大きいが、自治体は削減不可とする割合が小さい文書であった。報酬・加算文書にはこのような傾向を示す文書はなかった。

また、報酬・加算文書のうち「視覚・聴覚言語障害者支援体制加算に関する届出書」、「就労移行支援体制加算に関する届出書」、「看護職員配置加算に関する届出書」、「看護職員加配加算に関する届出書」、「社会生活支援加算に関する届出書」、「通勤者生活支援加算に関する届出書」、「短期滞在加算及び精神障害者退院支援施設加算に係る体制」、「社会生活支援特別加算に関する届出書」といった文書は、特に、事業所が作成の必要性を認識している割合が小さく、自治体は削減不可とする割合が大きい文書であった。なお、指定申請文書には、このような文書はなかった。

以上の結果を踏まえると、指定申請文書と報酬・加算文書では両者に必要性の認識について違いがあることが見て取れる。指定申請文書について必要性を認識している事業所の割合に比べ、報酬・加算文書について必要性を認識している事業所の割合が全体的に小さい。すなわち、報酬・加算文書は指定申請文書と比べ、必要性があまり理解されていないと想定される。

図表 23　当該文書について必要性を認識している事業所の割合と削減不可とする自治体の割合 [5]

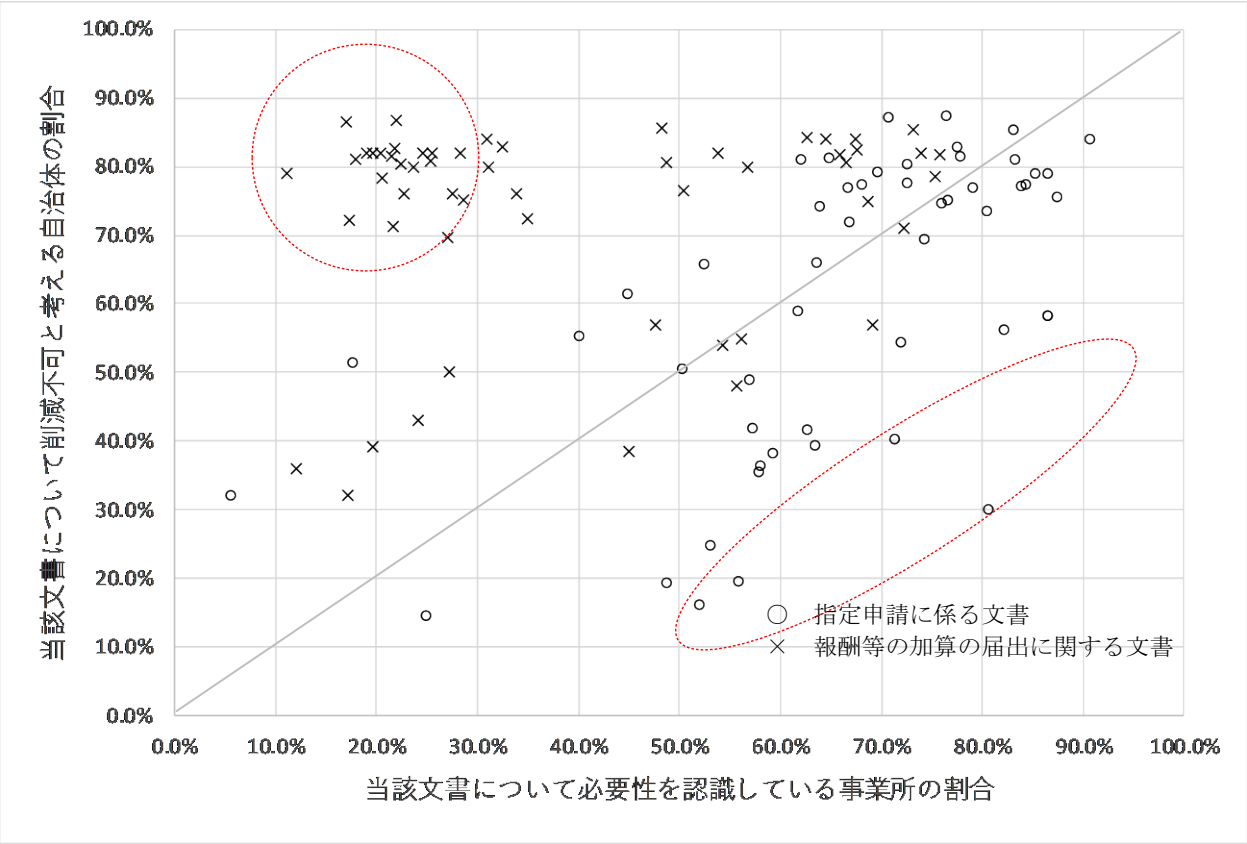

[5] 回答数が 50 事業所未満の文書を除いて掲載している。
なお、図中対角線にひかれている線から距離が離れているほど認識にずれが生じていると解釈することができる。

③　文書削減の可能性

文書削減の可能性について、図表 7 の枠組みに基づき分析する[6]と、「a. 削減検討」に該当する文書はなかった。また、「b. 削減または意思疎通の努力」、「c. 削減難しい、効率化検討」とする文書はほとんどなかった。「d. 削減不要」に該当する文書としては、報酬・届出関連の届出書関連の文書がほとんどであり、「視覚・聴覚言語障害者支援体制加算に関する届出書」、「就労移行支援体制加算に関する届出書」、「重度障害者支援体制加算に関する届出書」などの文書が該当する。

なお、事業所や法人の規模に応じて負担感に違いがあることが想定されるため、今後事業所や法人の規模別の分析が必要と考えられる。

図表 24　当該文書を負担と感じる事業所と削減を不可と考える自治体の割合[7]

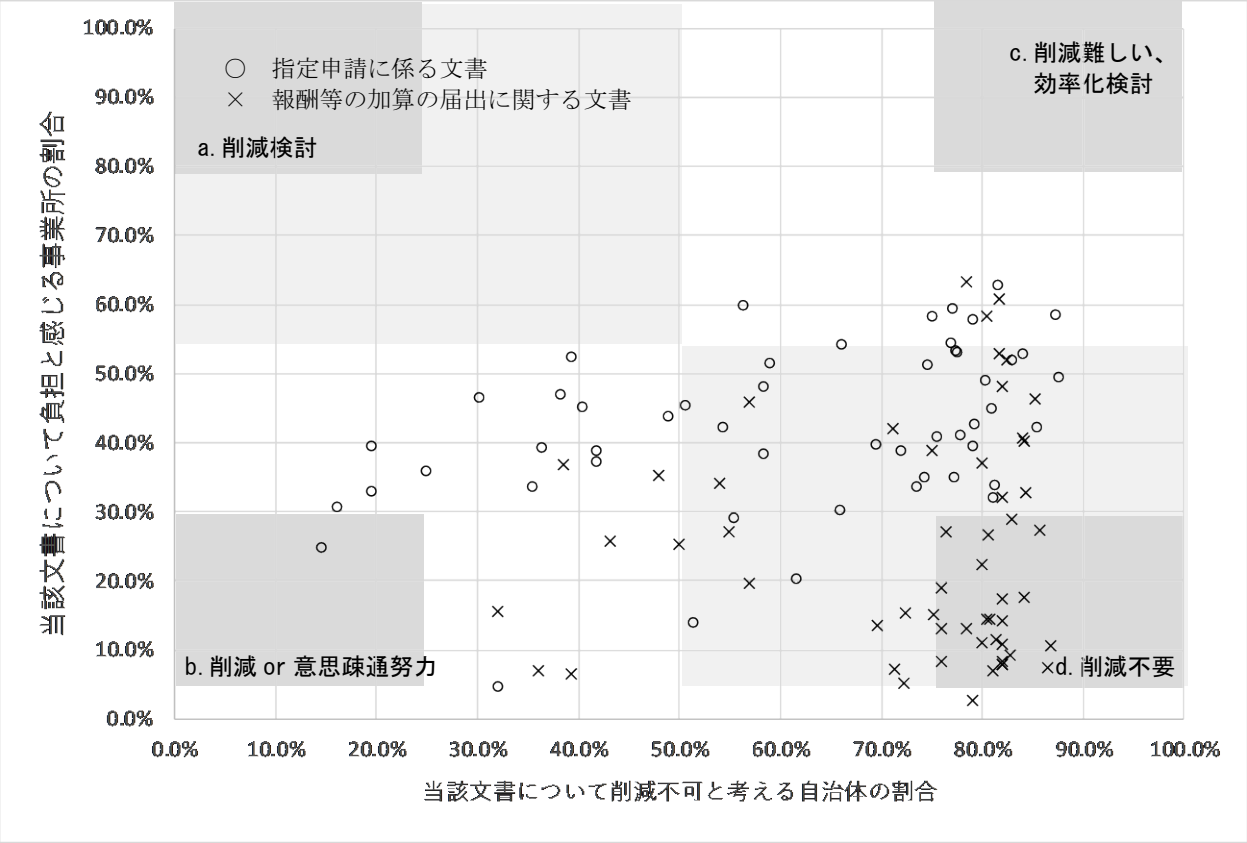

[6] 便宜的に次の水準でラインを引いた。
a. 削減検討：事業所の文書作成の負担感　75%以上　事業所の文書削減の必要性の認識 25%以下または自治体の文書削減できないとする回答 25%以下
b:削減 or 意思疎通を努力：事業所の文書作成の負担感　25%以上　事業所の文書削減の必要性の認識 25%以下または自治体の文書削減できないとする回答 25%以下
c:削減は難しいが（手段の）効率化を検討：事業所の文書作成の負担感　75%以上　事業所の文書削減の必要性の認識 75%以下または自治体の文書削減できないとする回答 25%以下
d:削減不要：事業所の文書作成の負担感　25%以上　事業所の文書削減の必要性の認識 25%以下または自治体の文書削減できないとする回答 25%以下

[7] 回答数が少ない障害福祉サービスの文書を除く文書について掲載している。以降、同様である。

図表 24 で示したように文書ごとにみると「a.削減検討」とする文書はなく、「b.削減または意思疎通の努力」、「c.削減難しい、効率化検討」とする文書もほとんどなかったが、障害福祉サービス別文書ごとにみると次のような結果が得られた。

「b.削減または意思疎通の努力」とする文書については、指定申請文書については「研修計画及び事例検討の実施体制を示す文書」、「利用契約書」、「重要事項説明書」などの文書が該当する。

「c.削減は難しいが効率化を検討」とする文書については、指定申請文書については「従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表」、「事業に係る給付費請求に関する事項（介護給付や訓練等給付含む）」といった文書が該当する。報酬・加算文書については「従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表」、「給付費等の算定に係る体制等状況一覧表（介護給付、訓練等給付含む）」が挙げられる。これらから従事者の体制に関連する文書が多く該当しており、これらの文書の効率化が、事業所の負担感を下げるためにも大切であると考えられる。

「d.削減不要」とする文書については「加算の体制届出」に関する文書の割合が大きい。また、すでにある文書などをそのまま提示すればよい場合などが中心であった。「d.削減不要」に該当する文書であるが、自治体が文書削減不可とする理由について精査する必要性があるなどの理由から、一義的に不要とするのではなく、自治体内で必要性について再度検討することも必要であると考えられる。

また、各象限に該当する文書の詳細な内容は後述する（４）にて記載していることから、そちらを参照してほしい。

図表 25　障害福祉サービス別当該文書を負担と感じる事業所と削減を不可と考える自治体の割合

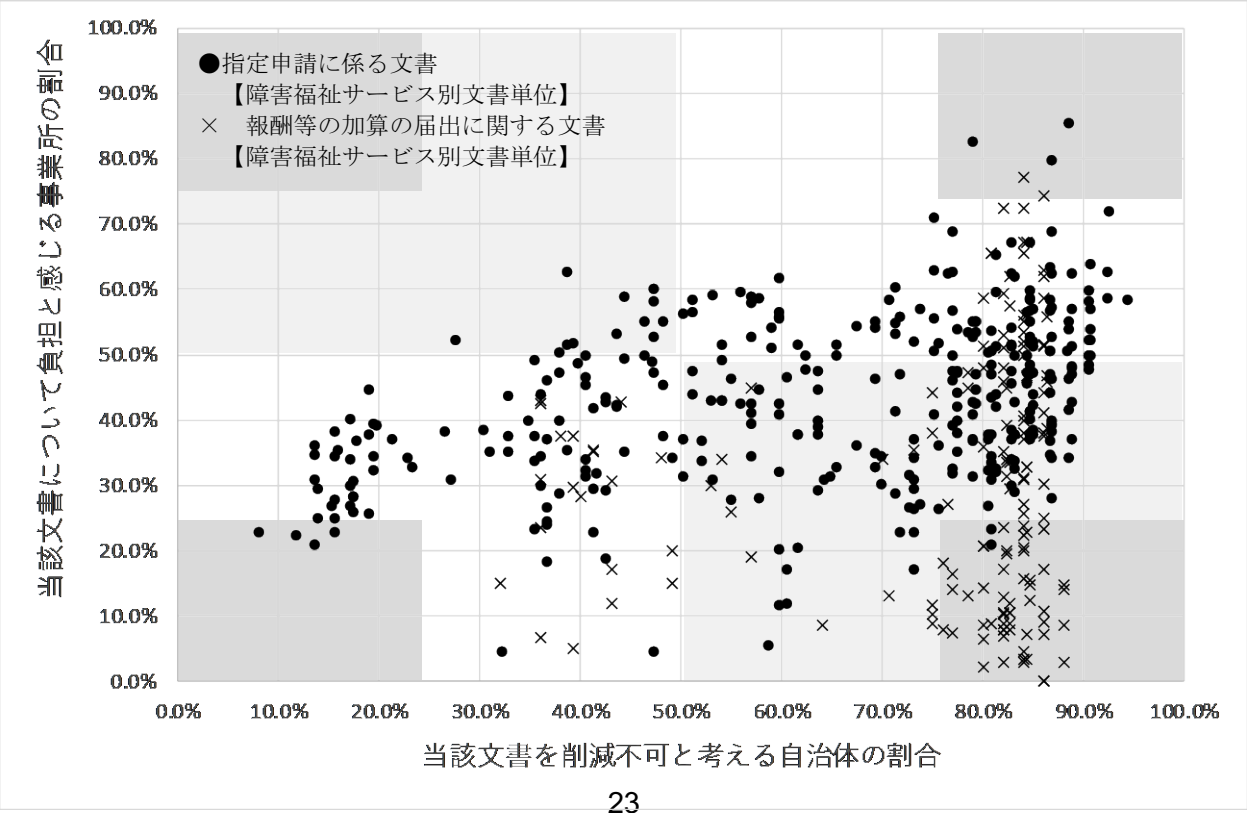

④　自治体が「削減不可」と回答している文書の特徴

以上の結果を踏まえると、本事業の主目的である文書削減を今後進めていくためには、自治体が「文書削減が不可」と回答している文書について必要性を確保しつつ、作成を省力化していくことが鍵になると考えられる。本項では、自治体が「文書削減が不可」と回答している文書の特徴を分析し、その削減の方向性について検討する。

本調査では、自治体に対し文書削減不可とする理由について、指定申請文書では、「省令告示で定められているため」「他法令で必要とされているため」「任意で事業運営確認に必要なため」「その他」、報酬・加算文書では、「省令告示で定められているため」「留意事項通知で定められているため」「任意で事業運営確認に必要なため」「その他」という選択肢を設けて尋ねている。文書ごとに「削減不可」としている自治体の割合と、その負荷の理由として当該理由を挙げている割合の関係性について確認することを目的として分析を行った。

指定申請に関する文書について、自治体が「削減不可」と考える割合が 50%以上の 34 文書を見ると、「省令告示で定められているため」と回答している割合が 75%以上である文書は 28 文書（82.4%）である一方、自治体が「削減不可」と考える割合が 50%未満の 8 文書を見ると、「省令告示で定められているため」と回答している割合が 75%以上である文書は 1 文書（12.5%）であった。また、「任意で事業運営確認に必要なため」に着目すると、自治体が「削減不可」と考える割合が 50%以上の 34 文書において、「任意で事業運営確認に必要なため」と回答している割合が 50%以上である文書は 1 文書（2.9%）である一方、自治体が「削減不可」と考える割合が 50%未満の 8 文書を見ると、「任意で事業運営確認に必要なため」と回答している割合が 50%以上である文書は 3 文書（37.5%）であった。

続いて、報酬・加算に関する文書については、指定申請に関する文書と違い、「削減不可」と考える割合の大きさに関わらず「省令告示で定められているため」とする回答割合がおおむね 75%以上であり、「留意事項通知で定められているため」との回答割合がおおむね 10%から 20%であった。

なお、今回の調査からは、「削減不可」とする「その他」の理由については、自由記述への有効な回答が得られなかったため、具体的に明らかにすることができなかった。

図表 26　指定申請に関する文書における削減不可の理由[8]

	削減不可の理由				削減不可
	省令告示で定められているため	他法令で必要とされるため	任意で事業運営確認に必要なため	その他	
建物の構造概要及び事業所の平面図	95.7%	0.0%	3.2%	1.1%	87.5%
管理者およびサービス提供責任者の経歴書	95.9%	0.0%	4.1%	0.0%	87.3%
管理者およびサービス提供責任者の資格証の写し	75.1%	2.1%	22.8%	0.0%	85.4%
指定申請書（自治体が示す書式）	98.5%	0.0%	1.3%	0.3%	84.0%
管理者およびサービス管理責任者の経歴書	95.5%	0.0%	4.5%	0.0%	82.9%
従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表	95.1%	0.0%	4.9%	0.0%	81.5%
法第３６条第３項各号の規定に該当しない旨の誓約書（※）	95.5%	0.0%	4.5%	0.0%	81.2%
運営規程	99.1%	0.0%	0.9%	0.0%	81.0%
事業所の平面図	95.9%	0.0%	4.1%	0.0%	80.3%
管理者およびサービス提供責任者の研修修了証の写し	78.2%	2.1%	17.6%	2.1%	79.2%
管理者および児童発達支援管理責任者の研修修了証の写し	84.6%	2.0%	13.4%	0.0%	79.0%
管理者および児童発達支援管理責任者の実務経験証明書	84.6%	2.0%	13.4%	0.0%	79.0%
利用者(入所者)又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要	95.8%	0.0%	4.2%	0.0%	77.7%
管理者および児童発達支援管理責任者の経歴書	97.6%	0.0%	2.4%	0.0%	77.5%
管理者およびサービス提供責任者の実務経験証明書	77.2%	4.4%	16.1%	2.2%	77.4%
管理者およびサービス管理責任者の研修修了証の写し（みなしのサービス管理責任者を配置する場合は、研修受講誓約書）	74.9%	4.2%	20.9%	0.0%	77.2%
事業に係る介護給付費の請求に関する事項(介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書、介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表、各加算に必要な様式　等)	72.8%	2.3%	22.5%	2.3%	77.0%
管理者およびサービス管理責任者の実務経験証明書	76.2%	4.5%	19.1%	0.2%	76.9%
管理者および児童発達支援管理責任者の資格証の写し	85.7%	2.1%	12.2%	0.0%	75.6%
登記事項証明書又は条例等	91.8%	2.2%	5.3%	0.8%	74.6%
児童福祉法第２１条の５の１５に係る誓約書	95.5%	0.0%	4.5%	0.0%	74.3%
管理者およびサービス管理責任者の資格証の写し	76.9%	2.3%	20.8%	0.0%	73.5%
協力医療機関との契約書の写し	92.1%	1.6%	6.3%	0.0%	71.9%
従業員の資格証の写し	73.3%	1.9%	24.2%	0.6%	69.5%
設備・備品等一覧表	81.1%	2.4%	16.4%	0.0%	66.0%
サービスの主たる対象者を特定する理由	60.9%	0.0%	38.5%	0.6%	65.8%
関係機関への届出状況を確認できるもの（建築物等検査済書，消防用設備等検査済書，事業所の用途が確認できる書類，その他関係機関への届出状況が分かる書類）	40.4%	33.3%	26.3%	0.0%	59.0%
管理者および相談支援専門員の研修修了証の写し	89.1%	3.1%	7.8%	0.0%	58.3%
管理者および相談支援専門員の実務経験証明書	88.7%	3.2%	8.1%	0.0%	58.3%
管理者および相談支援専門員の経歴書	98.4%	0.0%	1.6%	0.0%	56.3%
管理者および相談支援専門員の資格証の写し	84.5%	3.4%	12.1%	0.0%	54.4%
医療法第７条の許可を受けた診療所であることを証する許可証等の写し	96.6%	2.3%	1.1%	0.0%	53.2%
(共生型のみ)母体となるサービスの指定を受けていることを確認できるもの	60.7%	8.2%	31.1%	0.0%	51.4%
収支予算書	28.8%	4.5%	64.2%	2.5%	50.6%
事業計画書	35.0%	3.1%	59.2%	2.7%	48.9%
利用者の推定数	81.8%	0.0%	17.9%	0.4%	41.8%
管理者および児童発達支援管理責任者の勤務実態がわかる資料(雇用契約書等)	72.4%	0.0%	27.6%	0.0%	40.3%
管理者およびサービス提供責任者の勤務実態がわかる資料（雇用契約書等）	62.4%	0.0%	37.6%	0.0%	38.2%
従業員の勤務実態がわかる資料（雇用契約書の写し等）	59.0%	0.0%	41.0%	0.0%	36.4%
管理者およびサービス管理責任者の勤務実態がわかる資料（雇用契約書等）	55.2%	0.0%	44.8%	0.0%	35.4%
重要事項説明書	36.0%	3.2%	60.7%	0.0%	19.5%
利用契約書	40.6%	3.9%	55.5%	0.0%	16.1%

[8] 自治体による回答、自治体の回答数が 50 未満の文書は除いて、削減不可の割合が大きい順に掲載。なお、「削減不可の理由」は削減不可と回答した自治体の数を分母とし、無回答を除いて集計している。

図表 27　報酬・加算に関する文書における削減不可の理由[9]

小分類	削減不可の理由				削減不可
	省令告示で定められているため	留意事項通知で定められているため	任意で事業運営確認に必要なため	その他	
就労移行支援体制加算に関する届出書	78.0%	17.0%	4.9%	0.0%	86.9%
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算に関する届出書	78.1%	17.2%	4.7%	0.0%	86.5%
食事提供体制加算に関する届出書	75.7%	19.4%	4.9%	0.0%	85.7%
人員配置体制加算に関する届出書	83.3%	11.1%	5.6%	0.0%	85.3%
福祉専門職配置等加算に関する届出書	78.9%	16.1%	5.1%	0.0%	84.1%
重度障害者支援体制加算に関する届出書	77.0%	17.8%	5.2%	0.0%	84.1%
特定事業所加算に係る届出書	83.7%	11.8%	4.5%	0.0%	82.8%
看護職員加配加算に関する届出書	77.9%	18.6%	3.5%	0.0%	82.7%
介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表	57.9%	13.9%	22.2%	6.0%	82.5%
福祉専門職員配置等加算に関する届出書	78.8%	16.5%	4.7%	0.0%	82.0%
看護職員配置加算に関する届出書	77.6%	17.6%	4.7%	0.0%	82.0%
医療連携体制加算（Ⅴ）に関する届出書	77.6%	18.8%	3.5%	0.0%	82.0%
社会生活支援加算に関する届出書	76.5%	18.2%	5.3%	0.0%	82.0%
重度障害者支援加算に関する届出書	76.2%	19.0%	4.8%	0.0%	82.0%
児童指導員等配置加算及び児童指導員等加配加算に関する届出書	79.3%	16.1%	4.6%	0.0%	81.7%
介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書	64.7%	8.0%	18.5%	8.8%	81.7%
送迎加算に関する届出書（重症心身障害児に実施する場合）	76.2%	19.0%	4.8%	0.0%	81.4%
社会生活支援特別加算に関する届出書	78.2%	17.2%	4.6%	0.0%	81.0%
特別支援加算体制届出書	76.0%	19.2%	4.8%	0.0%	80.8%
送迎加算に関する届出書	78.9%	16.5%	4.6%	0.0%	80.6%
従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表	72.0%	14.4%	13.5%	0.0%	80.5%
栄養士配置加算に関する届出書	81.2%	15.3%	3.5%	0.0%	80.4%
地域生活移行個別支援特別加算に関する届出書	78.3%	16.9%	4.8%	0.0%	80.0%
短期滞在加算及び精神障害者退院支援施設加算に係る体制	77.1%	18.1%	4.8%	0.0%	79.0%
勤務体制一覧表	78.3%	16.3%	5.4%	0.0%	78.5%
看護職員の資格証（写し）	82.7%	14.8%	2.5%	0.0%	76.0%
強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了証（写し）	80.2%	14.8%	4.9%	0.0%	76.0%
リハビリテーション加算に関する届出書	76.5%	18.5%	4.9%	0.0%	75.2%
理学療法士等の資格証（写し）	79.1%	15.7%	5.2%	0.0%	72.4%
精神障害者地域移行特別加算に関する届出書	82.4%	13.5%	4.1%	0.0%	71.3%
児童指導員等の資格証（写し）	83.2%	15.9%	0.9%	0.0%	71.2%
強度行動障害児特別支援加算届出書	80.6%	15.7%	3.7%	0.0%	69.7%
特定事業所加算　算定基準確認票	80.2%	19.8%	0.0%	0.0%	50.0%
特定事業所加算（居宅介護事業所）の届出に係る計算シート	84.0%	12.0%	0.0%	4.0%	43.1%
組織体制図	59.9%	14.3%	19.1%	6.7%	38.5%

[9] 自治体による回答、自治体の回答数が 50 未満の文書は除いて、削減不可の割合が大きい順に掲載。なお、「削減不可の理由」は削減不可と回答した自治体の数を分母とし、無回答を除いて集計している。

⑤　文書作成に関する負担感が小さい事業所の特徴

文書作成を特に負担と感じないと回答した事業所の割合は、指定申請に関する文書で回答者全体の 12.7%、報酬・加算に関する文書で 18.0%であった。この結果を踏まえ、「文書作成を特に負担と感じない」と回答している事業所の特性を明らかにすべく、事業所の属性等とのクロス集計分析を行った[10]。

「文書作成を特に負担に感じない」と回答した割合が最も大きい障害福祉サービス類型は指定申請文書および報酬・加算文書のいずれも居住支援系サービスであり、次いで大きいのが訓練系サービスであった。一方、割合が小さいのが日中活動系サービスであり次いで施設系サービスであった。本調査からは具体的にどの書類が負担を感じているかわからないものの、障害福祉サービス類型により負担感が違うことが確認された。

次に運営種別にみると、「文書作成を特に負担に感じない」と回答した割合が最も大きいのは医療法人であった。なお、指定申請と報酬加算で負担感に違いがあり、社会福祉法人の場合、指定申請より加算の方が「文書作成を特に負担に感じない」との回答割合が大きい。

図表 28　障害福祉サービス類型別　「文書作成を特に負担と感じない」と回答した事業所の割合

	回答全体	指定申請		加算	
		件数	%	件数	%
回答全体	1169	148	12.7%	210	18.0%
訪問系	134	16	11.9%	18	13.4%
日中活動系	132	4	3.0%	16	12.1%
施設系	35	3	8.6%	5	14.3%
居住支援系	140	25	17.9%	31	22.1%
訓練系	100	15	15.0%	21	21.0%
就労系	201	27	13.4%	39	19.4%
障害児	291	41	14.1%	47	16.2%
相談系	137	17	12.4%	33	24.1%

[10] なお、「件数」は「文書作成を特に負担と感じない」と回答した事業所数であり、「回答全体」は表側に該当する属性の回答者数である。%は件数を回答全体で除した数値である。

図表 29　運営主体別　「文書作成を特に負担と感じない」と回答した事業所の割合

	回答全体	指定申請		加算	
		件数	%	件数	%
国等行政機関	25	3	12.0%	3	12.0%
社会福祉法人	542	52	9.6%	86	15.9%
（一般/公益）財団・社団法人	60	10	16.7%	15	25.0%
営利法人	287	41	14.3%	59	20.6%
医療法人	39	8	20.5%	9	23.1%
特定非営利活動法人	189	28	14.8%	28	14.8%

法人職員規模別にみると、指定申請について法人規模が 100 人未満だと「文書作成を特に負担に感じない」と回答した割合が 100 人以上と比べて大きい。また加算については、50 人未満だと「文書作成を特に負担に感じない」と回答した割合が 50 人以上と比べて大きい。すなわち、法人規模が小さいほど「文書作成を特に負担に感じない」ことが確認される。

事業所職員数でみると、10 人未満の方が「文書作成を特に負担に感じない」と回答した割合が 10 人以上と比べて大きいことから、事業所規模が小さいほど「文書作成を特に負担に感じない」ことが確認された。

一般的には法人規模が大きく複数の事業所を運営していると、それだけ間接業務が効率化され負担感は減少することが想定されるが、本調査結果は一般的な規模の論理からは逆の傾向になった。

この結果から推察すると、指定申請や報酬・加算届出事務が事業所単位で求められているため、作成する書類も事業所単位で作成しなければならず、法人単位で管理している情報を事業所単位で分割するといった事務量が生じることから、事務処理の負荷が高まってしまうといったことが想定される。また、規模が大きい法人ほど複数の自治体で事業を展開していることが想定され、自治体により求められる書式や作成書類に違いがあることなども効率化を妨げている要因の一つと考えられる。

図表 30　法人職員数別　「文書作成を特に負担と感じない」と回答した事業所の割合

	回答全体	指定申請		加算	
		件数	%	件数	%
10 人未満	127	18	14.2%	32	25.2%
10 人以上 20 人未満	134	20	14.9%	26	19.4%
20 人以上 50 人未満	222	35	15.8%	41	18.5%
50 人以上 100 人未満	182	28	15.4%	22	12.1%
100 人以上 300 人未満	260	19	7.3%	43	16.5%
300 人以上 500 人未満	74	7	9.5%	13	17.6%
500 人以上	134	16	11.9%	24	17.9%

図表 31　事業所職員数別　「文書作成を特に負担と感じない」と回答した事業所の割合

	回答全体	指定申請		加算	
		件数	%	件数	%
5 人未満	127	21	16.5%	39	30.7%
5 人以上 10 人未満	134	58	43.3%	78	58.2%
10 人以上 20 人未満	222	34	15.3%	40	18.0%
20 人以上 50 人未満	182	21	11.5%	29	15.9%
50 人以上 100 人未満	260	8	3.1%	8	3.1%
100 人以上	74	1	1.4%	8	10.8%

次に、文書の保管方法等が事業所の文書作成に対する負担感に与えている影響について考察する。文書の保管形態により、「文書作成を特に負担に感じない」と回答した割合に違いはなかったものの、保管期間が短いほど「文書作成を特に負担に感じない」と回答した割合が大きくなる傾向にあった。また、保管範囲が「事務所室内の書棚１つに収まる程度」である方が、「文書作成を特に負担に感じない」と回答した割合が大きい結果であった。

すなわち、保管すべき量が多いあるいは期間が長い場合に負担感が増すということが言え、電子媒体による保管が進むと、文書作成に関する負担感も小さくなることが推察された。

また、規模が小さい法人や事業所の負担感が小さい背景として、保管文書も少ないこともその要因の一つであると推察される。このような保管形態の観点での文書削減の在り方も重要な視点であると考えられる。

図表 32　文書の保管形態　「文書作成を特に負担と感じない」と回答した事業所の割合

	回答全体	指定申請		加算	
		件数	%	件数	%
紙で保存	1095	135	12.3%	193	17.6%
電子ファイルで保存（Word や Excel、PDF 等）	725	93	12.8%	118	16.3%
電子データで保存	149	22	14.8%	26	17.4%

図表 33　保管期間別　「文書作成を特に負担と感じない」と回答した事業所の割合

	回答全体	指定申請		加算	
		件数	%	件数	%
１年未満	15	2	13.3%	2	13.3%
１年以上３年未満	94	19	20.2%	27	28.7%
３年以上５年未満	216	32	14.8%	44	20.4%
５年以上 10 年未満	519	64	12.3%	92	17.7%
10 年以上	302	28	9.3%	40	13.2%

図表 34　保管範囲別　「文書作成を特に負担と感じない」と回答した事業所の割合

	回答全体	指定申請		加算	
		件数	%	件数	%
事務室内の書棚１つに収まる程度	437	66	15.1%	89	20.4%
事務室内の複数の書棚に収まる程度	297	30	10.1%	53	17.8%
事務室以外に書庫室が必要になる程度	378	40	10.6%	53	14.0%

（３）事業所アンケート調査結果（個別文書以外の設問）

本節では、事業所に実施したアンケート調査した結果を集計した結果を掲載する。

ア．運営法人の種別

運営法人の種別を見ると社会福祉法人の割合が 46.4%であり、次いで営利法人が 24.6%と割合が大きい。また、サービスの種類別にみると、訪問系、障害児サービスでは営利法人の割合が大きいものの、それ以外のサービスでは、社会福祉法人が運営法人となっている割合が大きい。

図表 35　運営法人の種類

度数	回答全体	訪問系	日中活動系	施設系	居住支援系	訓練系	就労系	障害児	相談系
国等行政機関	25	0	1	1	0	6	1	16	0
社会福祉法人	542	36	105	34	79	42	85	81	80
（一般/公益）財団・社団法人	60	4	2	0	8	6	14	17	9
営利法人	287	61	10	0	10	11	53	123	19
医療法人	39	5	1	0	11	11	1	5	5
特定非営利活動法人	189	22	9	0	29	18	45	43	23
独立行政法人	6	1	2	0	0	1	0	2	1
その他の法人	5	4	0	0	0	1	0	0	0
無回答	16	1	2	0	3	4	2	4	0
合計	1169	134	132	35	140	100	201	291	137
割合	回答全体	訪問系	日中活動系	施設系	居住支援系	訓練系	就労系	障害児	相談系
国等行政機関	2.1%	0.0%	0.8%	2.9%	0.0%	6.0%	0.5%	5.5%	0.0%
社会福祉法人	46.4%	26.9%	79.5%	97.1%	56.4%	42.0%	42.3%	27.8%	58.4%
（一般/公益）財団・社団法人	5.1%	3.0%	1.5%	0.0%	5.7%	6.0%	7.0%	5.8%	6.6%
営利法人	24.6%	45.5%	7.6%	0.0%	7.1%	11.0%	26.4%	42.3%	13.9%
医療法人	3.3%	3.7%	0.8%	0.0%	7.9%	11.0%	0.5%	1.7%	3.6%
特定非営利活動法人	16.2%	16.4%	6.8%	0.0%	20.7%	18.0%	22.4%	14.8%	16.8%
独立行政法人	0.5%	0.7%	1.5%	0.0%	0.0%	1.0%	0.0%	0.7%	0.7%
その他の法人	0.4%	3.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.0%	0.0%	0.0%	0.0%
無回答	1.4%	0.7%	1.5%	0.0%	2.1%	4.0%	1.0%	1.4%	0.0%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

イ．法人全体、事業所の職員数

施設系は法人規模が大きい法人が多く、就労系はやや法人規模が小さい法人が多いといった傾向はあるものの、全体では概ね 300 人未満の法人で半数以上を占めている。

図表 36　法人全体の職員数

度数	回答全体	訪問系	日中活動系	施設系	居住支援系	訓練系	就労系	障害児	相談系
10 人未満	127	12	2	0	13	8	50	30	12
10 人以上 20 人未満	134	16	5	0	18	8	27	49	11
20 人以上 50 人未満	222	22	17	4	29	20	35	58	37
50 人以上 100 人未満	182	30	24	5	18	13	26	45	21
100 人以上 300 人未満	260	21	52	11	37	25	28	59	27
300 人以上 500 人未満	74	7	15	5	12	5	11	10	9
500 人以上	134	23	15	10	12	14	13	29	19
無回答	36	3	2	0	1	7	11	11	1
合計	1169	134	132	35	140	100	201	291	137
割合	回答全体	訪問系	日中活動系	施設系	居住支援系	訓練系	就労系	障害児	相談系
10 人未満	10.9%	9.0%	1.5%	0.0%	9.3%	8.0%	24.9%	10.3%	8.8%
10 人以上 20 人未満	11.5%	11.9%	3.8%	0.0%	12.9%	8.0%	13.4%	16.8%	8.0%
20 人以上 50 人未満	19.0%	16.4%	12.9%	11.4%	20.7%	20.0%	17.4%	19.9%	27.0%
50 人以上 100 人未満	15.6%	22.4%	18.2%	14.3%	12.9%	13.0%	12.9%	15.5%	15.3%
100 人以上 300 人未満	22.2%	15.7%	39.4%	31.4%	26.4%	25.0%	13.9%	20.3%	19.7%
300 人以上 500 人未満	6.3%	5.2%	11.4%	14.3%	8.6%	5.0%	5.5%	3.4%	6.6%
500 人以上	11.5%	17.2%	11.4%	28.6%	8.6%	14.0%	6.5%	10.0%	13.9%
無回答	3.1%	2.2%	1.5%	0.0%	0.7%	7.0%	5.5%	3.8%	0.7%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

事業所の単位でみると５人以上10人未満の法人が33.5%と最も割合が大きく、次いで、10人以上20人未満との回答の割合が大きかった。サービスの種類により事業所の職員数に違いがあり、施設系サービスでは20人以上の割合が大きいのに対し、居住支援系や訓練系の事業所では20%以上が５人未満の事業所である。

図表 37　事業所における職員数

度数	回答全体	訪問系	日中活動系	施設系	居住支援系	訓練系	就労系	障害児
5人未満	165	9	7	0	36	23	33	36
5人以上10人未満	392	28	30	0	39	33	89	136
10人以上20人未満	267	40	20	2	36	23	50	67
20人以上50人未満	181	40	48	17	13	14	14	21
50人以上100人未満	74	7	17	14	8	1	4	14
100人以上	45	3	6	1	0	0	0	9
無回答	45	7	4	1	8	6	11	8
合計	1169	134	132	35	140	100	201	291
割合	回答全体	訪問系	日中活動系	施設系	居住支援系	訓練系	就労系	障害児
5人未満	14.1%	6.7%	5.3%	0.0%	25.7%	23.0%	16.4%	12.4%
5人以上10人未満	33.5%	20.9%	22.7%	0.0%	27.9%	33.0%	44.3%	46.7%
10人以上20人未満	22.8%	29.9%	15.2%	5.7%	25.7%	23.0%	24.9%	23.0%
20人以上50人未満	15.5%	29.9%	36.4%	48.6%	9.3%	14.0%	7.0%	7.2%
50人以上100人未満	6.3%	5.2%	12.9%	40.0%	5.7%	1.0%	2.0%	4.8%
100人以上	3.8%	2.2%	4.5%	2.9%	0.0%	0.0%	0.0%	3.1%
無回答	3.8%	5.2%	3.0%	2.9%	5.7%	6.0%	5.5%	2.7%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

※相談系は、外れ値が大きく集計結果を活用することが難しいため掲載していない

ウ．指定申請、報酬加算等に係る届出にて提出する文書で負担だと感じる理由

指定申請に係る届出にて提出する文書で負担と感じる理由についてみると、「過去に提出した資料を再度求められる」の回答割合が 54.4%と最も大きく、次いで、「提出資料が重複している」が 39.5%と大きい。サービス別にみるとどのサービスも同様の傾向であるが、日中活動系、施設系は他のサービスと比べ、「提出資料が重複している」と回答している割合が大きい。

図表 38　指定申請に係る届出に提出する文書で負担だと感じる理由（複数回答）

度数	回答全体	訪問系	日中活動系	施設系	居住支援系	訓練系	就労系	障害児	相談系
提出資料が重複している（同じ書類を複数コピーして添付する必要がある）	462	52	66	20	58	33	63	107	63
過去に提出した資料を再度求められる	636	71	75	19	77	50	106	158	81
事前に知らされていない文書を窓口へ提出した際に求められる	92	8	13	1	13	7	19	18	13
電子ファイルやデータ保管している文書について、紙媒体（印刷物）での提出を求められる	198	22	24	8	15	15	39	51	24
提出前に事前協議を求められる	114	9	8	1	15	11	19	34	17
特に負担は感じない	148	16	4	3	25	15	27	41	17
その他	115	15	14	5	12	8	19	30	12
n	1169	134	132	35	140	100	201	291	137
割合	回答全体	訪問系	日中活動系	施設系	居住支援系	訓練系	就労系	障害児	相談系
提出資料が重複している（同じ書類を複数コピーして添付する必要がある）	39.5%	38.8%	50.0%	57.1%	41.4%	33.0%	31.3%	36.8%	46.0%
過去に提出した資料を再度求められる	54.4%	53.0%	56.8%	54.3%	55.0%	50.0%	52.7%	54.3%	59.1%
事前に知らされていない文書を窓口へ提出した際に求められる	7.9%	6.0%	9.8%	2.9%	9.3%	7.0%	9.5%	6.2%	9.5%
電子ファイルやデータ保管している文書について、紙媒体（印刷物）での提出を求められる	16.9%	16.4%	18.2%	22.9%	10.7%	15.0%	19.4%	17.5%	17.5%
提出前に事前協議を求められる	9.8%	6.7%	6.1%	2.9%	10.7%	11.0%	9.5%	11.7%	12.4%
特に負担は感じない	12.7%	11.9%	3.0%	8.6%	17.9%	15.0%	13.4%	14.1%	12.4%
その他	9.8%	11.2%	10.6%	14.3%	8.6%	8.0%	9.5%	10.3%	8.8%

報酬加算等に係る届出にて提出する文書で負担と感じる理由についてみると、「過去に提出した資料を再度求められる」の回答割合が 37.2%であり、次いで、「提出資料が重複している」がほぼ同水準の 33.8%であった。サービス別にみるとどのサービスも同様の傾向を示しており、大きな違いはない。

図表 39　報酬の加算等に係る届出に提出する文書で負担だと感じる理由（複数回答）

度数	回答全体	訪問系	日中活動系	施設系	居住支援系	訓練系	就労系	障害児	相談系
提出資料が重複している（同じ書類を複数コピーして添付する必要がある）	395	46	52	16	50	33	65	87	47
過去に提出した資料を再度求められる	435	39	59	17	56	38	79	111	37
事前に知らされていない文書を窓口へ提出した際に求められる	46	4	6	0	4	3	9	9	11
電子ファイルやデータ保管している文書について、紙媒体（印刷物）での提出を求められる	154	17	27	6	8	12	26	40	18
提出前に事前協議を求められる	43	4	4	1	6	1	7	15	5
特に負担は感じない	210	18	16	5	31	21	39	47	33
その他	129	21	7	4	15	6	19	32	25
n	1169	134	132	35	140	100	201	291	137
割合	回答全体	訪問系	日中活動系	施設系	居住支援系	訓練系	就労系	障害児	相談系
提出資料が重複している（同じ書類を複数コピーして添付する必要がある）	33.8%	34.3%	39.4%	45.7%	35.7%	33.0%	32.3%	29.9%	34.3%
過去に提出した資料を再度求められる	37.2%	29.1%	44.7%	48.6%	40.0%	38.0%	39.3%	38.1%	27.0%
事前に知らされていない文書を窓口へ提出した際に求められる	3.9%	3.0%	4.5%	0.0%	2.9%	3.0%	4.5%	3.1%	8.0%
電子ファイルやデータ保管している文書について、紙媒体（印刷物）での提出を求められる	13.2%	12.7%	20.5%	17.1%	5.7%	12.0%	12.9%	13.7%	13.1%
提出前に事前協議を求められる	3.7%	3.0%	3.0%	2.9%	4.3%	1.0%	3.5%	5.2%	3.6%
特に負担は感じない	18.0%	13.4%	12.1%	14.3%	22.1%	21.0%	19.4%	16.2%	24.1%
その他	11.0%	15.7%	5.3%	11.4%	10.7%	6.0%	9.5%	11.0%	18.2%

エ．届出書類の保管実態

指定申請、報酬加算等に係る届け出書類の保管形態についてみると、ほとんどの事業所で紙での保管を実施しており、約６割から７割の事業所で電子ファイルでの保存をしている状況である。

図表 40　指定申請、報酬加算に係る届け出書類の保管形態（複数回答）

度数	回答全体	訪問系	日中活動系	施設系	居住支援系	訓練系	就労系	障害児	相談系
紙で保存	1095	124	130	35	133	95	186	274	119
電子ファイルで保存（Word や Excel、PDF 等）	725	80	83	20	88	61	145	175	74
電子データで保存（事務処理のためのシステム等に記録）	149	17	13	4	19	19	21	27	29
その他	2	2	0	0	0	0	0	0	0
n	1169	134	132	35	140	100	201	291	137
割合	回答全体	訪問系	日中活動系	施設系	居住支援系	訓練系	就労系	障害児	相談系
紙で保存	93.7%	92.5%	98.5%	100.0%	95.0%	95.0%	92.5%	94.2%	86.9%
電子ファイルで保存（Word や Excel、PDF 等）	62.0%	59.7%	62.9%	57.1%	62.9%	61.0%	72.1%	60.1%	54.0%
電子データで保存（事務処理のためのシステム等に記録）	12.7%	12.7%	9.8%	11.4%	13.6%	19.0%	10.4%	9.3%	21.2%
その他	0.2%	1.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

指定申請、報酬加算等に係る届け出書類の保管期間についてみると、半数以上の事業所が保管期間５年以上であった。サービスにより保管期間に大きな差はない状況である。

図表 41　指定申請、報酬加算に係る届け出書類の保管期間

度数	回答全体	訪問系	日中活動系	施設系	居住支援系	訓練系	就労系	障害児	相談系
１年未満	15	2	1	0	0	0	2	9	1
１年以上３年未満	94	5	3	0	6	7	24	39	10
３年以上５年未満	216	19	22	2	19	15	31	81	27
５年以上 10 年未満	519	63	51	14	63	40	90	121	78
10 年以上	302	43	54	19	49	30	51	37	19
無回答	23	2	1	0	3	8	3	4	2
合計	1169	134	132	35	140	100	201	291	137
割合	回答全体	訪問系	日中活動系	施設系	居住支援系	訓練系	就労系	障害児	相談系
１年未満	1.3%	1.5%	0.8%	0.0%	0.0%	0.0%	1.0%	3.1%	0.7%
１年以上３年未満	8.0%	3.7%	2.3%	0.0%	4.3%	7.0%	11.9%	13.4%	7.3%
３年以上５年未満	18.5%	14.2%	16.7%	5.7%	13.6%	15.0%	15.4%	27.8%	19.7%
５年以上 10 年未満	44.4%	47.0%	38.6%	40.0%	45.0%	40.0%	44.8%	41.6%	56.9%
10 年以上	25.8%	32.1%	40.9%	54.3%	35.0%	30.0%	25.4%	12.7%	13.9%
無回答	2.0%	1.5%	0.8%	0.0%	2.1%	8.0%	1.5%	1.4%	1.5%

紙で保管の理由は、「事務処理に際して閲覧・参照するため」とする割合が最も大きく、「自治体の実地指導・監査で紙での閲覧や提出が求められるため」「法令等で保管期間が定められている文書について、紙での保管が確実であるため」とする割合が次いで大きい。

図表 42　紙で保管の理由

度数	回答全体	訪問系	日中活動系	施設系	居住支援系	訓練系	就労系	障害児	相談系
法令等で保存期間が定められている文書について、紙での保存が確実であるため	560	64	65	13	65	51	89	142	71
事務処理に際して閲覧・参照するため	766	78	94	23	94	70	132	186	90
自治体の実地指導・監査で紙での閲覧や提出を求められるため	667	73	73	22	69	42	120	185	83
電子化できない過去の文書等があるため	143	22	19	4	17	13	22	32	14
n	1169	134	132	35	140	100	201	291	137
割合	回答全体	訪問系	日中活動系	施設系	居住支援系	訓練系	就労系	障害児	相談系
法令等で保存期間が定められている文書について、紙での保存が確実であるため	47.9%	47.8%	49.2%	37.1%	46.4%	51.0%	44.3%	48.8%	51.8%
事務処理に際して閲覧・参照するため	65.5%	58.2%	71.2%	65.7%	67.1%	70.0%	65.7%	63.9%	65.7%
自治体の実地指導・監査で紙での閲覧や提出を求められるため	57.1%	54.5%	55.3%	62.9%	49.3%	42.0%	59.7%	63.6%	60.6%
電子化できない過去の文書等があるため	12.2%	16.4%	14.4%	11.4%	12.1%	13.0%	10.9%	11.0%	10.2%

紙で保管されている量は、事業所により様々であり、「事務所室内の書棚１つに収まる程度」のところもあれば、「事務室以外の書庫が必要になる程度」とのところもあるとの結果であった。

図表 43　紙で保管されている量（複数回答）

度数	回答全体	訪問系	日中活動系	施設系	居住支援系	訓練系	就労系	障害児	相談系
事務室内の書棚１つに収まる程度	437	50	41	10	55	36	70	122	54
事務室内の複数の書棚に収まる程度	297	41	34	5	29	26	60	67	35
事務室以外に書庫室が必要になる程度	378	30	56	21	51	31	61	91	37
n	1169	134	132	35	140	100	201	291	137
割合	回答全体	訪問系	日中活動系	施設系	居住支援系	訓練系	就労系	障害児	相談系
事務室内の書棚１つに収まる程度	37.4%	37.3%	31.1%	28.6%	39.3%	36.0%	34.8%	41.9%	39.4%
事務室内の複数の書棚に収まる程度	25.4%	30.6%	25.8%	14.3%	20.7%	26.0%	29.9%	23.0%	25.5%
事務室以外に書庫室が必要になる程度	32.3%	22.4%	42.4%	60.0%	36.4%	31.0%	30.3%	31.3%	27.0%

（４）障害福祉サービス個別の調査結果の概要（指定申請、報酬・加算）

本節では個別の障害福祉サービスごとに文書削減の可能性について探る。詳細な調査結果については、資料３を参照いただきたい。なお、本文では以下の解説を行う。

図表７　文書削減の考え方　（再掲）

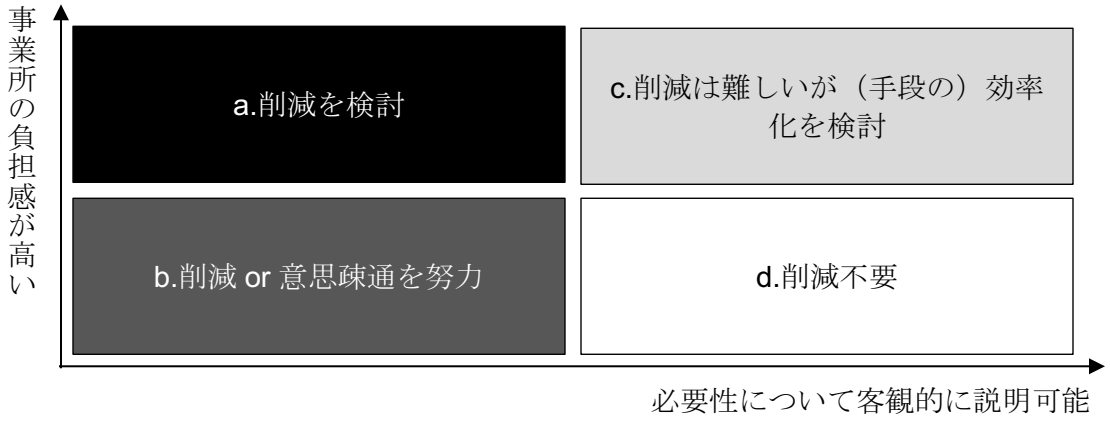

「事業所の文書の削減の必要性についての認識」については、図表７における「必要性について客観的に説明可能」の軸を表す。値が大きいほど説明が可能であるとの解釈となる。なお、図中の散布図（グラフ）上は、「必要だと思う」「必要だが他の文書で代替できる」を合算した値にて描画している。

「自治体の文書削減の考え方」についても、図表７における「必要性について客観的に説明可能」の軸を表す。「削減できない」とする割合が大きいほど説明が可能という解釈になる。

まず、ア. 事業所と自治体の文書に対する認識にて、「事業所の文書の削減の必要性についての認識」と「自治体の文書削減の考え方」の認識のずれを確認する。両者とも同様に必要性を認識していれば問題ないが、認識にずれがある場合は、その理由を検討する必要がある。そのパターンとして、以下の２つのパターンがあると考えられる[11]。

「事業所の文書の削減の必要性についての認識」＜＜「自治体の文書削減の考え方」の場合

・必要性に関する啓発が不足している可能性がある。
・負担感が高いと作成に対する不満や不備が多くなる可能性がある。

「事業所の文書の削減の必要性についての認識」＞＞「自治体の文書削減の考え方」の場合

・事業所が必要だと考えていることから、あえて削減対象としなくともよい可能性がある

[11] なお、本調査ではサンプル数と標本誤差の関係から、差が大きいという解釈を回答数が 50 以上ある場合は±10%差がある場合、50 未満の場合は±15%以上ある場合に差があると便宜的に判断した。
また、事業所の回答数が 15 事業所以下の場合は、回答結果に誤差が生じている可能性が高いことから、詳細な掲載は割愛した。他の障害福祉サービスにて必要とされるサービスと共通する文書も多いことから、そこから類推することが考えられる。

上記の検討を行った上で、続いて、イ.文書削減の可能性　にて、図表７にある「事業所の負担感が高い」を解釈する設問として設定している「事業所の文書の作成の負担感」に関する指標を縦軸として、散布図を作成した。

イ.文書削減の可能性では、散布図をもとに、図表７と照らし合わせて、各４象限に当てはまる可能性のある文書を示すことを想定している。ただし、各４象限の閾値を本調査研究事業から導き出すことはできないため、削減の可能性について指し示しているというところまでである点に留意いただきたい。なお、本研究で考察を入れる際は、便宜的に以下の整理で文書削減方針を整理した。

a.削減検討：

事業所の文書作成の負担感　75%以上　事業所の文書削減の必要性の認識 25%以下または自治体の文書削減できないとする回答 25%以下

b:削減 or 意思疎通を努力：

事業所の文書作成の負担感　25%以上　事業所の文書削減の必要性の認識 25%以下または自治体の文書削減できないとする回答 25%以下

c:削減は難しいが（手段の）効率化を検討：

事業所の文書作成の負担感　75%以上　事業所の文書削減の必要性の認識 75%以下または自治体の文書削減できないとする回答 25%以下

d:削減不要：

事業所の文書作成の負担感　25%以上　事業所の文書削減の必要性の認識 25%以下または自治体の文書削減できないとする回答 25%以下

また、「事業所の文書の作成の負担感」については、「大いに負担だ」「どちらかといえば負担だ」の両者を合算した数値で図表を描画している。

①居宅介護

居宅介護については、152 事業所および 53 自治体から回答を得た。以下はその分析結果である。

ア. 事業所と自治体の文書に対する認識

指定申請に係る以下の文書について、自治体は文書の削減を不可と考えているが、事業所が必要性を認識していない文書として、両者の認識に 15%以上の開きがあった。

・事業所の平面図
・管理者およびサービス等責任者の経歴書
・利用者(入所者)又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要
・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表
・法第 36 条第３項各号の規定に該当しない旨の誓約書
・サービスの主たる対象者を特定する理由
・事業に係る介護給付費の請求に関する事項
・(共生型のみ)母体となるサービスの指定を受けていることを確認できるもの

一方、以下の文書については、事業所が必要性を認識しているものの、自治体が文書削減不可と考えていない文書として、両者の認識に 15%以上の開きがあった。

・管理者およびサービス提供責任者の勤務実態がわかる資料（雇用契約書等）
・従業員の勤務実態がわかる資料（雇用契約書の写し等）
・利用契約書
・重要事項説明書

報酬・加算に係る以下の文書について、自治体は文書の削減を不可と考えているが、事業所が必要性を認識していない文書として、両者の認識に 15%以上の開きがあった。

・介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書
・介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表
・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表
・特定事業所加算に係る届出書
・特定事業所加算　算定基準確認票

居宅介護については全体として、報酬・加算文書の方が指定申請文書と比べ、事業所が必要性を認識している割合は小さい傾向にあるということができる。

図表 44　事業所の文書の必要性の認識と自治体の文書削減の考え方

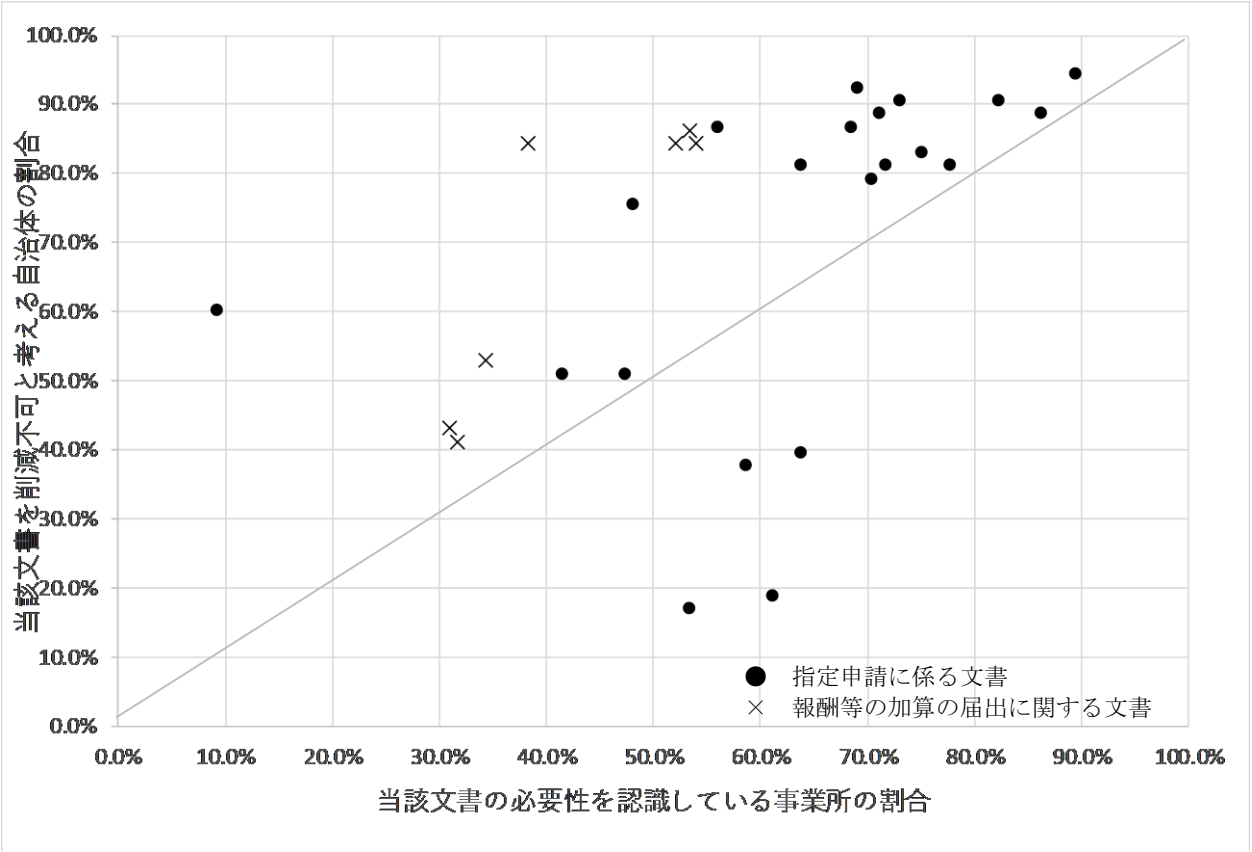

イ. 文書削減の可能性

指定申請に係る文書削減の可能性について、先述の図表 7 の枠組みに基づき整理すると、a. 削減検討、c. 削減は難しいが（手段の）効率化を検討、d. 削減不要に該当する文書はなかった。

b. 削減あるいは意思疎通を努力に該当する文書として、以下の文書があげられた。ただし、自治体は当該文書の削減を不可と考える割合が大きいため、認識にずれが生じる結果となった。

・(共生型のみ)母体となるサービスの指定を受けていることを確認できるもの

報酬・加算に係る文書削減の可能性について、先述の図表 7 の枠組みに基づき整理すると、a. 削減検討、b. 削減あるいは意思疎通を努力、c. 削減は難しいが（手段の）効率化を検討、d. 削減不要に該当する文書はなかった。

なお、図表 45 にあるとおり、事業所の文書の認識では、指定申請文書は c. 削減は難しいが（手段の）効率化を検討という方に寄っているのに対し、報酬・加算文書については、b. 削減あるいは意思疎通を努力が必要な文書が多い。一方、図表 44 で示したように事業所の文書作成の必要性の認識と自治体が文書削減不可と考える認識とに差があることから、図表 46 では、図表 45 のような傾向を示していない。

以上の結果を踏まえると、自治体が特に報酬等の加算届出に関する文書作成の必要性を着実に伝えていくことが大切であると考えられる。

図表 45　事業所の文書の作成の負担感と事業所の文書の必要性の認識

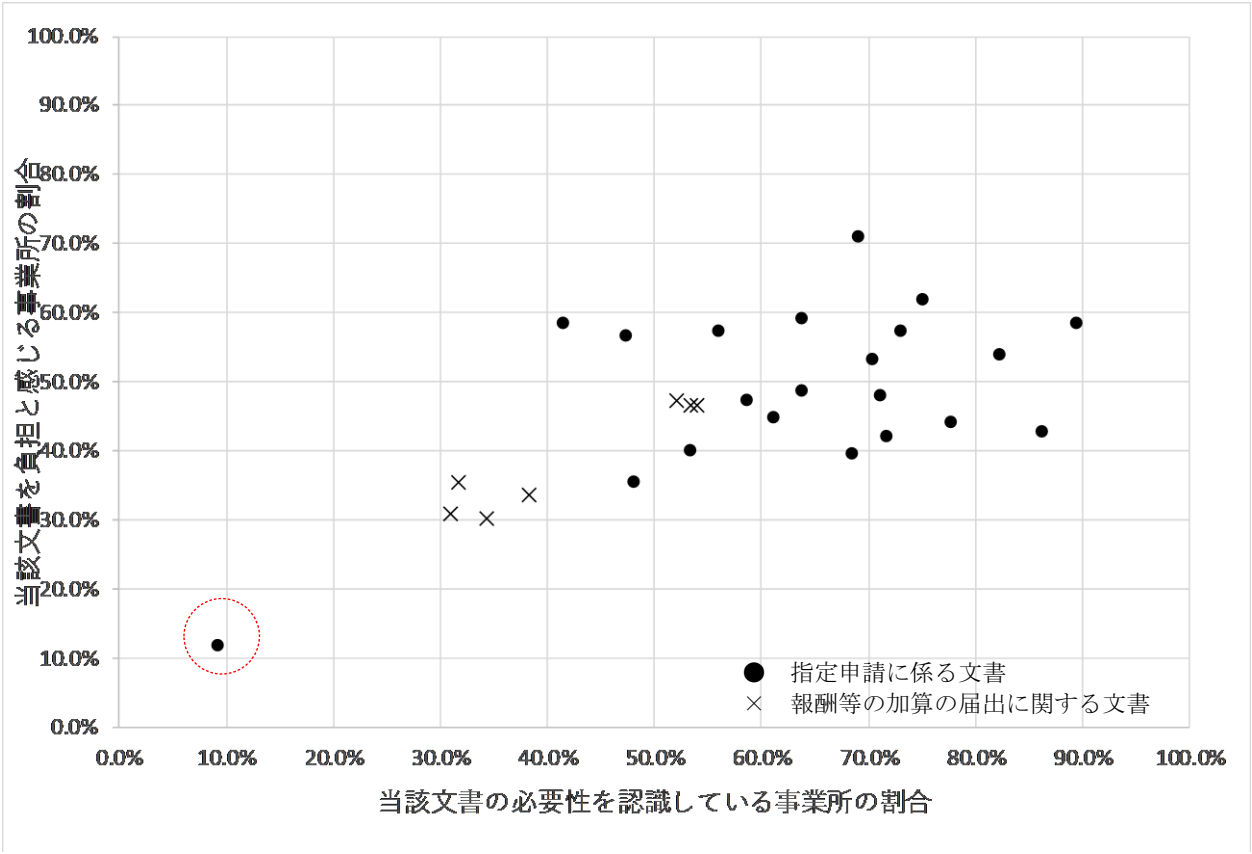

図表 46　事業所の文書の作成の負担感と自治体の文書削減の考え方

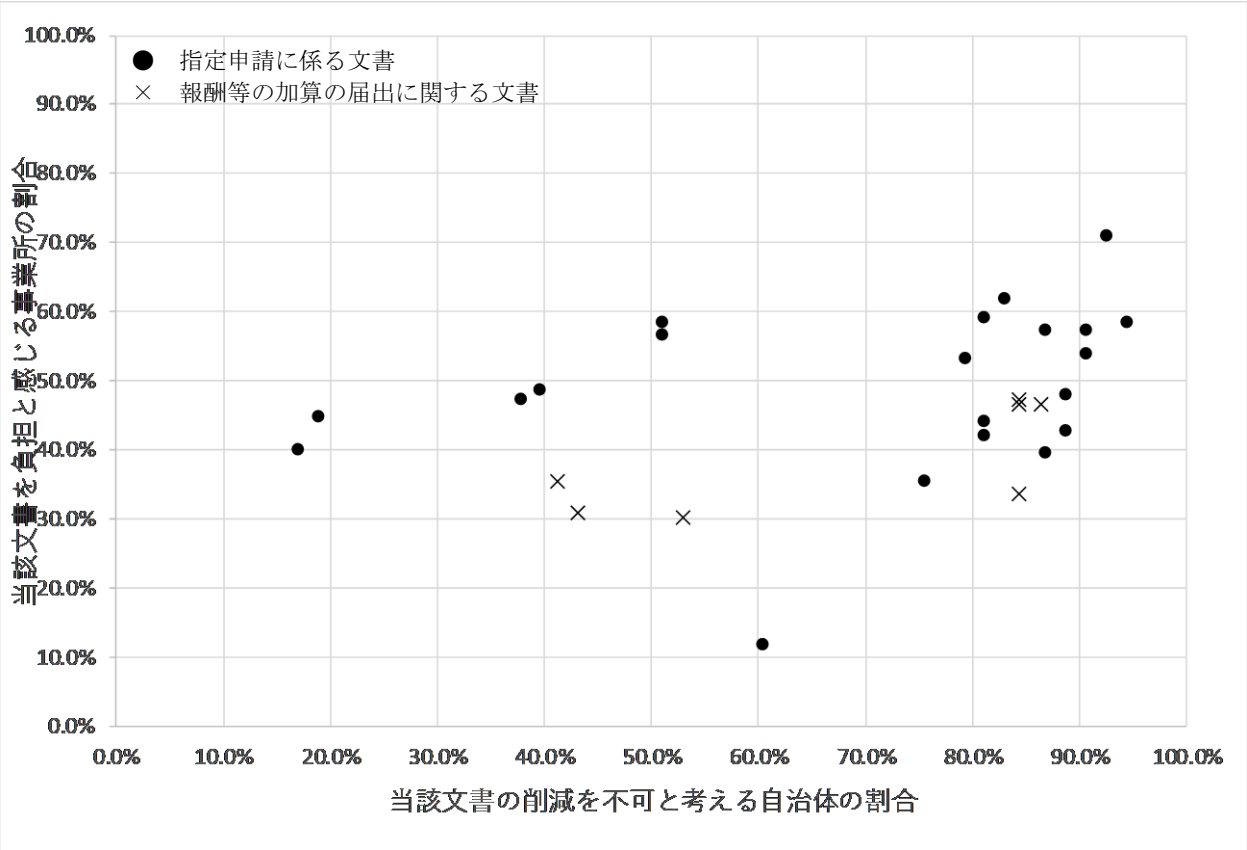

②重度訪問介護

重度訪問介護については、50 事業所及び 53 自治体から回答を得た。以下はその分析結果である。

ア. 事業所と自治体の文書に対する認識

指定申請文書について、以下の文書について、自治体は文書の削減を不可と考えているが、事業所が必要性を認識していない文書として、両者の認識に 15%以上の開きがあった。

・事業所の平面図
・利用者(入所者)又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要
・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表
・法第 36 条第３項各号の規定に該当しない旨の誓約書
・サービスの主たる対象者を特定する理由
・事業に係る介護給付費の請求に関する事項
・(共生型のみ)母体となるサービスの指定を受けていることを確認できるもの

一方、以下の文書については、事業所が必要性を認識しているものの、自治体が文書削減不可と考えていない文書として、両者の認識に 15%以上の開きがあった。

・管理者およびサービス提供責任者の勤務実態がわかる資料（雇用契約書等）
・利用契約書
・重要事項説明書

報酬・加算に係る文書について、自治体は文書の削減を不可と考えているが、事業所が必要性を認識していない文書として、両者の認識に 15%以上の開きがあった。

・介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書
・介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表
・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表
・特定事業所加算に係る届出書
・特定事業所加算　算定基準確認票
・特定事業所加算（重度訪問介護事業所）の届出に係る計算シート

重度訪問介護については全体として、報酬・加算文書の方が指定申請文書と比べ、事業所が必要性を認識している割合は小さい傾向にあるということができる。

図表 47　事業所の文書の必要性の認識と自治体の文書削減の考え方

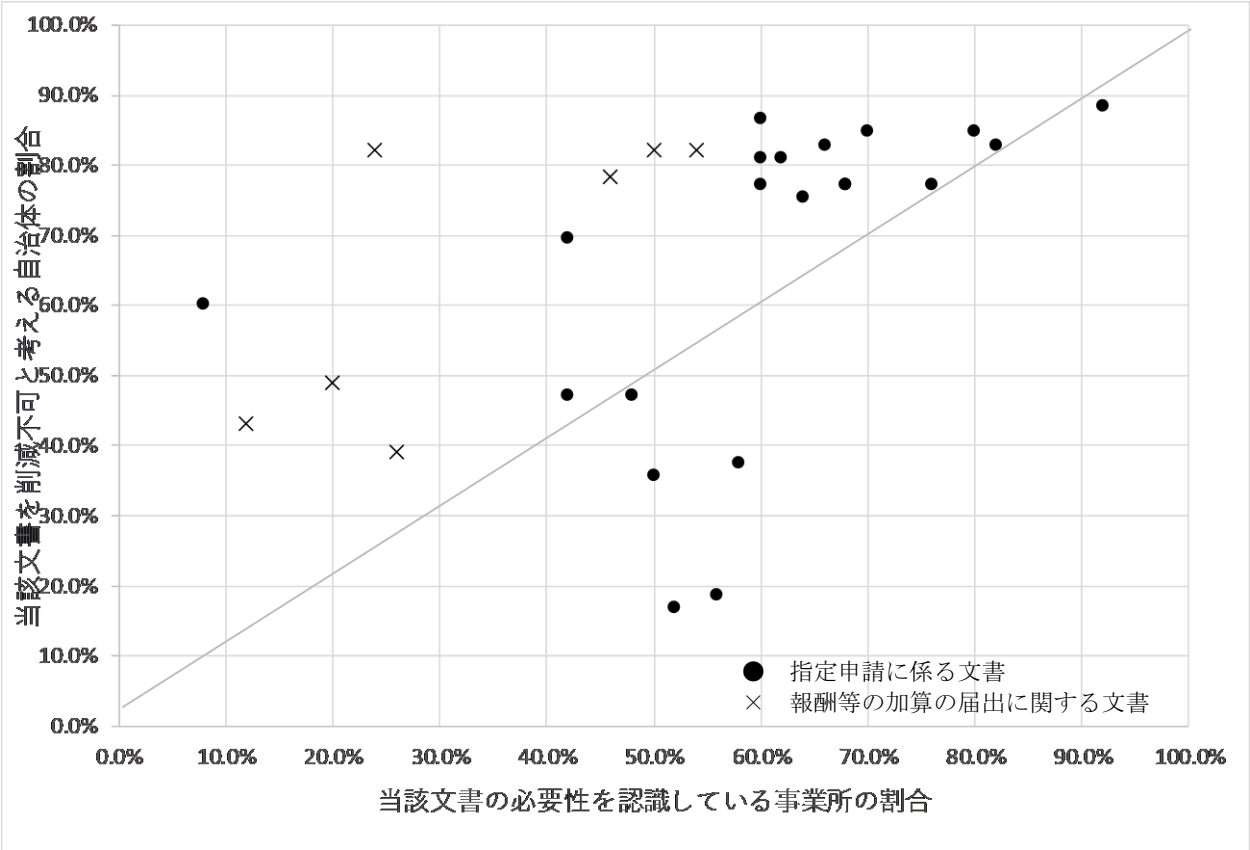

イ. 文書削減の可能性

指定申請に係る文書削減の可能性について、先述の図表 7 の枠組みに基づき整理すると、a. 削減検討 c. 削減は難しいが（手段の）効率化を検討、d. 削減不要に該当する文書はなかった。

b. 削減あるいは意思疎通を努力に該当する文書として、図表 48 に基づくと、以下の文書があげられた。ただし、自治体は当該文書の削減を不可と考える割合が大きいため、認識にずれが生じる結果となった。

・(共生型のみ)母体となるサービスの指定を受けていることを確認できるもの

報酬・加算に係る文書削減の可能性について、先述の図表 7 の枠組みに基づき整理すると、a. 削減検討、c. 削減は難しいが（手段の）効率化を検討に該当する文書はなかった。

b. 削減あるいは意思疎通を努力に該当する文書として、図表 48 に基づくと、以下の文書があげられた。ただし、「特定事業所加算に係る届出書」については、図表 49 にあるように、自治体の文書削減不可との認識を踏まえると、d. 削減不要に該当した。

・特定事業所加算に係る届出書

・特定事業所加算　算定基準確認票
・特定事業所加算（重度訪問介護事業所）の届出に係る計算シート

なお、図表 48 にあるとおり、事業所の文書の認識では、指定申請文書は c. 削減は難しいが（手段の）効率化を検討という方に寄っているのに対し、報酬・加算文書については、b. 削減あるいは意思疎通を努力が必要な文書が多い。一方、図表 47 で示したように事業所の文書作成の必要性の認識と自治体が文書削減不可と考える認識とに差があることから、図表 49 では、図表 48 のような傾向を示していない。

図表 48　事業所の文書の作成の負担感と事業所の文書の必要性の認識

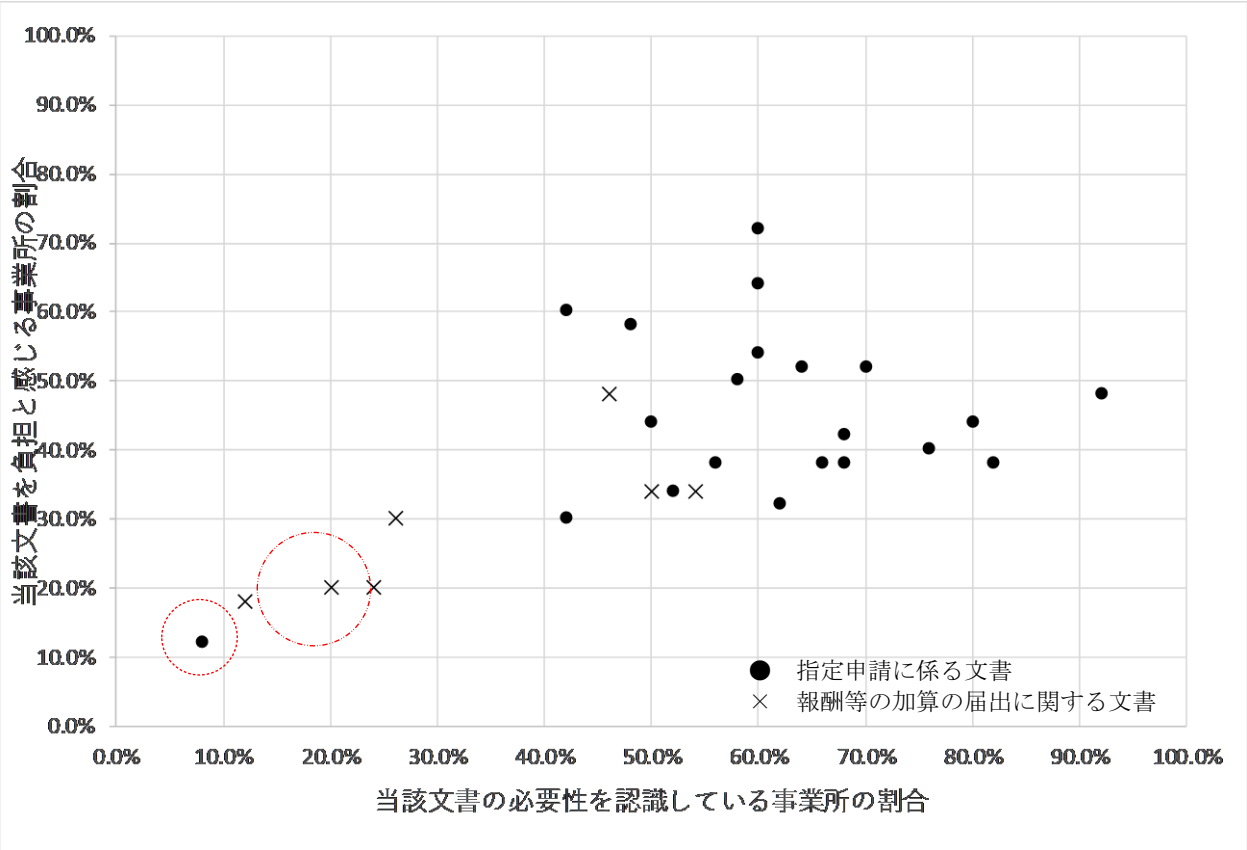

図表 49　事業所の文書の作成の負担感と自治体の文書削減の考え方

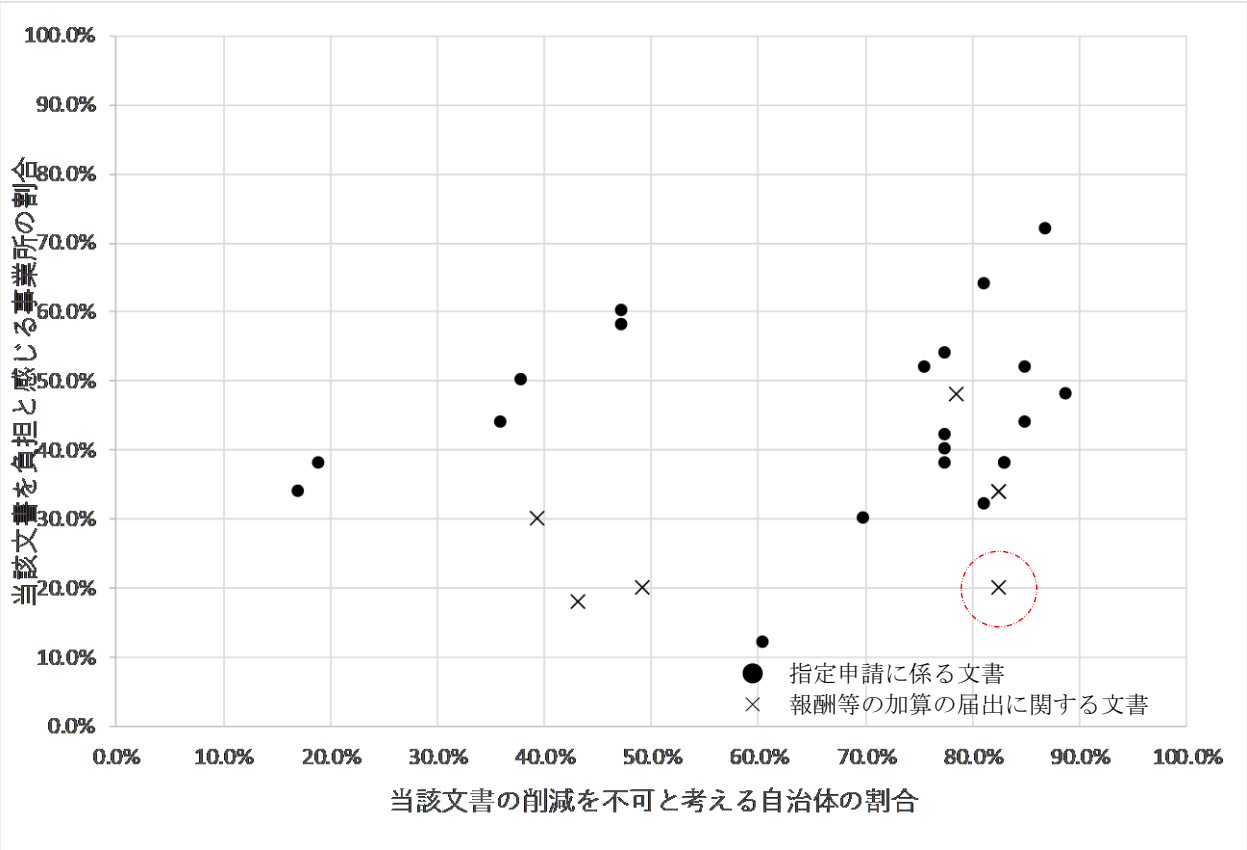

③同行援護

重度訪問介護については、40 事業所および 53 自治体から回答を得た。以下はその分析結果である。

ア. 事業所と自治体の文書に対する認識

指定申請に係る文書について、自治体は文書の削減を不可と考えているが、事業所が必要性を認識していない文書として、両者の認識に 20%以上の開きがあった。

・事業所の平面図
・管理者およびサービス提供責任者の経歴書
・管理者およびサービス提供責任者の研修修了証の写し
・利用者(入所者)又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要
・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表
・法第 36 条第 3 項各号の規定に該当しない旨の誓約書
・サービスの主たる対象者を特定する理由
・収支予算書
・事業に係る介護給付費の請求に関する事項
・(共生型のみ)母体となるサービスの指定を受けていることを確認できるもの

一方、以下の文書については、事業所が必要性を認識しているものの、自治体が文書削減不可と考えていない文書として、両者の認識に 20%以上の開きがあった。

・利用契約書
・重要事項説明書

報酬・加算文書に係る文書について、自治体は文書の削減を不可と考えているが、事業所が必要性を認識していない文書として、両者の認識に 20%以上の開きがあった。

・介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書
・介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表
・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表
・特定事業所加算に係る届出書
・特定事業所加算　算定基準確認票
・特定事業所加算（同行援護事業所）の届出に係る計算シート

同行援護については全体として、報酬・加算文書の方が指定申請文書と比べ、事業所が必要性を認識している割合は小さい傾向にあるということができる。

図表 50　事業所の文書の必要性の認識と自治体の文書削減の考え方

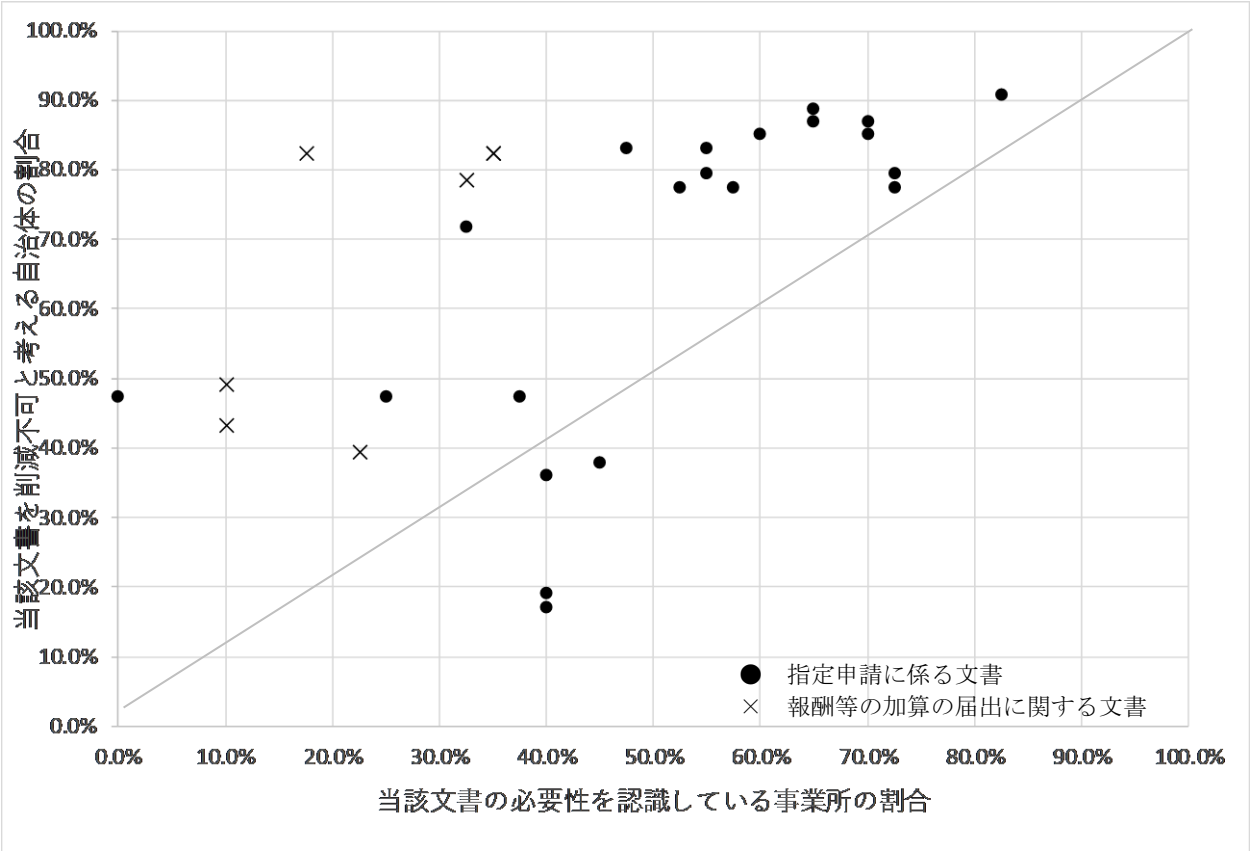

イ. 文書削減の可能性

指定申請に係る文書削減の可能性について、先述の図表 7 の枠組みに基づき整理すると、a. 削減検討 c. 削減は難しいが（手段の）効率化を検討、d. 削減不要に該当する文書はなかった。

b. 削減あるいは意思疎通を努力に該当する文書として、図表 51 に基づくと、以下の文書があげられた。ただし、自治体は当該文書の削減を不可と考える割合が大きいため、認識にずれが生じる結果となった。

・(共生型のみ)母体となるサービスの指定を受けていることを確認できるもの

報酬・加算文書に係る文書削減の可能性について、先述の図表 7 の枠組みに基づき整理すると、a. 削減検討、c. 削減は難しいが（手段の）効率化を検討に該当する文書はなかった。

b. 削減あるいは意思疎通を努力に該当する文書として、図表 51 に基づくと、以下の文書があげられた。ただし、「特定事業所加算に係る届出書」については、図表 48 にあるように、自治体の文書削減不可との認識を踏まえると、d. 削減不要に該当すると考えられた。

・特定事業所加算に係る届出書
・特定事業所加算　算定基準確認票
・特定事業所加算（同行援護事業所）の届出に係る計算シート

なお、図表 51 にあるとおり、事業所の文書の認識では、指定申請文書は c. 削減は難しいが（手段の）効率化を検討という方に寄っているのに対し、報酬・加算に係るは、b. 削減あるいは意思疎通を努力が必要な文書が多い。前述したように事業所の文書作成の必要性の認識と自治体が文書削減不可と考える認識とに差があることが要因と考えられる。なお、図表 51 では、図表 51 のような傾向を示していない。

図表 51　事業所の文書の作成の負担感と事業所の文書の必要性の認識

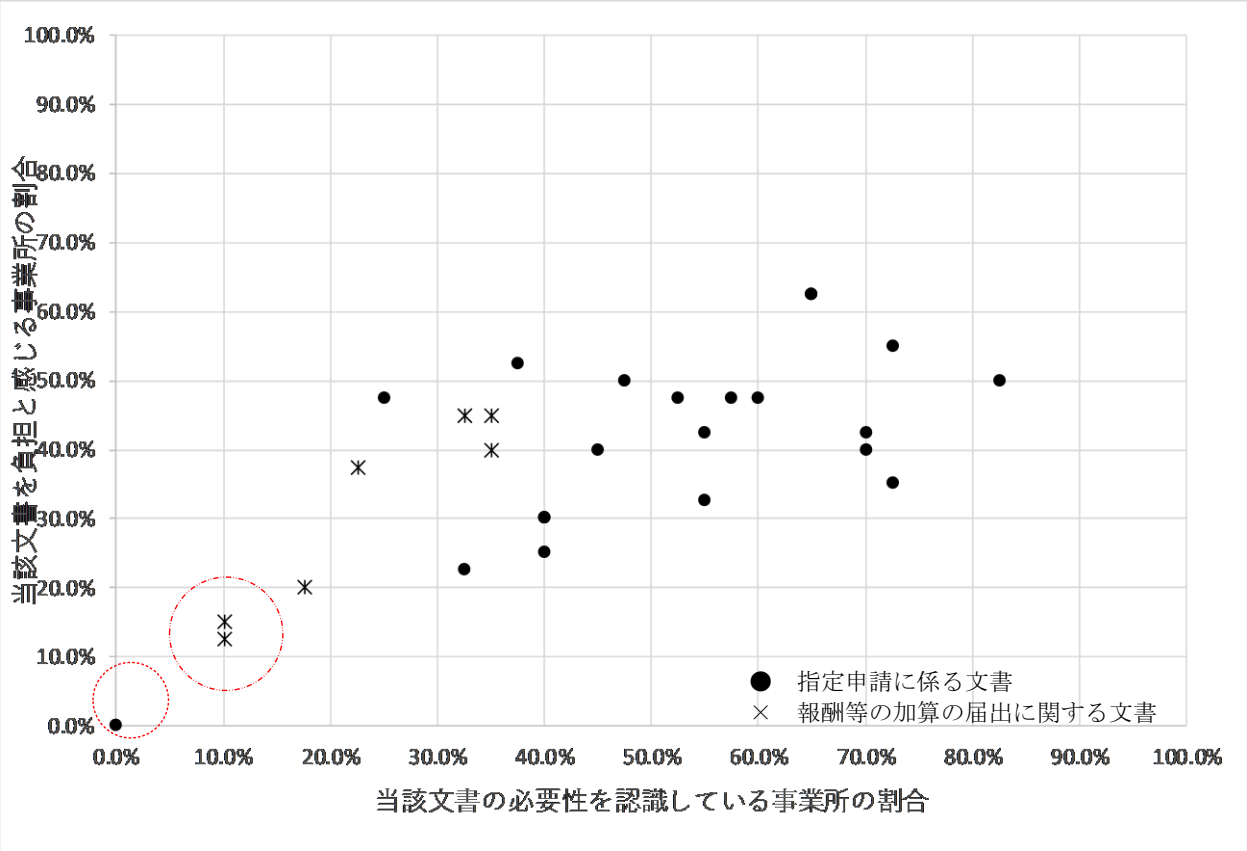

図表 52　事業所の文書の作成の負担感と自治体の文書削減の考え方

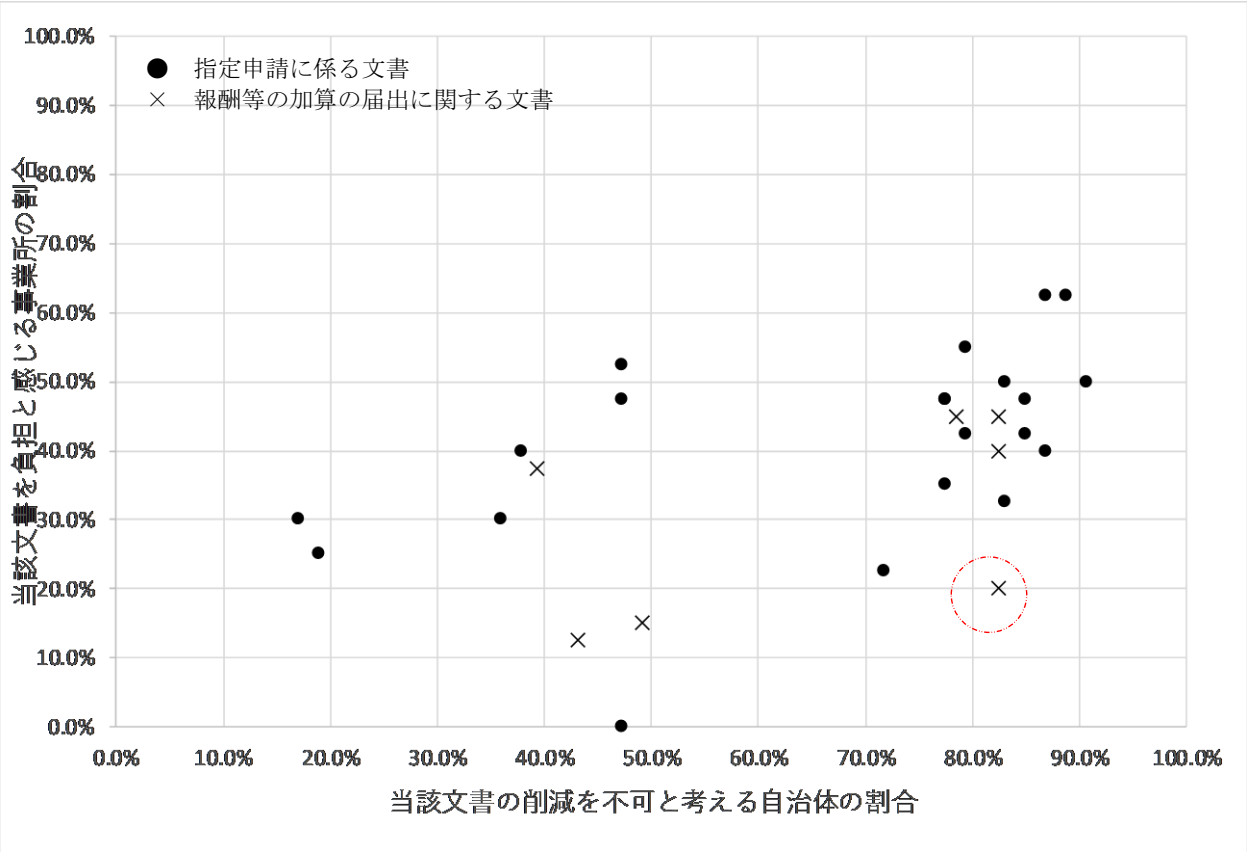

④行動援護

行動援護については、11 事業所および 53 自治体から回答を得た。回答事業所が 1 1 事業所のみであるため、詳細な掲載は割愛する。他の障害福祉サービスにて必要とされる文書も多いことから、そこから類推することが考えられる。

⑤療養介護

療養介護については、1 事業所および 53 自治体から回答を得た。回答事業所が 1 事業所のみであるため、詳細な掲載は割愛する。他の障害福祉サービスにて必要とされる文書も多いことから、そこから類推することが考えられる。

⑥生活介護

生活介護については、107 事業所および 53 自治体から回答を得た。以下はその分析結果である。

ア. 事業所と自治体の文書に対する認識

指定申請に係る以下の文書について、自治体は文書の削減を不可と考えているが、事業所が必要性を認識していない文書として、両者の認識に 15%以上の開きがあった。

・設備・備品等一覧表
・管理者およびサービス提供責任者の経歴書
・法第 36 条第３項各号の規定に該当しない旨の誓約書
・サービスの主たる対象者を特定する理由
・(共生型のみ)母体となるサービスの指定を受けていることを確認できるもの
・(共生型のみ)関係施設から技術的支援を受けていることを確認できるもの

一方、以下の文書については、事業所が必要性を認識しているものの、自治体が文書削減不可と考えていない文書として、両者の認識に 20%以上の開きがあった。

・前年度平均利用者数及び平均障害支援区分算出票
・従業員の勤務実態がわかる資料（雇用契約書の写し等）
・非常災害対策に関する計画書
・利用契約書
・重要事項説明書

報酬・加算に係る文書について、自治体は文書の削減を不可と考えているが、事業所が必要性を認識していない文書として、両者の認識に 15%以上の開きがあった。

・延長支援加算に関する届出書
・食事提供体制加算に関する体制
・視覚・聴覚言語障害者支援体制加算に関する届出書
・重度障害者支援体制加算に関する届出書
・常勤看護職員等配置加算に係る届出書
・リハビリテーション加算に関する届出書
・医師未配置減算に関する届出書
・就労移行支援体制加算に関する届出書

生活介護については全体として、報酬・加算文書の方が指定申請文書と比べ、事業所が必要性を認識している割合は小さい傾向にあるということができる。

図表 53　事業所の文書の必要性の認識と自治体の文書削減の考え方

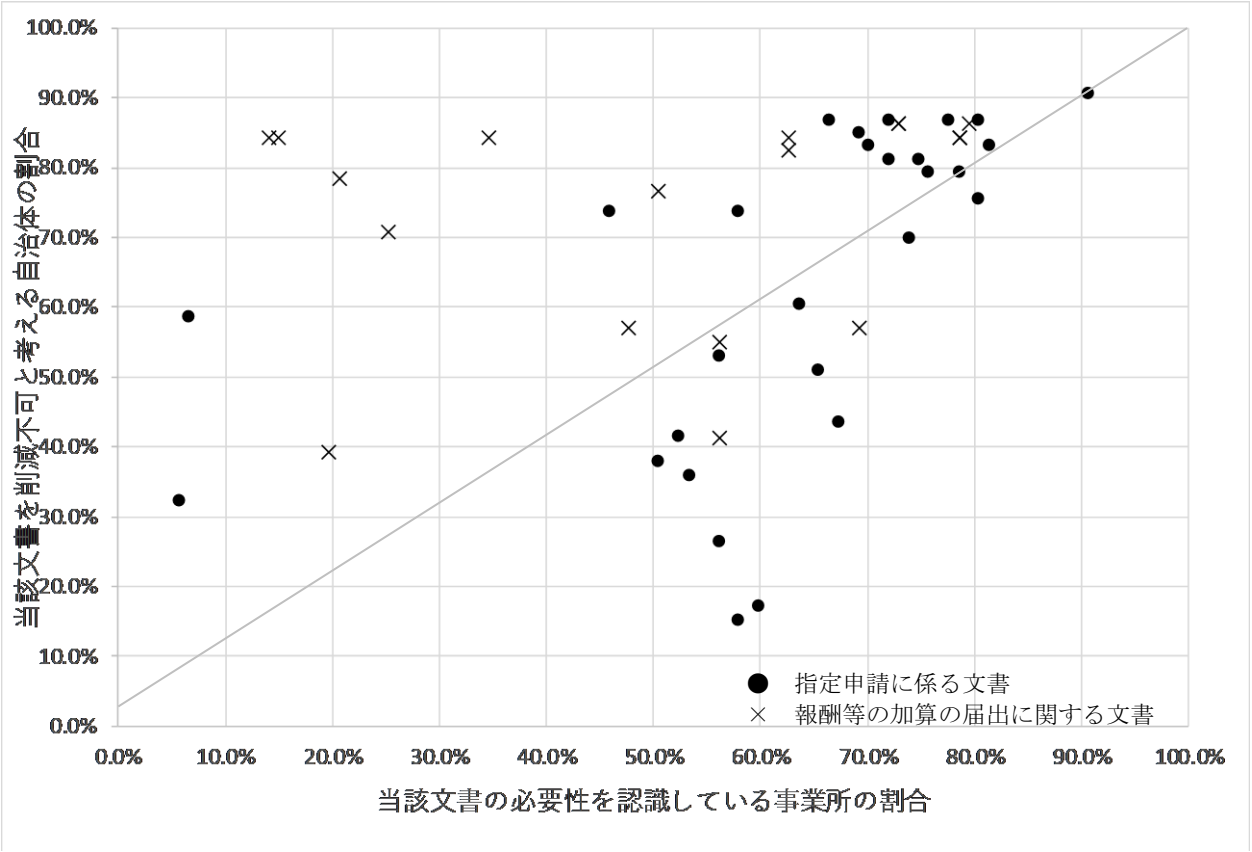

イ. 文書削減の可能性

指定申請に係る文書削減の可能性について、先述の図表 7 の枠組みに基づき整理すると、a. 削減検討 c. 削減は難しいが（手段の）効率化を検討、d. 削減不要に該当する文書はなかった。

b. 削減あるいは意思疎通を努力に該当する文書として、図表 54 に基づくと、以下の文書があげられた。ただし、自治体は当該文書の削減を不可と考える割合が大きいため、認識にずれが生じる結果となった。

・(共生型のみ)母体となるサービスの指定を受けていることを確認できるもの
・(共生型のみ)関係施設から技術的支援を受けていることを確認できるもの

報酬・加算に係る文書削減の可能性について、先述の図表 7 の枠組みに基づき整理すると、a. 削減検討、c. 削減は難しいが（手段の）効率化を検討に該当する文書はなかった。

b. 削減あるいは意思疎通を努力に該当する文書として、図表 54 に基づくと、以下の文書があげられた。

・延長支援加算に関する届出書

・視覚・聴覚言語障害者支援体制加算に関する届出書
・医師未配置減算に関する届出書
・就労移行支援体制加算に関する届出書

ただし、事業所の文書の必要性に関する認識と自治体の文書削減不可の認識とにずれがあることから、図表 55 では、d. 削減不要に該当する文書に該当する文書として、以下の文書があげられた。

・延長支援加算に関する届出書
・視覚・聴覚言語障害者支援体制加算に関する届出書
・重度障害者支援体制加算に関する届出書
・就労移行支援体制加算に関する届出書

なお、図表 54 にあるとおり、事業所の文書の認識では、報酬・加算文書については、b. 削減あるいは意思疎通を努力が必要に該当する文書が多い。一方、図表 53 で示したように事業所の文書作成の必要性の認識と自治体が文書削減不可と考える認識とに差があることから、図表 55 では、図表 54 のような傾向を示していない。

図表 54　事業所の文書の作成の負担感と事業所の文書の必要性の認識

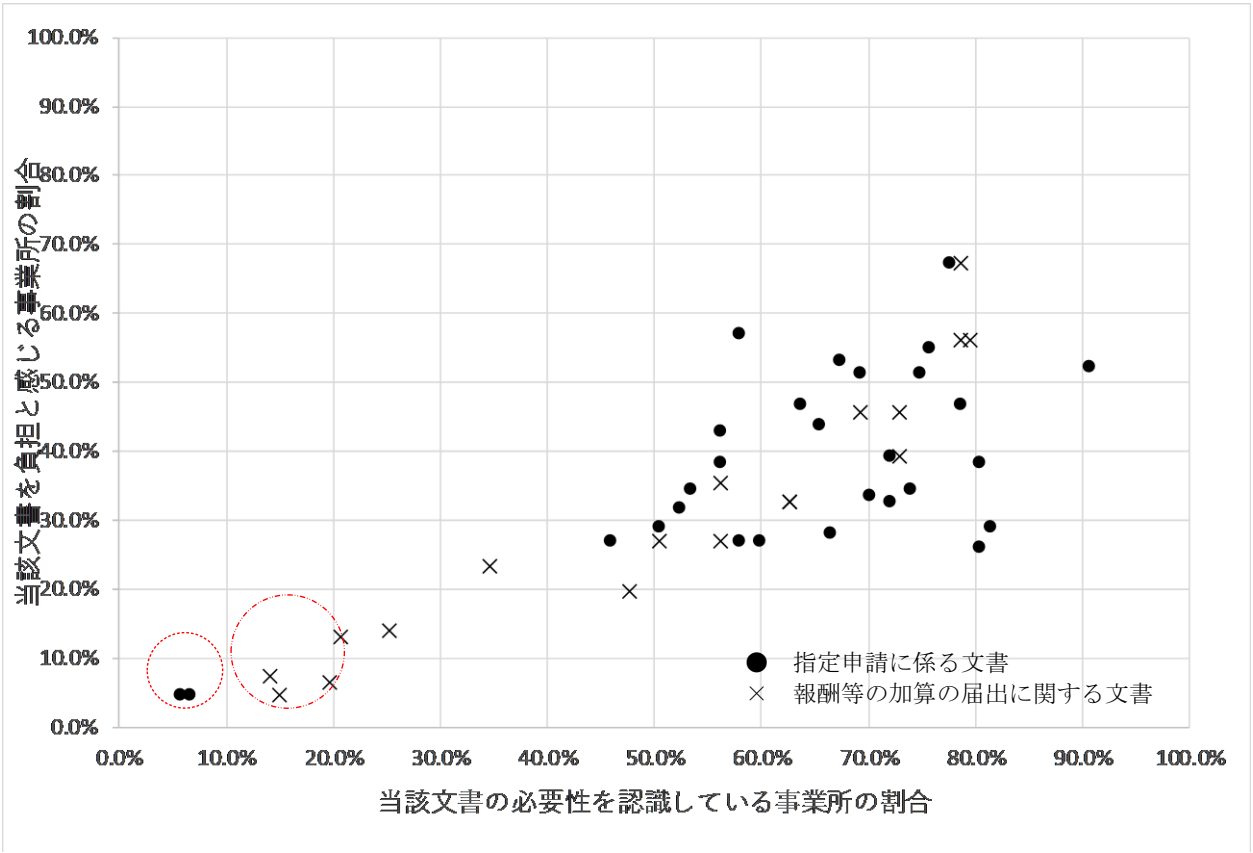

図表 55　事業所の文書の作成の負担感と自治体の文書削減の考え方

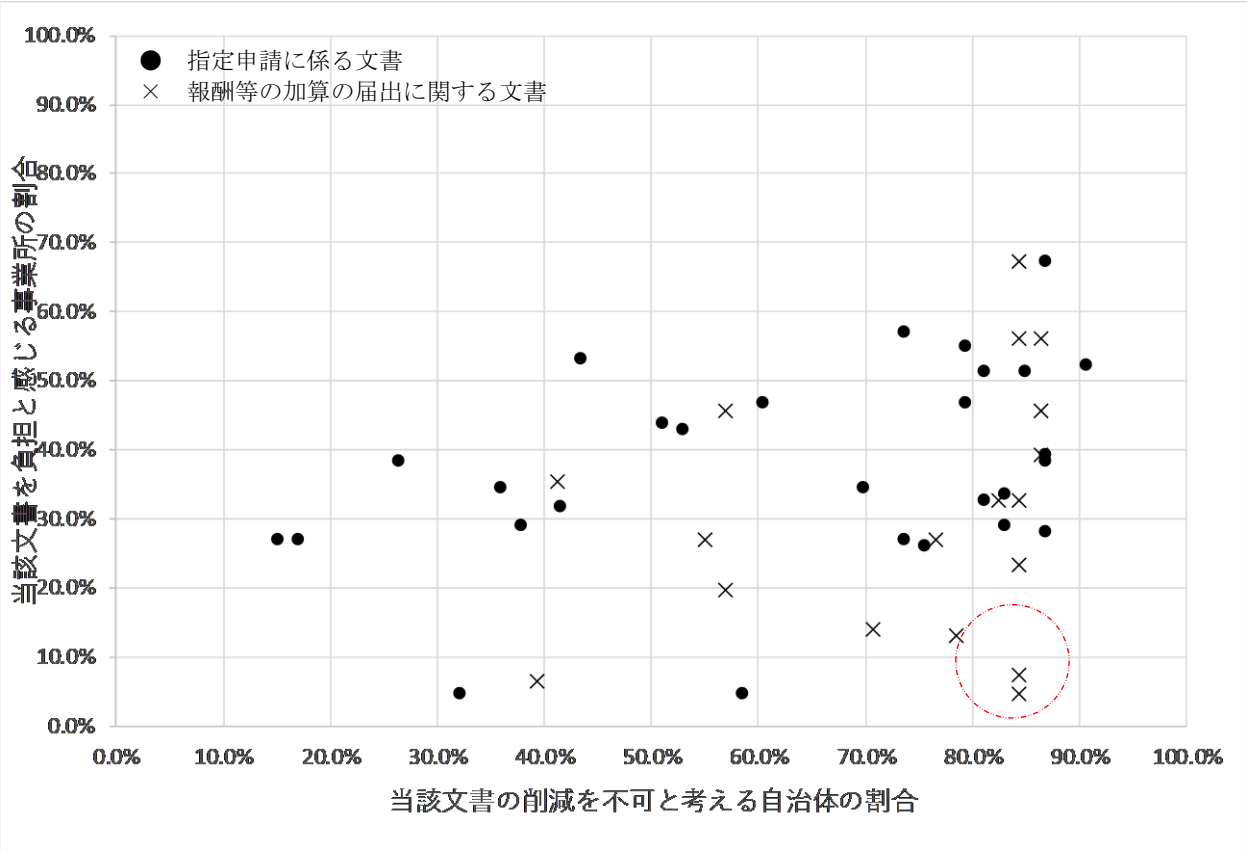

⑦短期入所

短期入所については、58 事業所および 52 自治体から回答を得た。以下はその分析結果である。

ア. 事業所と自治体の文書に対する認識

指定申請に係る文書について、自治体は文書の削減を不可と考えているが、事業所が必要性を認識していない文書として、両者の認識に 15%以上の開きがあった。

・協力医療機関との契約書の写し
・法第 36 条第３項各号の規定に該当しない旨の誓約書
・サービスの主たる対象者を特定する理由
・関係機関への届出状況を確認できるもの
・事業に係る介護給付費の請求に関する事項
・(共生型のみ)母体となるサービスの指定を受けていることを確認できるもの

一方、以下の文書については、事業所が必要性を認識しているものの、自治体が文書削減不可と考えていない文書として、両者の認識に 15%以上の開きがあった。

・非常災害対策に関する計画書
・利用契約書
・重要事項説明書

報酬・加算に係る文書について、自治体は文書の削減を不可と考えているが、事業所が必要性を認識していない文書として、両者の認識に 15%以上の開きがあった。

・食事提供体制加算に関する届出書
・送迎加算に関する届出書
・医療連携体制加算（Ⅴ）に関する届出書
・常勤看護職員等配置加算及び看護職員配置加算に関する届出書
・栄養士配置加算に関する届出書
・重度障害者支援加算に関する届出書
・医療型短期入所に関する届出書

短期入所については全体として、報酬・加算文書の方が指定申請文書と比べ、事業所が必要性を認識している割合は小さい傾向にあるということができる。

図表 56　事業所の文書の必要性の認識と自治体の文書削減の考え方

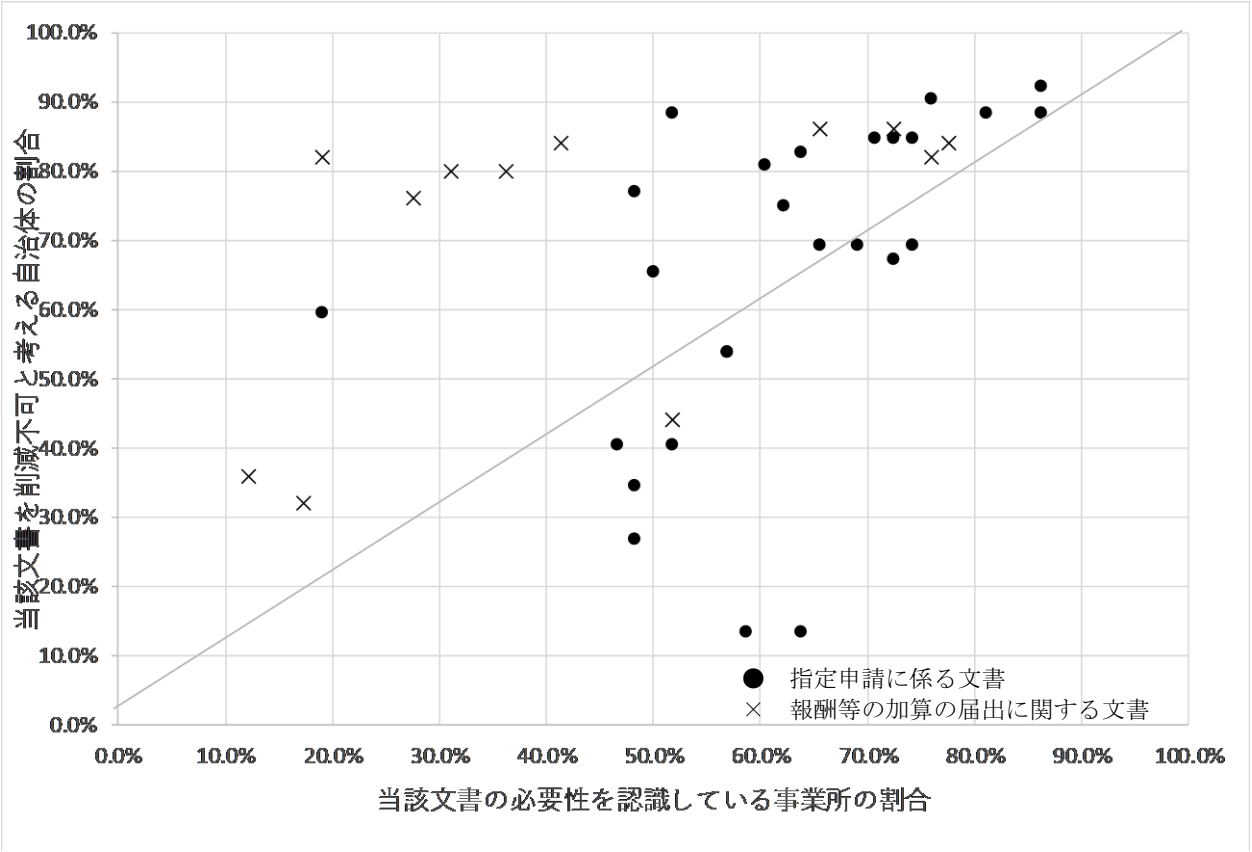

イ. 文書削減の可能性

指定申請に係る文書削減の可能性について、先述の図表 7 の枠組みに基づき整理すると、a. 削減検討 d. 削減不要に該当する文書はなかった。

b. 削減あるいは意思疎通を努力に該当する文書として、図表 57 に基づくと、以下の文書があげられた。ただし、自治体は当該文書の削減を不可と考える割合が大きいため、認識にずれが生じる結果となった。

(共生型のみ)母体となるサービスの指定を受けていることを確認できるもの
(共生型のみ)母体となるサービスの指定を受けていることを確認できるもの

c. 削減は難しいが（手段の）効率化を検討に該当する文書として、以下の文書があげられた。ただし、自治体は当該文書の削減を不可と考える割合が大きいため、認識にずれが生じる結果となった。

・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表

報酬・加算に係る文書削減の可能性について、先述の図表 7 の枠組みに基づき整理すると、a. 削減検討、c. 削減は難しいが（手段の）効率化を検討に該当する文書はなかった。

b. 削減あるいは意思疎通を努力に該当する文書として、図表 57 に基づくと、以下の文書があげられた。

・医療連携体制加算（V）に関する届出書
・医療型短期入所に関する届出書
・福祉型短期入所に関する届出書

ただし、事業所の文書の必要性に関する認識と自治体の文書削減不可の認識とにずれがあることから、図表 58 にもとづくと、d. 削減不要に該当する文書に該当する文書として、以下の文書があげられた。

・医療連携体制加算（V）に関する届出書
・常勤看護職員等配置加算及び看護職員配置加算に関する届出書
・栄養士配置加算に関する届出書、
・重度障害者支援加算に関する届出書

図表 57　事業所の文書の作成の負担感と事業所の文書の必要性の認識

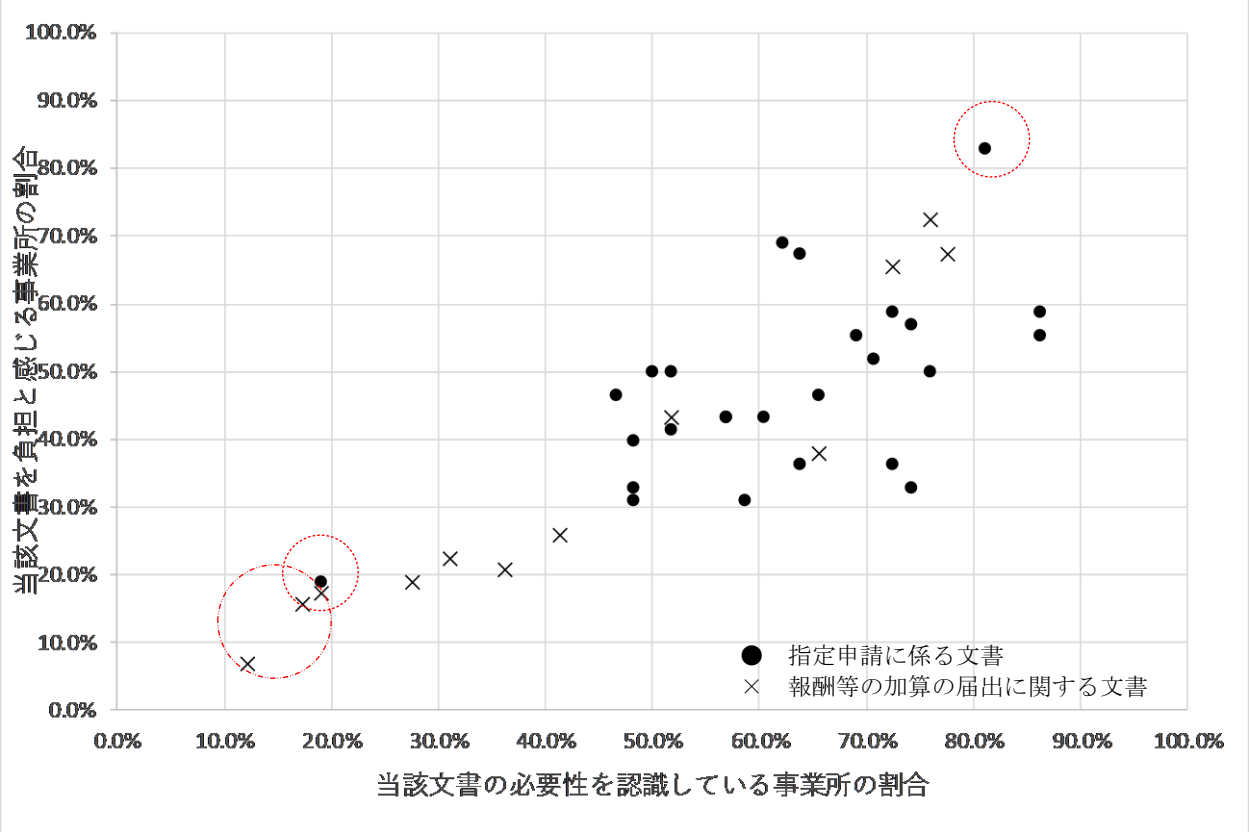

図表 58　事業所の文書の作成の負担感と自治体の文書削減の考え方

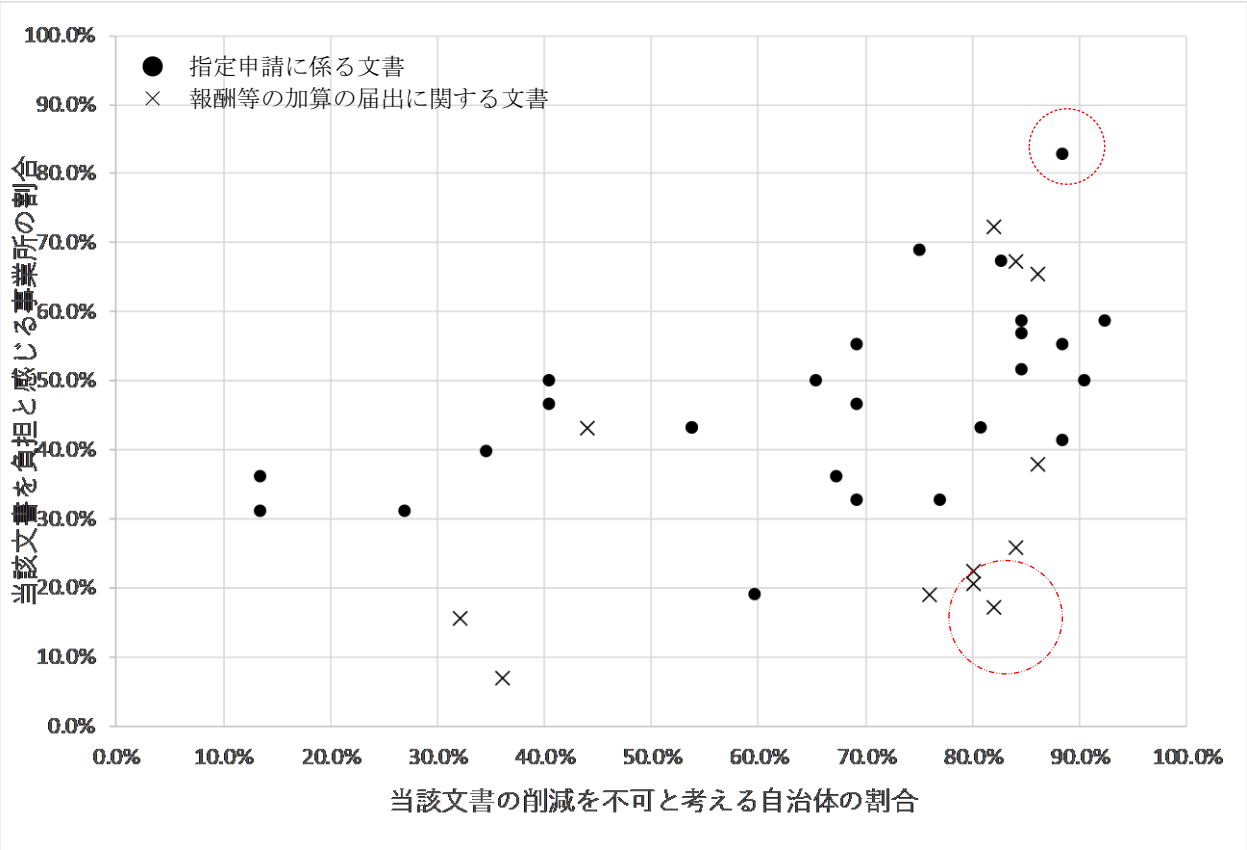

なお、図表 57 では、報酬・加算文書に関する文書では、事業所において当該文書の必要性を認識している割合が大きい文書ほど、当該文書に負担を関事業所の割合が大きくなるという正の相関関係が見て取れた。一方、図表 58 ではそのような関係は見られない。

⑧重度障害者等包括支援

重度障害者包括支援については、1 事業所および 53 自治体から回答を得た。回答事業所が 1 事業所のみであるため、詳細な掲載は割愛する。他の障害福祉サービスにて必要とされる文書も多いことから、そこから類推することが考えられる。

⑨自立訓練（機能訓練）

自立訓練（機能訓練）については、12 事業所および 52 自治体から回答を得た。回答事業所が 12 事業所のみであるため、詳細な掲載は割愛する。他の障害福祉サービスにて必要とされる文書も多いことから、そこから類推することが考えられる。

⑩自立訓練（生活訓練）

自立訓練（生活訓練）については、88 事業所および 52 自治体から回答を得た。以下はその分析結果である。

ア. 事業所と自治体の文書に対する認識

指定申請に係る文書について、自治体は文書の削減を不可と考えているが、事業所が必要性を認識していない文書として、両者の認識に 15%以上の開きがあった。

・利用者(入所者)又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要
・法第 36 条第３項各号の規定に該当しない旨の誓約書
・サービスの主たる対象者を特定する理由
・(共生型のみ)母体となるサービスの指定を受けていることを確認できるもの

一方、以下の文書については、事業所が必要性を認識しているものの、自治体が文書削減不可と考えていない文書として、両者の認識に 15%以上の開きがあった。

・管理者およびサービス管理責任者の勤務実態がわかる資料（雇用契約書等）
・従業員の勤務実態がわかる資料（雇用契約書の写し等
・事業計画書
・利用契約書
・重要事項説明書
・収支予算書

報酬・加算に係る文書について、自治体は文書の削減を不可と考えているが、事業所が必要性を認識していない文書として、両者の認識に 15%以上の開きがあった。

・介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書
・介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表
・福祉専門職配置等加算に関する届出書
・食事提供体制加算に関する届出書
・送迎加算に関する届出書
・視覚・聴覚言語障害者支援体制加算に関する届出書
・短期滞在加算及び精神障害者退院支援施設加算に係る体制
・看護職員配置加算に関する届出書
・就労移行支援体制加算に関する届出書
・社会生活支援特別加算に関する届出書

自立訓練（生活訓練）については全体として、報酬・加算文書の方が指定申請文書と比べ、事業所が必要性を認識している割合は小さい傾向にあるということができる。

図表 59　事業所の文書の必要性の認識と自治体の文書削減の考え方

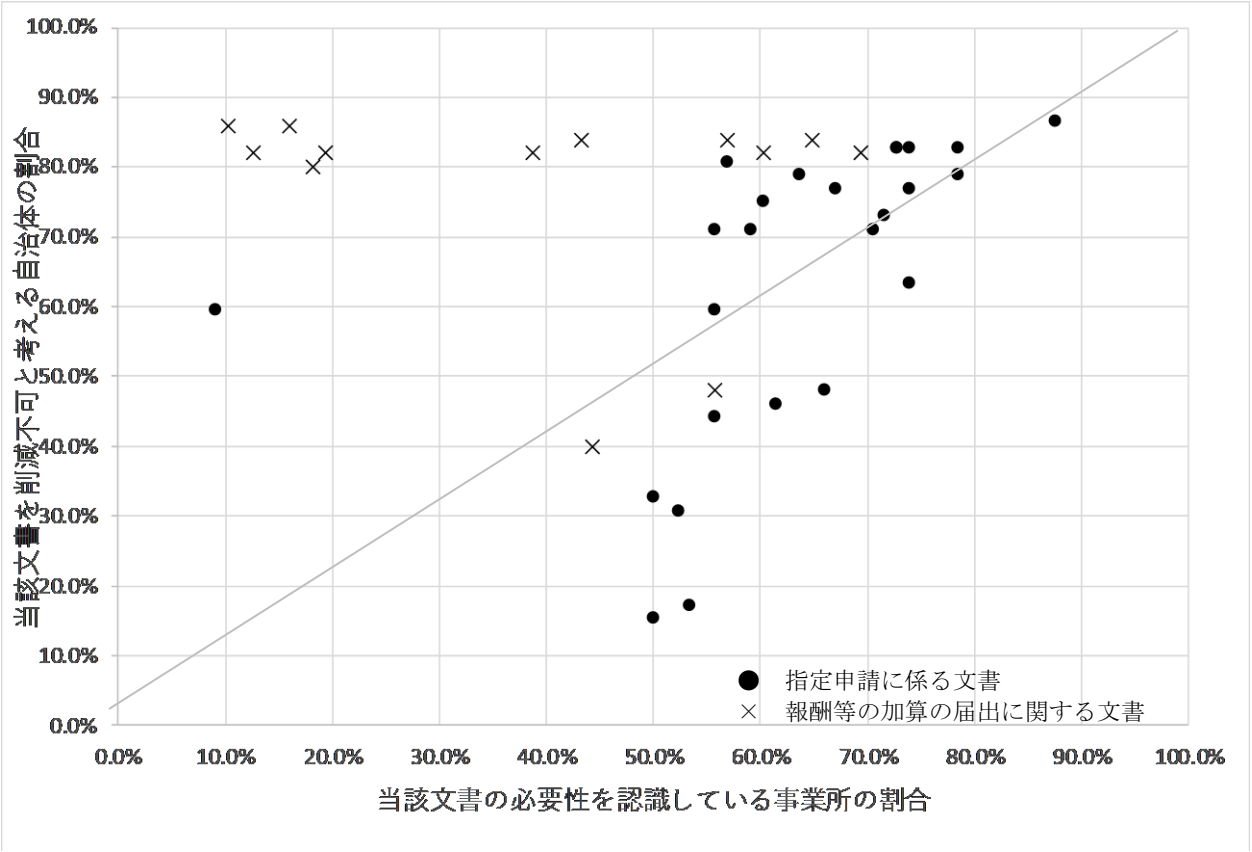

イ. 文書削減の可能性

指定申請に係る文書削減の可能性について、先述の図表 7 の枠組みに基づき整理すると、a. 削減検討 c. 削減は難しいが（手段の）効率化を検討、d. 削減不要に該当する文書はなかった。

b. 削減あるいは意思疎通を努力に該当する文書として、図表 60 に基づくと、以下の文書があげられた。

・(共生型のみ)母体となるサービスの指定を受けていることを確認できるもの

報酬・加算に係る文書削減の可能性について、先述の図表 7 の枠組みに基づき整理すると、a. 削減検討、c. 削減は難しいが（手段の）効率化を検討に該当する文書はなかった。

b. 削減あるいは意思疎通を努力に該当する文書として、図表 60 に基づくと、以下の文書があげられた。

・視覚・聴覚言語障害者支援体制加算に関する届出書
・短期滞在加算及び精神障害者退院支援施設加算に係る体制
・看護職員配置加算に関する届出書

・就労移行支援体制加算に関する届出書
・社会生活支援特別加算に関する届出書

ただし、事業所の文書の必要性に関する認識と自治体の文書削減不可の認識とにずれがあることから、図表 61 にもとづくと、d. 削減不要に該当する文書に該当する文書として、以下の文書があげられた。

・送迎加算に関する届出書
・視覚・聴覚言語障害者支援体制加算に関する届出書
・短期滞在加算及び精神障害者退院支援施設加算に係る体制
・看護職員配置加算に関する届出書
・就労移行支援体制加算に関する届出書
・社会生活支援特別加算に関する届出書

なお、図表 60 では、報酬・加算文書に関する文書では、事業所において当該文書の必要性を認識している割合が大きい文書ほど、当該文書に負担を関事業所の割合が大きくなるという正の相関関係が見て取れた。一方、図表 61 ではそのような関係は見られなかった。

図表 60　事業所の文書の作成の負担感と事業所の文書の必要性の認識

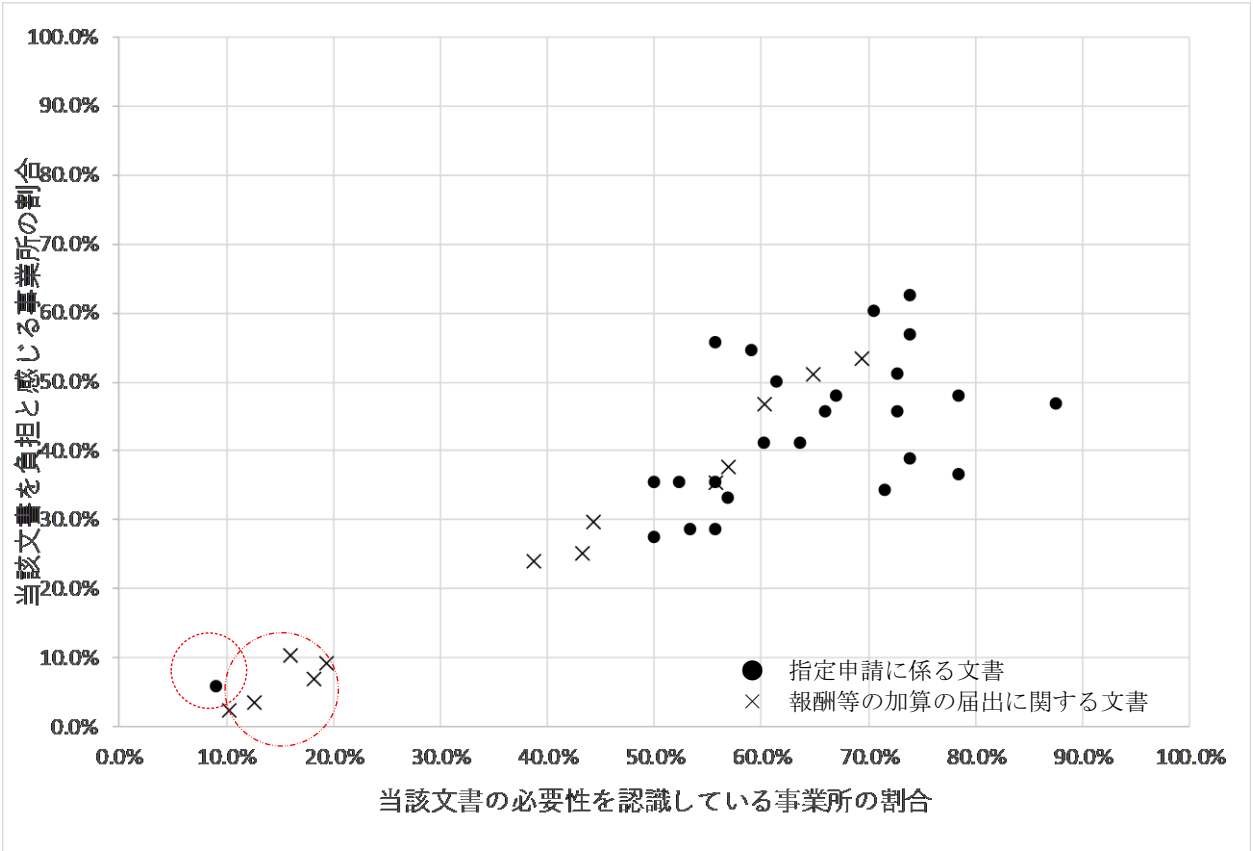

図表 61　事業所の文書の作成の負担感と自治体の文書削減の考え方

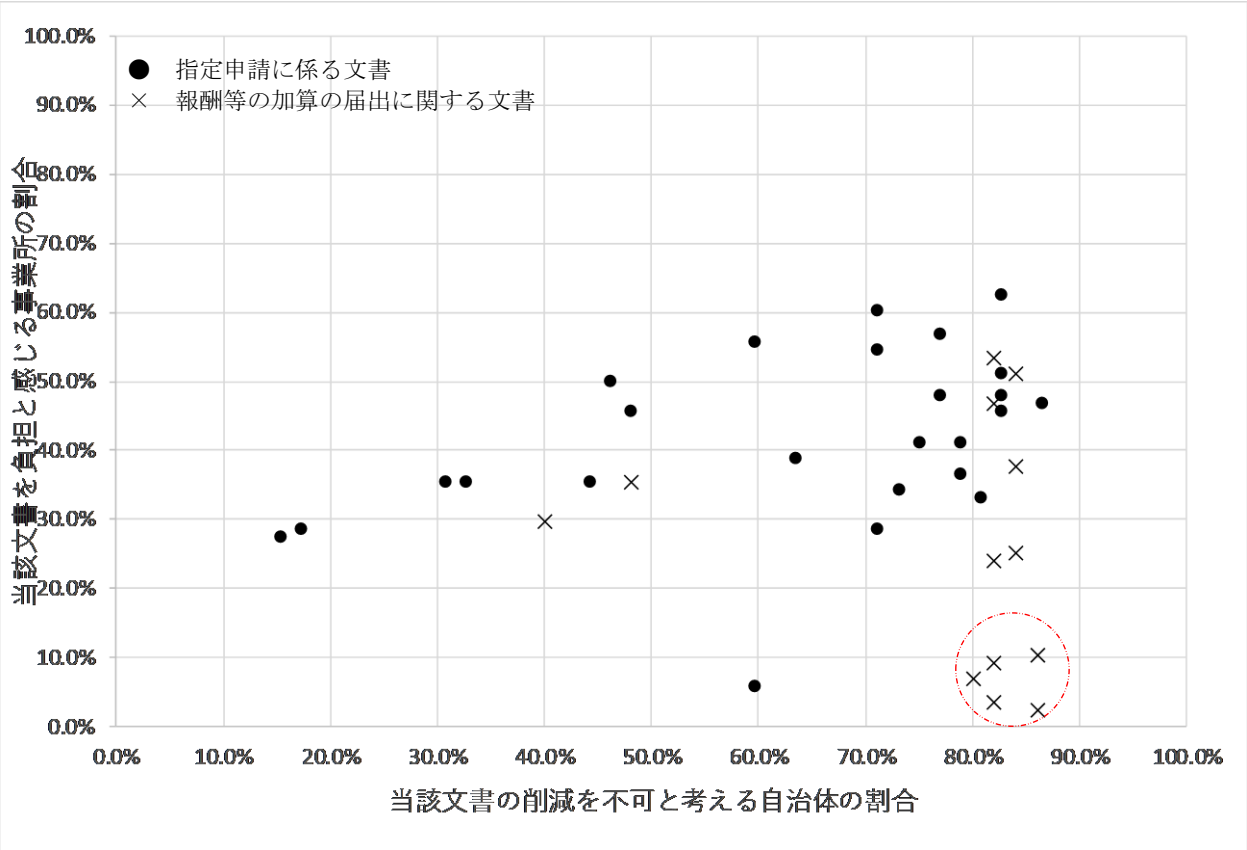

⑪就労移行支援

就労移行支援については、29 事業所および 52 自治体から回答を得た。以下はその分析結果である。回答事業所数が少ないため回答の解釈には留意が必要である。

ア. 事業所と自治体の文書に対する認識

指定申請に係る文書について、自治体は文書の削減を不可と考えているが、事業所が必要性を認識していない文書として、両者の認識に 20%以上の開きがあった。

・協力医療機関との契約書の写し
・サービスの主たる対象者を特定する理由

一方、以下の文書については、事業所が必要性を認識しているものの、自治体が文書削減不可と考えていない文書として、両者の認識に 20%以上の開きがあった。

・管理者およびサービス管理責任者の勤務実態がわかる資料（雇用契約書等）
・前年度平均利用者数及び平均障害支援区分算出票
・従業員の勤務実態がわかる資料（雇用契約書の写し等）
・事業計画書、利用契約書
・重要事項説明書

報酬・加算に係る以下の文書について、自治体は文書の削減を不可と考えているが、事業所が必要性を認識していない文書として、両者の認識に 20%以上の開きがあった。

・食事提供体制加算に関する届出書
・送迎加算に関する届出書
・視覚・聴覚言語障害者支援体制加算に関する届出書
・短期滞在加算及び精神障害者退院支援施設加算に係る体制
・就労支援関係研修修了加算に関する届出書
・移行準備支援体制加算（Ⅰ）に関する届出書
・社会生活支援加算に関する届出書

就労移行支援については全体として、報酬・加算文書の方が指定申請文書と比べ、事業所が必要性を認識している割合は小さい傾向にあるということができる。

図表 62　事業所の文書の必要性の認識と自治体の文書削減の考え方

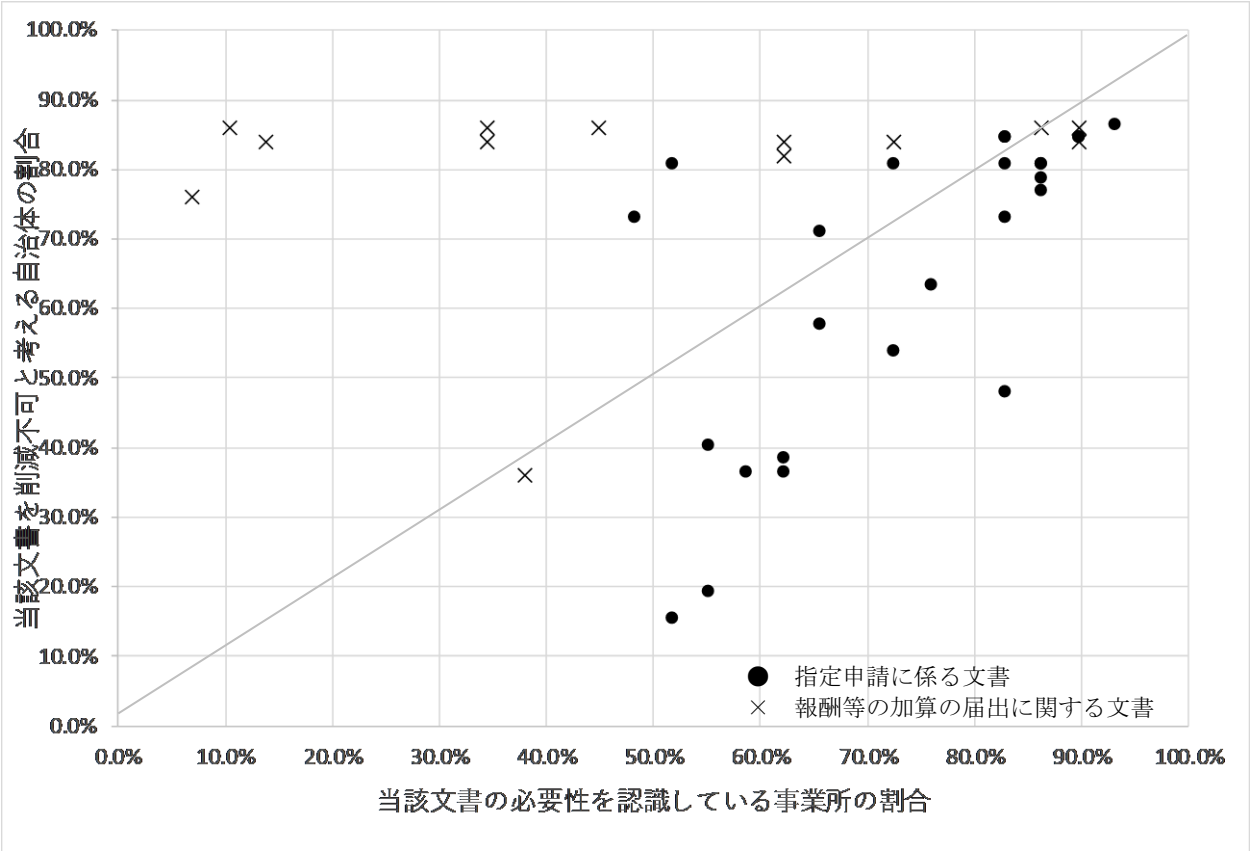

イ. 文書削減の可能性

指定申請に係る文書削減の可能性について、先述の図表 7 の枠組みに基づき整理すると、a. 削減検討、b. 削減あるいは意思疎通を努力、c. 削減は難しいが（手段の）効率化を検討に該当する文書はなかった。

b. 削減あるいは意思疎通を努力に該当する文書として、図表 64 に基づくと、以下の文書があげられた。

・法第 36 条第 3 項各号の規定に該当しない旨の誓約書

報酬・加算に係る文書削減の可能性について、先述の図表 7 の枠組みに基づき整理すると、a. 削減検討、c. 削減は難しいが（手段の）効率化を検討に該当する文書はなかった。

b. 削減あるいは意思疎通を努力に該当する文書として、図表 63 に基づくと、以下の文書があげられた。

・視覚・聴覚言語障害者支援体制加算に関する届出書
・短期滞在加算及び精神障害者退院支援施設加算に係る体制
・社会生活支援特別加算に関する届出書

ただし、事業所の文書の必要性に関する認識と自治体の文書削減不可の認識とにずれがあることから、図表 64 にもとづくと、d. 削減不要に該当する文書に該当する文書として、以下の文書があげられた。

・食事提供体制加算に関する届出書
・送迎加算に関する届出書
・視覚・聴覚言語障害者支援体制加算に関する届出書
・短期滞在加算及び精神障害者退院支援施設加算に係る体制
・社会生活支援特別加算に関する届出書

なお、図表 63 では、報酬・加算文書に関する文書より指定申請文書の方が、d. 削減不要に寄っている割合が大きい。

図表 63　事業所の文書の作成の負担感と事業所の文書の必要性の認識

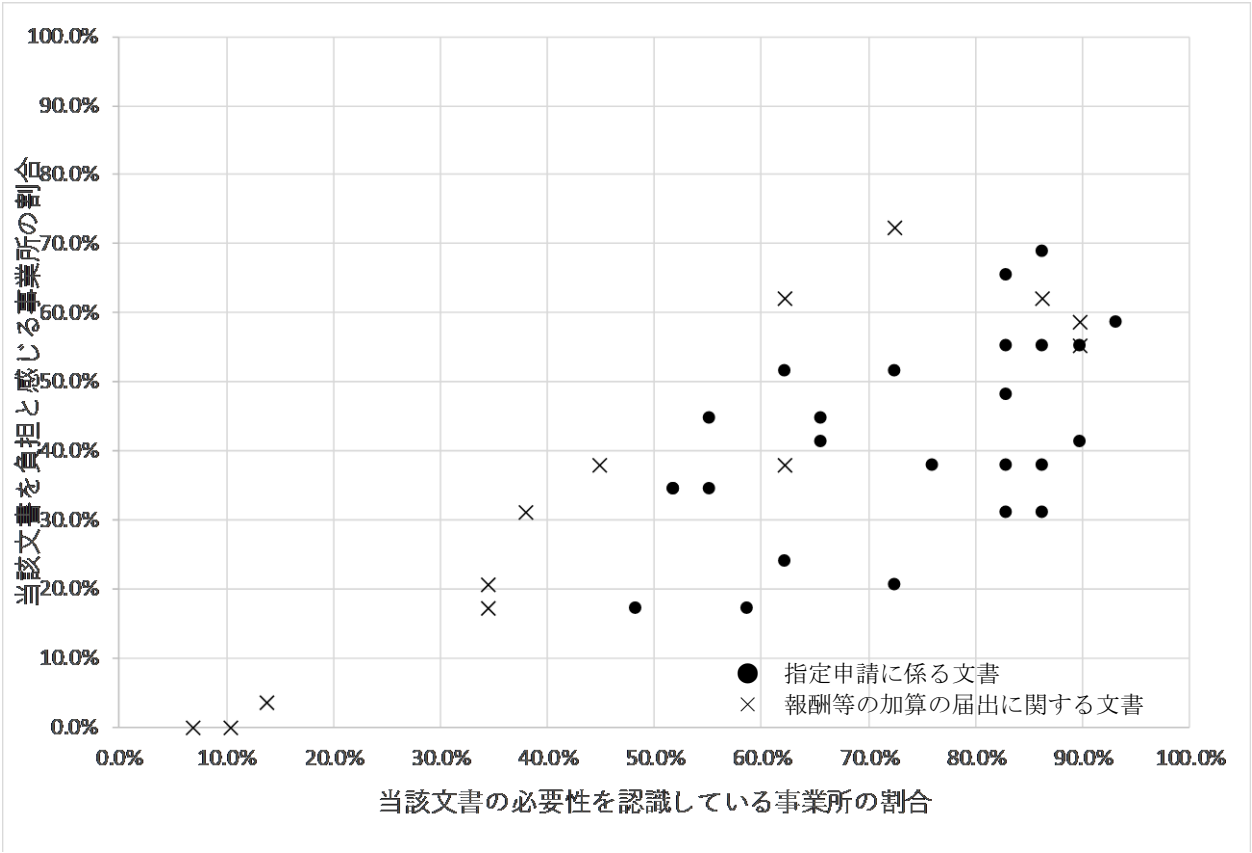

図表 64　事業所の文書の作成の負担感と自治体の文書削減の考え方

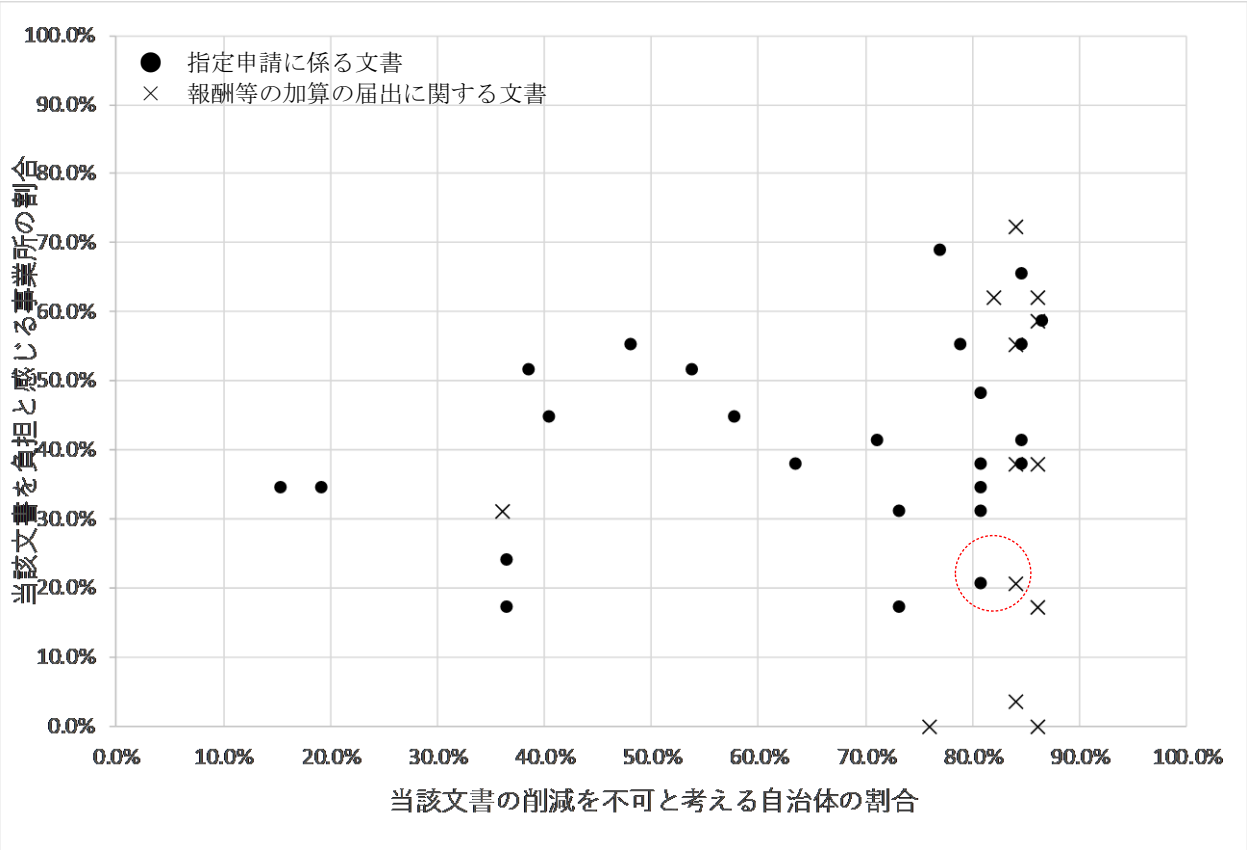

⑫就労継続支援 A 型

就労継続支援Ａ型については、34 事業所および 52 自治体から回答を得た。以下はその分析結果である。回答事業所数が少ないため回答の解釈には留意が必要である。

ア. 事業所と自治体の文書に対する認識

指定申請に係る文書について、自治体は文書の削減を不可と考えているが、事業所が必要性を認識していない文書として、両者の認識に 20%以上の開きがあった。

・法第 36 条第３項各号の規定に該当しない旨の誓約書
・サービスの主たる対象者を特定する理由

一方、以下の文書については、事業所が必要性を認識しているものの、自治体が文書削減不可と考えていない文書として、両者の認識に 20%以上の開きがあった。

・利用契約書
・重要事項説明書

報酬・加算に係る文書について、自治体は文書の削減を不可と考えているが、事業所が必要性を認識していない文書として、今回調査しているほぼすべての文書について、両者の認識に 20%以上の開きがあった。

・介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書
・介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表
・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表
・福祉専門職配置等加算に関する届出書
・食事提供体制加算に関する届出書
・送迎加算に関する届出書
・視覚・聴覚言語障害者支援体制加算に関する届出書
・就労移行支援体制加算に関する届出書
・重度障害者支援体制加算に関する届出書
・賃金向上達成指導員配置加算に関する届出書
・就労継続支援Ａ型に係る基本報酬の算定区分に関する届出書
・社会生活支援加算に関する届出書
・就労継続支援Ａ型事業利用者負担減免措置実施届出書

就労継続支援Ａ型については全体として、報酬・加算文書の方が指定申請文書と比べ、事業所が必要性を認識している割合は小さい傾向にあるということができる。

図表 65　事業所の文書の必要性の認識と自治体の文書削減の考え方

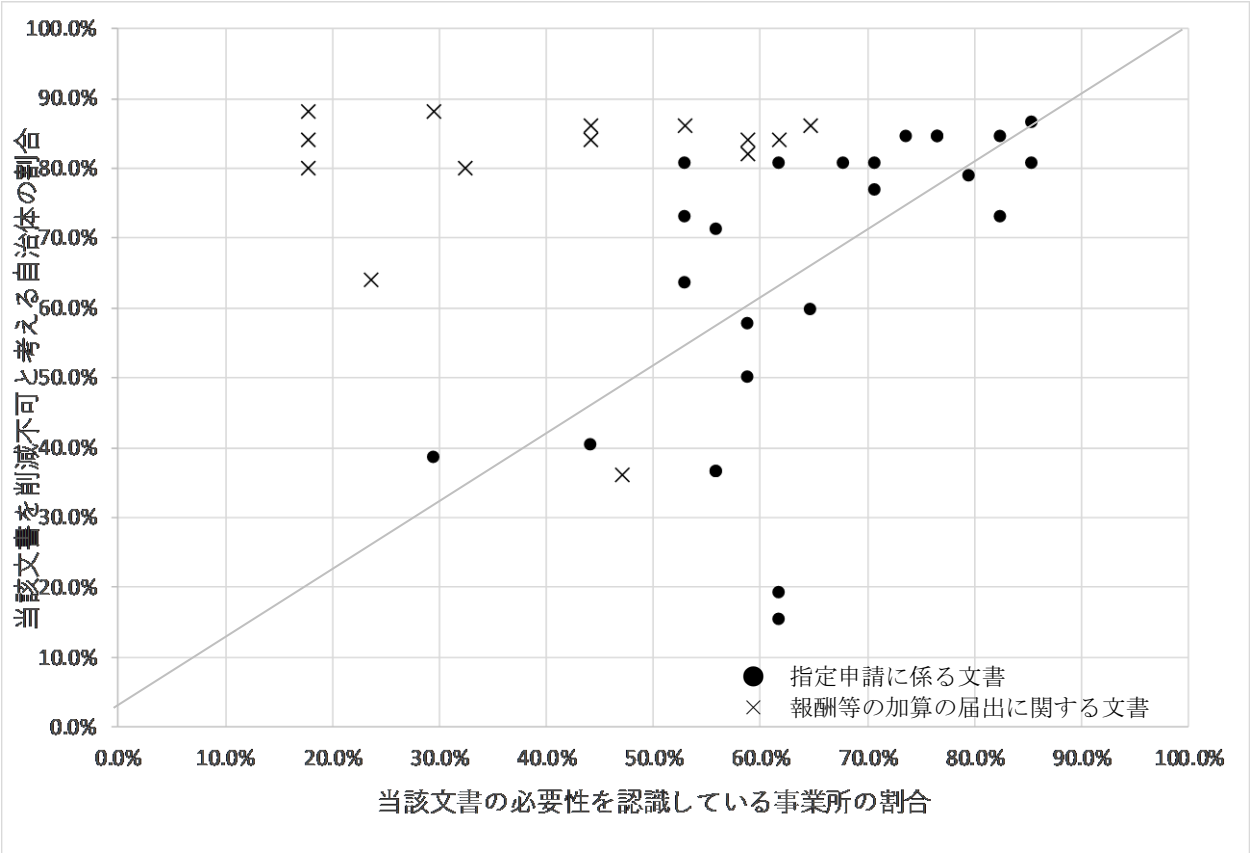

イ. 文書削減の可能性

指定申請に係る文書削減の可能性について、先述の図表 7 の枠組みに基づき整理すると、a. 削減検討、b. 削減あるいは意思疎通を努力、c. 削減は難しいが（手段の）効率化を検討に該当する文書はなかった。d. 削減不要に該当する文書として、

図表 67 に基づくと、以下の文書があげられた。

・法第 36 条第３項各号の規定に該当しない旨の誓約書

報酬・加算に係る文書削減の可能性について、先述の図表 7 の枠組みに基づき整理すると、a. 削減検討、c. 削減は難しいが（手段の）効率化を検討に該当する文書はなかった。

b. 削減あるいは意思疎通を努力に該当する文書として、図表 66 に基づくと、以下の文書があげられた。

・視覚・聴覚言語障害者支援体制加算に関する届出書
・重度障害者支援体制加算に関する届出書
・社会生活支援特別加算に関する届出書
・就労継続支援Ａ型事業利用者負担減免措置実施届出書

ただし、事業所の文書の必要性に関する認識と自治体の文書削減不可の認識とにずれがあることから、

図表 67 にもとづくと、d. 削減不要に該当する文書として、以下の文書があげられた。

・福祉専門職配置等加算に関する届出書
・食事提供体制加算に関する届出書
・送迎加算に関する届出書
・視覚・聴覚言語障害者支援体制加算に関する届出書
・就労移行支援体制加算に関する届出書
・重度障害者支援体制加算に関する届出書
・賃金向上達成指導員配置加算に関する届出書
・社会生活支援特別加算に関する届出書

なお、図表 66 では、b. 削減あるいは意思疎通を努力に該当する文書が多いのに対し、

図表 67 では、d. 削減不要に該当する文書に該当する文書が多い傾向となっている。同じ文書であっても、自治体と事業所の認識に違いがあるため、文書削減の方針についても方向性に違いが出ている。

図表 66　事業所の文書の作成の負担感と事業所の文書の必要性の認識

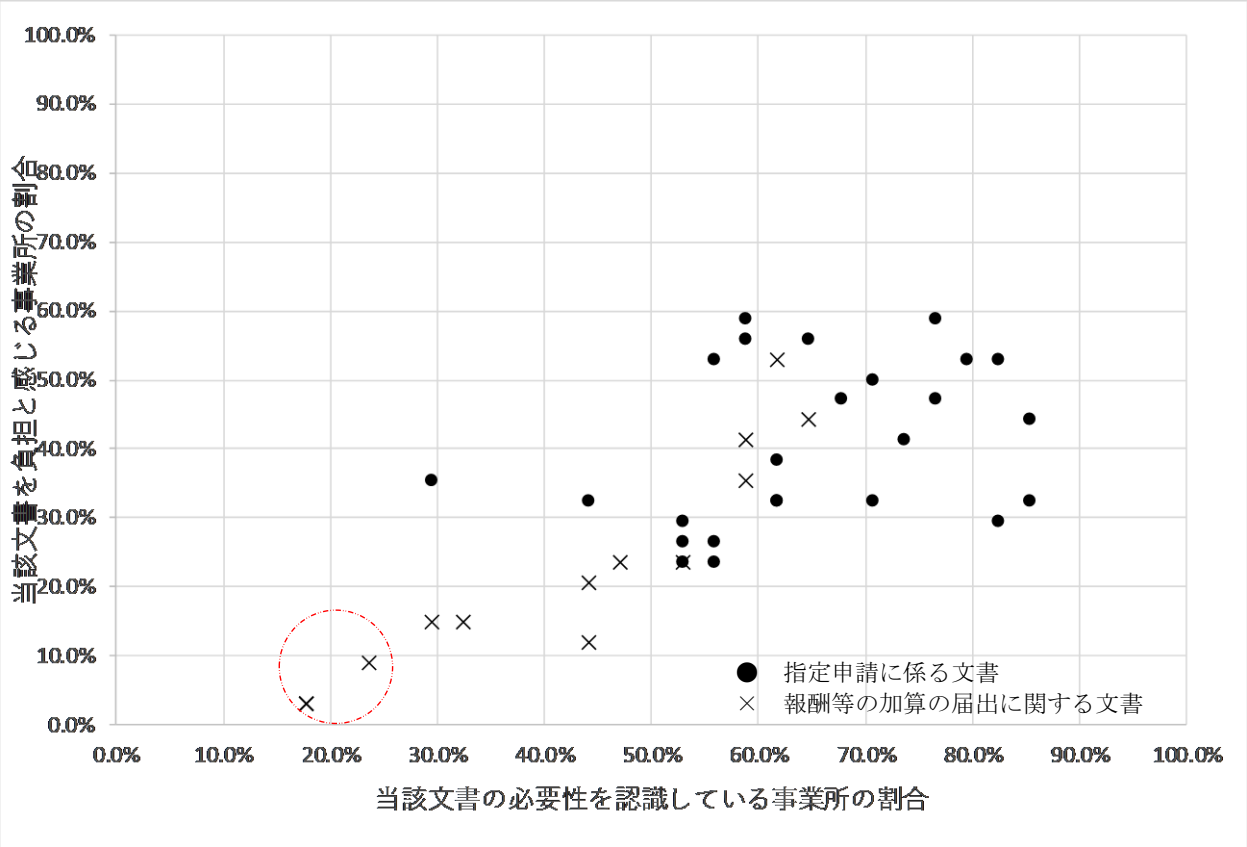

図表 67　事業所の文書の作成の負担感と自治体の文書削減の考え方

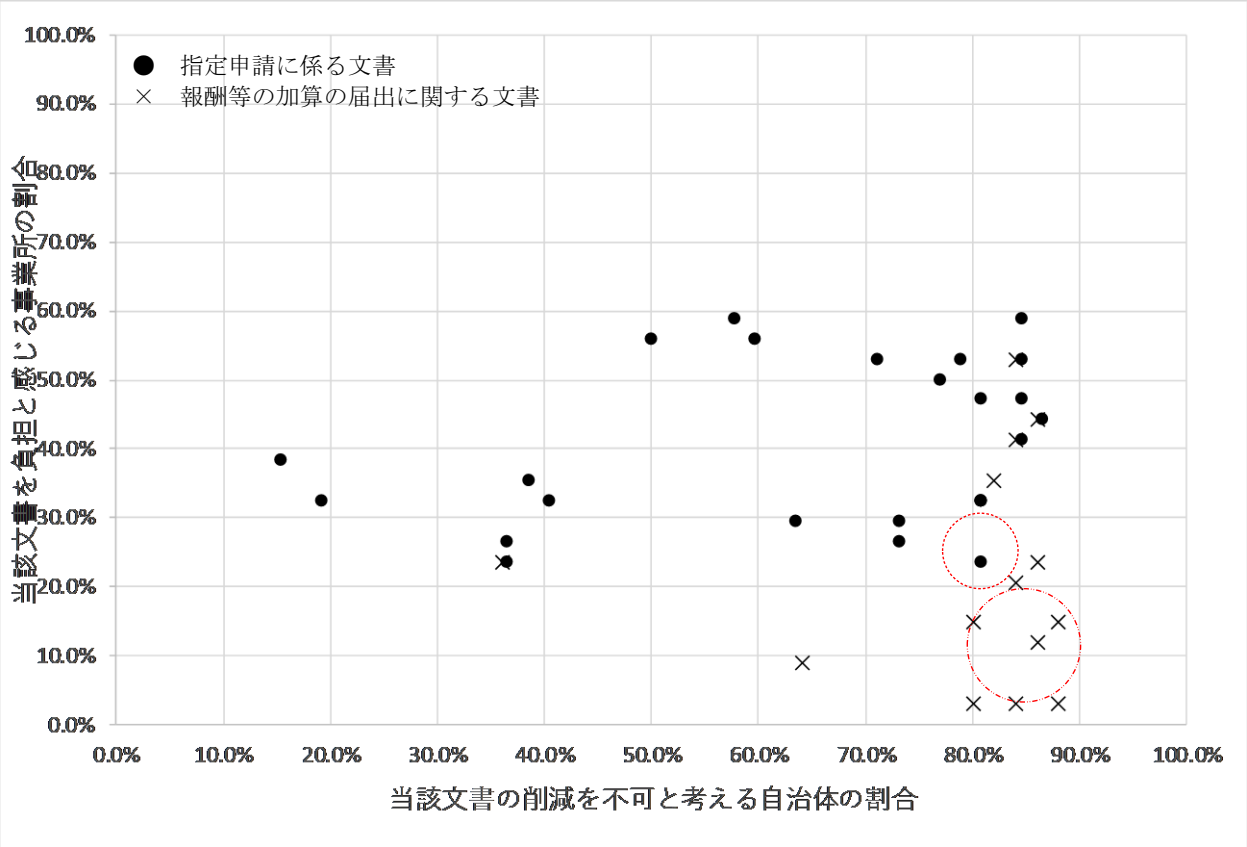
● 指定申請に係る文書
× 報酬等の加算の届出に関する文書
当該文書を負担となる事業所の割合
当該文書の削減を不可と考える自治体の割合
100.0%
90.0%
80.0%
70.0%
60.0%
50.0%
40.0%
30.0%
20.0%
10.0%
0.0%
0.0%
10.0%
20.0%
30.0%
40.0%
50.0%
60.0%
70.0%
80.0%
90.0%
100.0%

⑬就労継続支援 B 型

就労継続支援 B 型については、127 事業所および 51 自治体から回答を得た。以下はその分析結果である。

ア. 事業所と自治体の文書に対する認識

指定申請に係る文書について、自治体は文書の削減を不可と考えているが、事業所が必要性を認識していない文書として、両者の認識に 15%以上の開きがあった。

・サービスの主たる対象者を特定する理由

一方、以下の文書については、事業所が必要性を認識しているものの、自治体が文書削減不可と考えていない文書として、両者の認識に 15%以上の開きがあった。

・利用者の推定数
・前年度平均利用者数及び平均障害支援区分算出票
・従業員の勤務実態がわかる資料（雇用契約書の写し等）
・事業計画書
・利用契約書
・重要事項説明書

報酬・加算に係る文書について、自治体は文書の削減を不可と考えているが、事業所が必要性を認識していない文書として、今回調査しているほぼすべての文書について、両者の認識に 15%以上の開きがあった。

・福祉専門職配置等加算に関する届出書
・食事提供体制加算に関する届出書
・送迎加算に関する届出書
・視覚・聴覚言語障害者支援体制加算に関する届出書
・就労移行支援体制加算に関する届出書
・重度障害者支援体制加算に関する届出書
・目標工賃達成指導員配置加算に関する届出書
・社会生活支援加算に関する届出書

就労継続支援 B 型については全体として、報酬・加算文書の方が指定申請文書と比べ、事業所が必要性を認識している割合は小さい傾向にあるということができる。

図表 68　事業所の文書の必要性の認識と自治体の文書削減の考え方

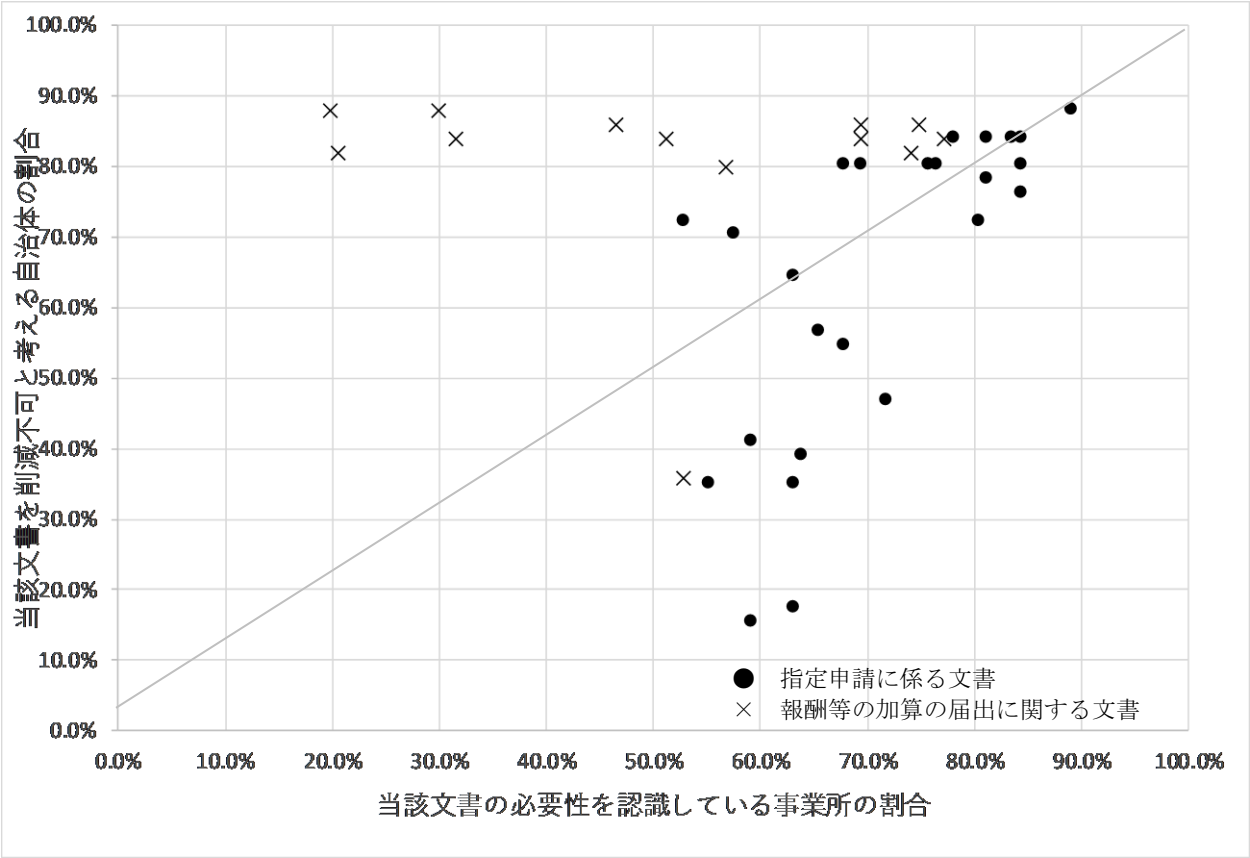

イ. 文書削減の可能性

指定申請に係る文書削減の可能性について、先述の図表 7 の枠組みに基づき整理すると、a. 削減検討、b. 削減あるいは意思疎通を努力、c. 削減は難しいが（手段の）効率化を検討、d. 削減不要に該当する文書はいずれにもなかった。

報酬・加算に係る文書削減の可能性について、先述の図表 7 の枠組みに基づき整理すると、a. 削減検討、c. 削減は難しいが（手段の）効率化を検討に該当する文書はなかった。

b. 削減あるいは意思疎通を努力に該当する文書として、図表 69 に基づくと、以下の文書があげられた。

・視覚・聴覚言語障害者支援体制加算に関する届出書
・社会生活支援特別加算に関する届出書

ただし、事業所の文書の必要性に関する認識と自治体の文書削減不可の認識とにずれがあることから、図表 70 にもとづくと、d. 削減不要に該当する文書として、以下の文書があげられた。

・視覚・聴覚言語障害者支援体制加算に関する届出書

・就労移行支援体制加算に関する届出書
・重度障害者支援体制加算に関する届出書
・社会生活支援特別加算に関する届出書

なお、図表 66 では、b. 削減あるいは意思疎通を努力に該当する文書が多いのに対し、

図表 67 では、d. 削減不要に該当する文書に該当する文書が多い傾向となっている。同じ文書であっても、自治体と事業所の認識に違いがあるため、文書削減の方針についても方向性に違いが出ている。

図表 69 では、報酬・加算文書に関する文書では、事業所において当該文書の必要性を認識している割合が大きい文書ほど、当該文書に負担を関事業所の割合が大きくなるという正の相関関係が見て取れた。一方、図表 70 ではそのような関係は見られない。

図表 69　事業所の文書の作成の負担感と事業所の文書の必要性の認識

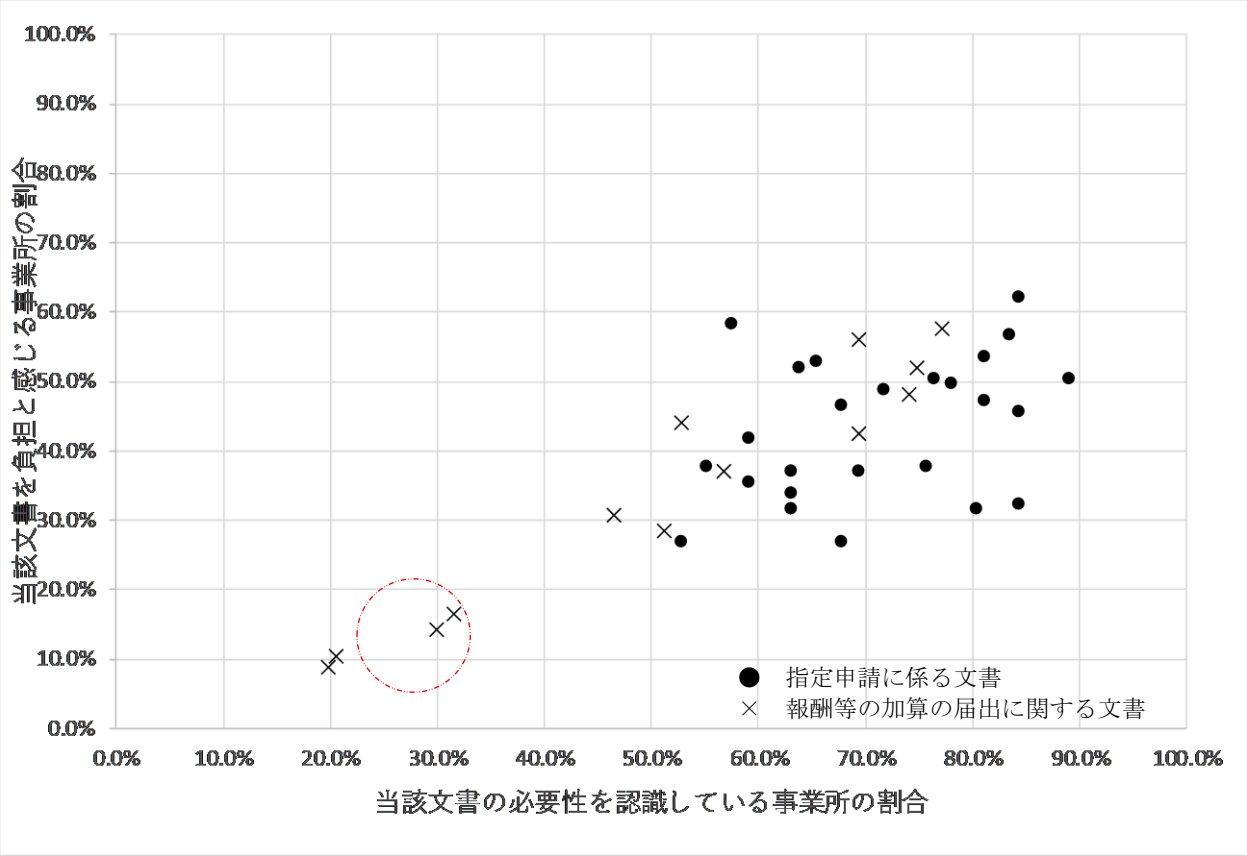

図表 70　事業所の文書の作成の負担感と自治体の文書削減の考え方

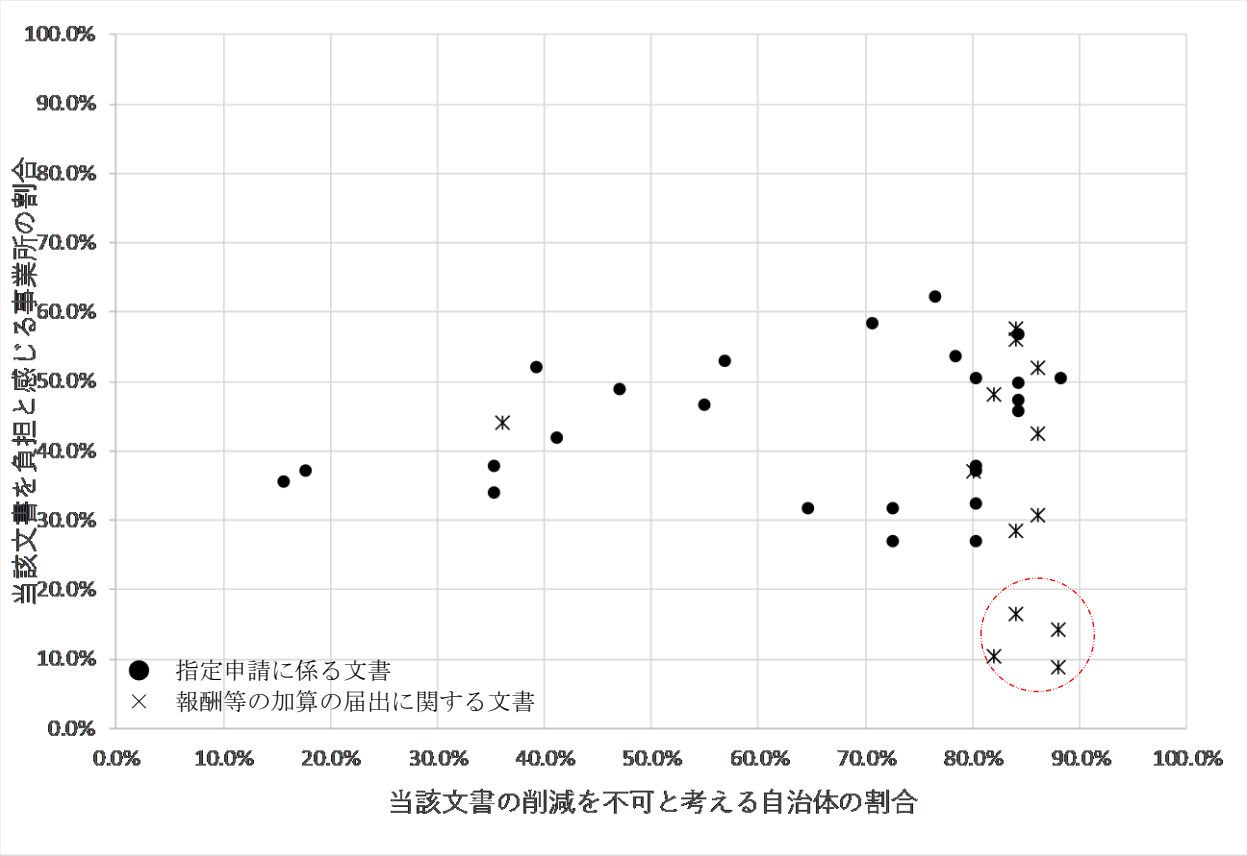

⑭就労定着支援

就労定着支援については、11 事業所および 51 自治体から回答を得た。回答事業所が 11 事業所のみであるため、詳細な掲載は割愛する。他の障害福祉サービスにて必要とされる文書も多いことから、そこから類推することが考えられる。

⑮自立生活援助

自立生活援助については、2 事業所および 53 自治体から回答を得た。回答事業所が 2 事業所のみであるため、詳細な掲載は割愛する。他の障害福祉サービスにて必要とされる文書も多いことから、そこから類推することが考えられる。

⑯共同生活援助

共同生活援助については、138 事業所および 52 自治体から回答を得た。以下はその分析結果である。

ア. 事業所と自治体の文書に対する認識

指定申請に係る文書について、自治体は文書の削減を不可と考えているが、事業所が必要性を認識していない文書として、両者の認識に 15%以上の開きがあった。

・受託居宅介護サービス事業者との委託契約書の写し等
・法第 36 条第３項各号の規定に該当しない旨の誓約書

一方、以下の文書については、事業所が必要性を認識しているものの、自治体が文書削減不可と考えていない文書として、両者の認識に 15%以上の開きがあった。

・利用者の推定数
・管理者およびサービス管理責任者の勤務実態がわかる資料（雇用契約書等）
・従業員の勤務実態がわかる資料（雇用契約書の写し等）
・事業計画書
・利用契約書
・重要事項説明書

報酬・加算に係る文書について、自治体は文書の削減を不可と考えているが、事業所が必要性を認識していない文書として、両者の認識に 15%以上の開きがあった。

・福祉専門職配置等加算に関する届出書
・視覚・聴覚言語障害者支援体制加算に関する届出書
・夜間支援等体制加算に関する届出書
・医療連携体制加算（Ⅴ）に関する届出書
・通勤者生活支援加算に関する届出書
・看護職員配置加算に関する届出書
・地域生活移行個別支援特別加算に関する届出書
・重度障害者支援加算に関する届出書
・精神障害者地域移行特別加算に関する届出書
・強度行動障害者地域移行特別加算に関する届出書
・夜勤職員加配加算に関する届出書

共同生活援助については全体として、報酬・加算文書の方が指定申請文書と比べ、事業所が必要性を認識している割合は小さい傾向にあるということができる。

図表 71　事業所の文書の必要性の認識と自治体の文書削減の考え方

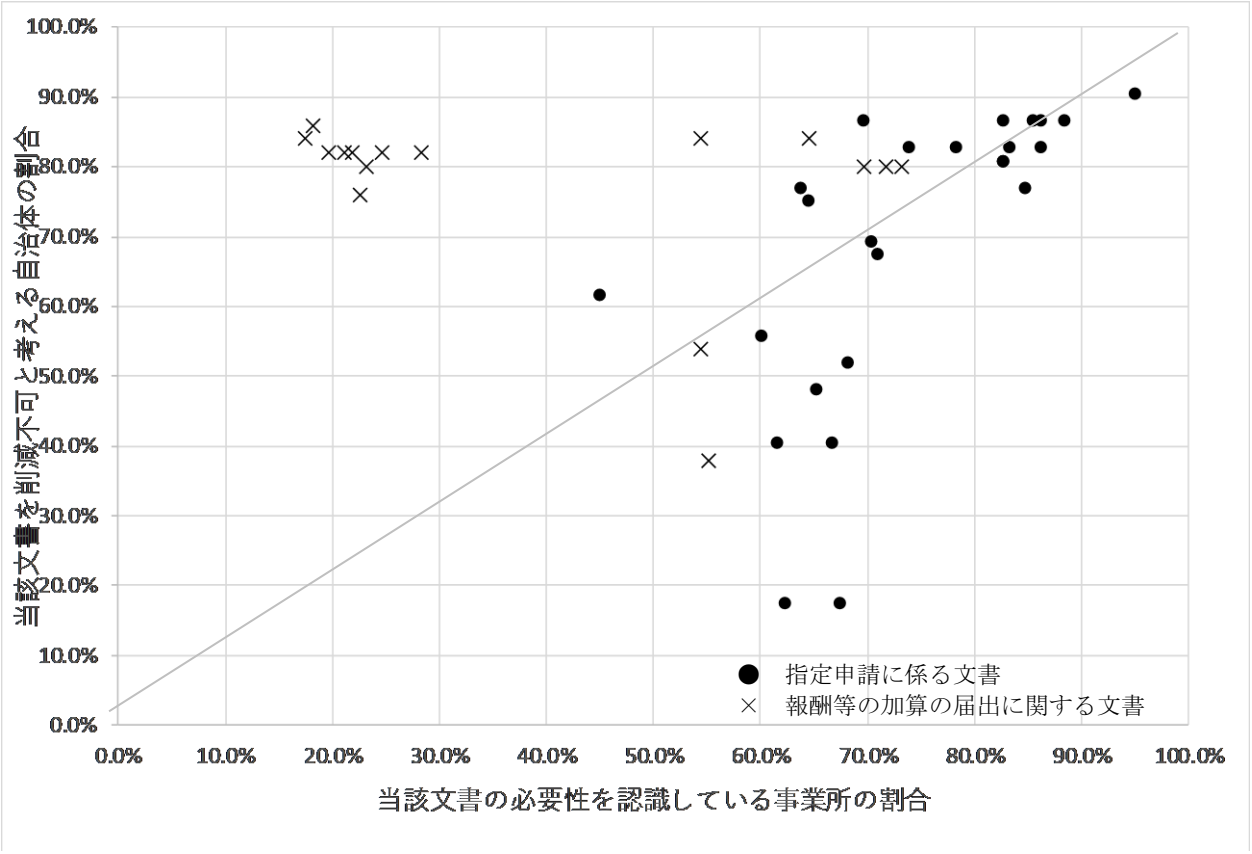

イ. 文書削減の可能性

指定申請に係る文書削減の可能性について、先述の図表 7 の枠組みに基づき整理すると、a. 削減検討、b. 削減あるいは意思疎通を努力、c. 削減は難しいが（手段の）効率化を検討、d. 削減不要に該当する文書はいずれにもなかった。

報酬・加算に係る文書削減の可能性について、先述の図表 7 の枠組みに基づき整理すると、a. 削減検討、c. 削減は難しいが（手段の）効率化を検討に該当する文書はなかった。

b. 削減あるいは意思疎通を努力に該当する文書として、図表 72 に基づくと、以下の文書があげられた。

- 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算に関する届出書
- 通勤者生活支援加算に関する届出書
- 看護職員配置加算に関する届出書
- 地域生活移行個別支援特別加算に関する届出書
- 重度障害者支援加算に関する届出書
- 精神障害者地域移行特別加算に関する届出書
- 強度行動障害者地域移行特別加算に関する届出書
- 夜勤職員加配加算に関する届出書

ただし、事業所の文書の必要性に関する認識と自治体の文書削減不可の認識とにずれがあることから

図表 73 によると、d.削減不要に該当する文書に該当する文書として、次の文書があげられた。

・視覚・聴覚言語障害者支援体制加算に関する届出書
・医療連携体制加算（V）に関する届出書
・通勤者生活支援加算に関する届出書
・看護職員配置加算に関する届出書
・地域生活移行個別支援特別加算に関する届出書
・重度障害者支援加算に関する届出書
・精神障害者地域移行特別加算に関する届出書
・強度行動障害者地域移行特別加算に関する届出書
・夜勤職員加配加算に関する届出書

図表 72 では、報酬・加算文書に関する文書では、事業所において当該文書の必要性を認識している割合が大きい文書ほど、当該文書に負担を感じる事業所の割合が大きくなるという正の相関関係が見て取れた。一方、

図表 73 ではそのような関係は見られない。

図表 72　事業所の文書の作成の負担感と事業所の文書の必要性の認識

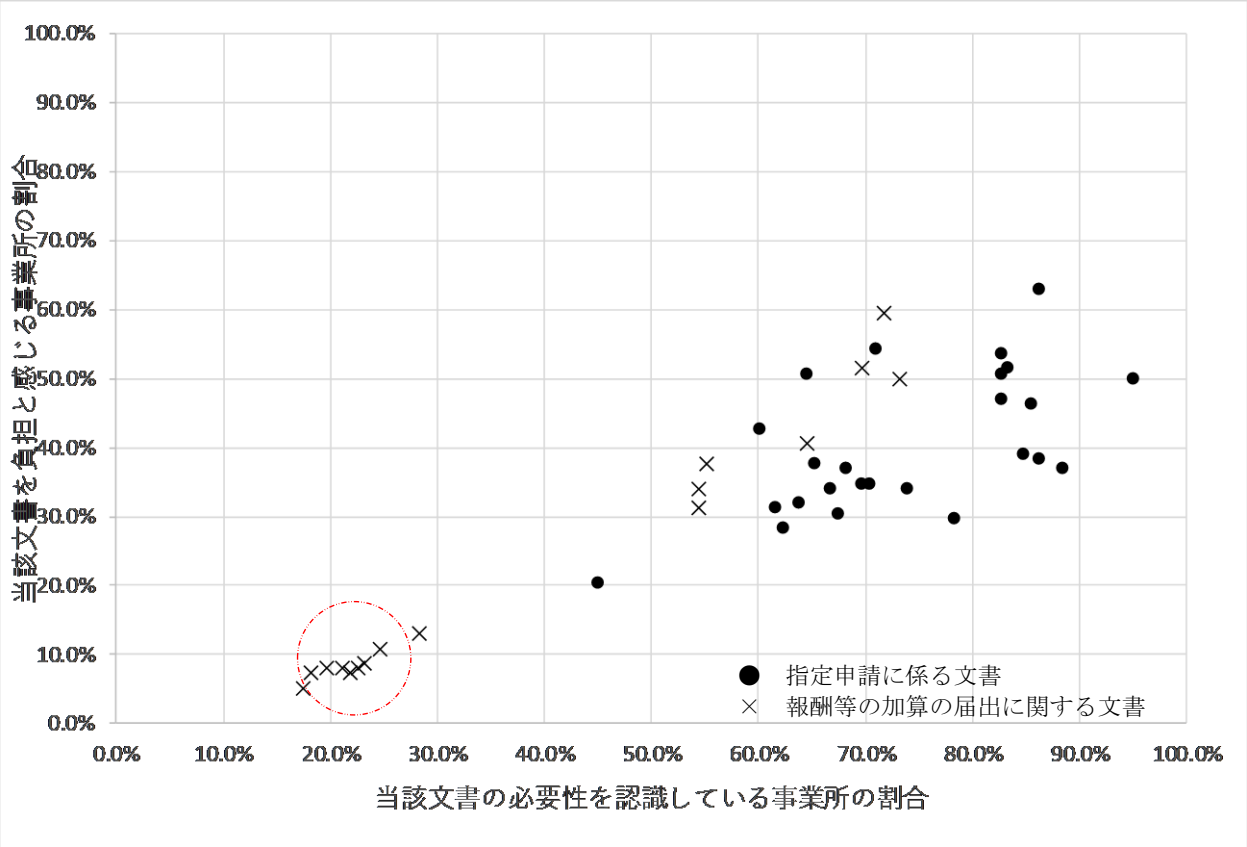

図表 73　事業所の文書の作成の負担感と自治体の文書削減の考え方

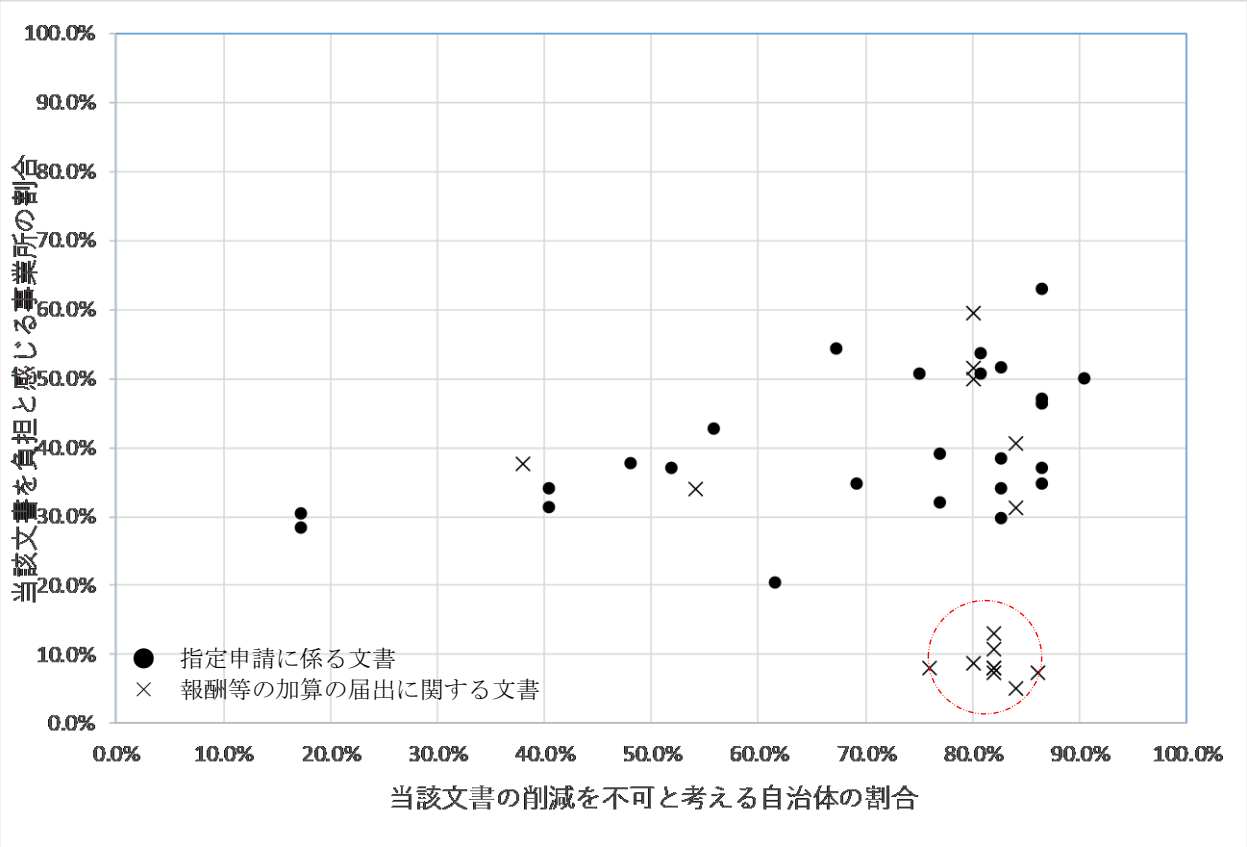
100.0%
90.0%
80.0%
70.0%
60.0%
50.0%
40.0%
30.0%
20.0%
10.0%
0.0%
当該文書を負担と感じる事業所の割合
0.0%
10.0%
20.0%
30.0%
40.0%
50.0%
60.0%
70.0%
80.0%
90.0%
100.0%
当該文書の削減を不可と考える自治体の割合
指定申請に係る文書
報酬等の加算の届出に関する文書

⑰障害者支援施設

障害者支援施設については、35 事業所および52 自治体から回答を得た。以下はその分析結果である。

ア. 事業所と自治体の文書に対する認識

指定申請に係る文書について、自治体は文書の削減を不可と考えているが、事業所が必要性を認識していない文書として、両者の認識に 20%以上の開きがあった。

・サービスの主たる対象者を特定する理由

一方、以下の文書については、事業所が必要性を認識しているものの、自治体が文書削減不可と考えていない文書として、両者の認識に 20%以上の開きがあった。

・利用者の推定数
・管理者およびサービス管理責任者の勤務実態がわかる資料（雇用契約書等）
・前年度平均利用者数及び平均障害支援区分算出票
・非常災害対策に関する計画書
・利用契約書
・重要事項説明書

報酬・加算に係る文書について、自治体は文書の削減を不可と考えているが、事業所が必要性を認識していない文書として、両者の認識に 20%以上の開きがあった。

・視覚・聴覚言語障害者支援体制加算に関する届出書
・重度障害者支援加算に関する届出書
・夜勤職員配置体制加算に関する届出書
・夜間看護体制加算に関する届出書
・地域生活移行個別支援特別加算に関する届出書

障害者支援施設については全体として、報酬・加算文書の方が指定申請文書と比べ、事業所が必要性を認識している割合は小さい傾向にあるということができる。

図表 74　事業所の文書の必要性の認識と自治体の文書削減の考え方

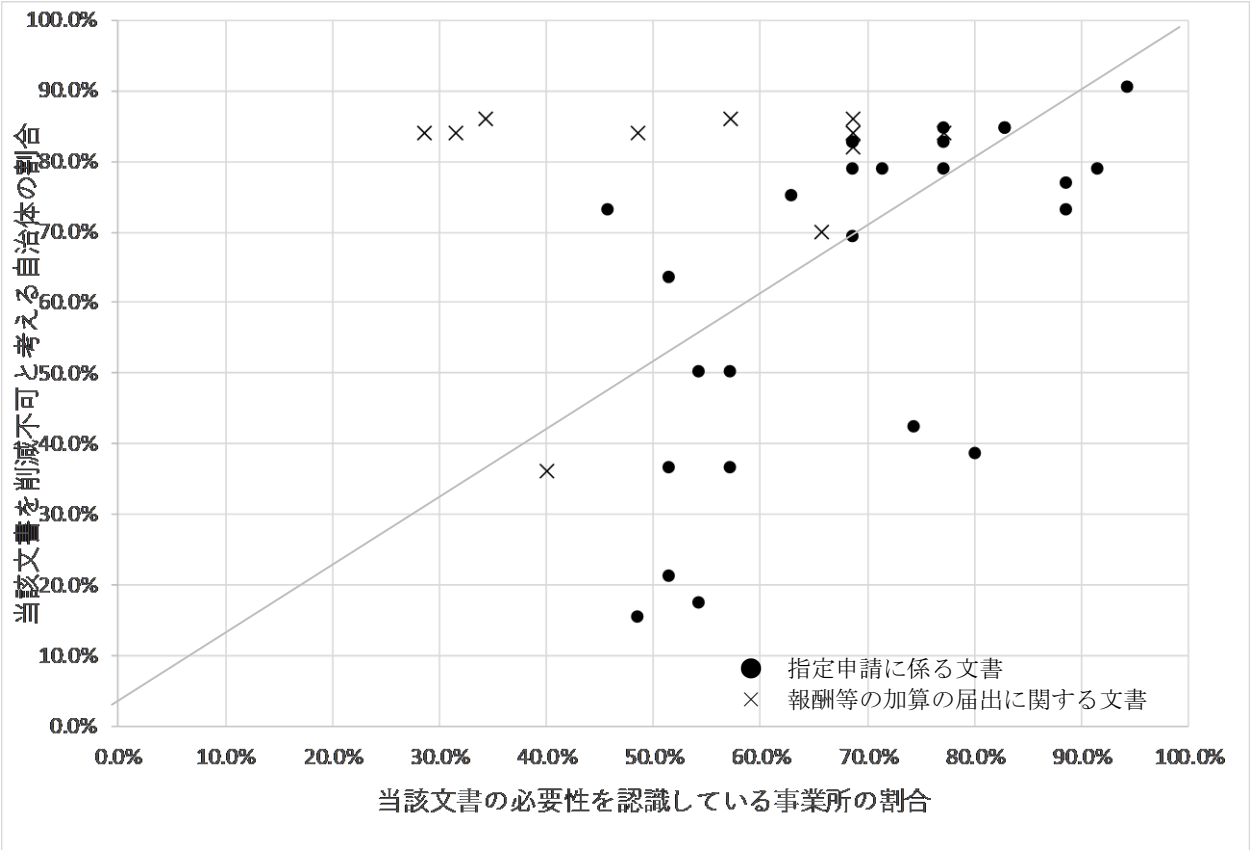

イ. 文書削減の可能性

指定申請に係る文書削減の可能性について、先述の図表 7 の枠組みに基づき整理すると、a. 削減検討 d. 削減不要に該当する文書はなかった。

b. 削減あるいは意思疎通を努力に該当する文書として、図表 75 にもとづくと、次の文書があげられた。

・利用契約書

c. 削減は難しいが（手段の）効率化を検討に該当する文書として、図表 75 にもとづくと、次の文書があげられた。

・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表
・事業に係る介護給付費の請求に関する事項（介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書、介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表、各加算に必要な様式　等）

報酬・加算に係る文書削減の可能性について、先述の図表 7 の枠組みに基づき整理すると、a. 削減検討、b. 削減あるいは意思疎通を努力に該当する文書はなかった。

c. 削減は難しいが（手段の）効率化を検討に該当する文書として、図表 75 に基づくと、以下の文書があげられた。

・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表

ただし、c. 削減は難しいが（手段の）効率化を検討に該当する文書として、図表 76 にもとづくと、以下の文書があげられた。

・介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表
・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表

また、d. 削減不要に該当する文書として図表 76 にもとづくと、以下の文書があげられた。

地域生活移行個別支援特別加算に関する届出書

図表 75 では、報酬・加算文書に関する文書では、事業所において当該文書の必要性を認識している割合が大きい文書ほど、当該文書に負担感が大きい事業所の割合が大きくなるという正の相関関係が見て取れた。一方、図表 76 ではそのような関係は見られない

図表 75　事業所の文書の作成の負担感と事業所の文書の必要性の認識

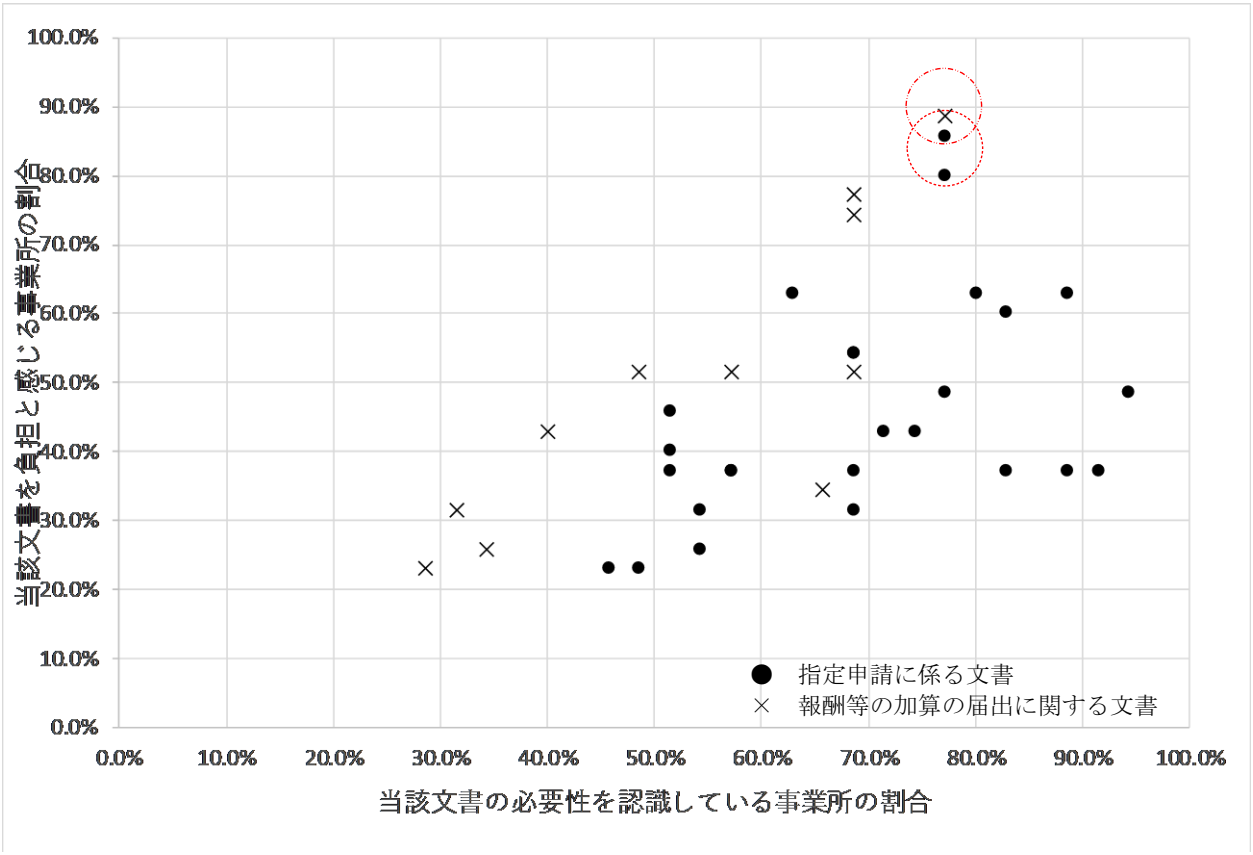

図表 76　事業所の文書の作成の負担感と自治体の文書削減の考え方

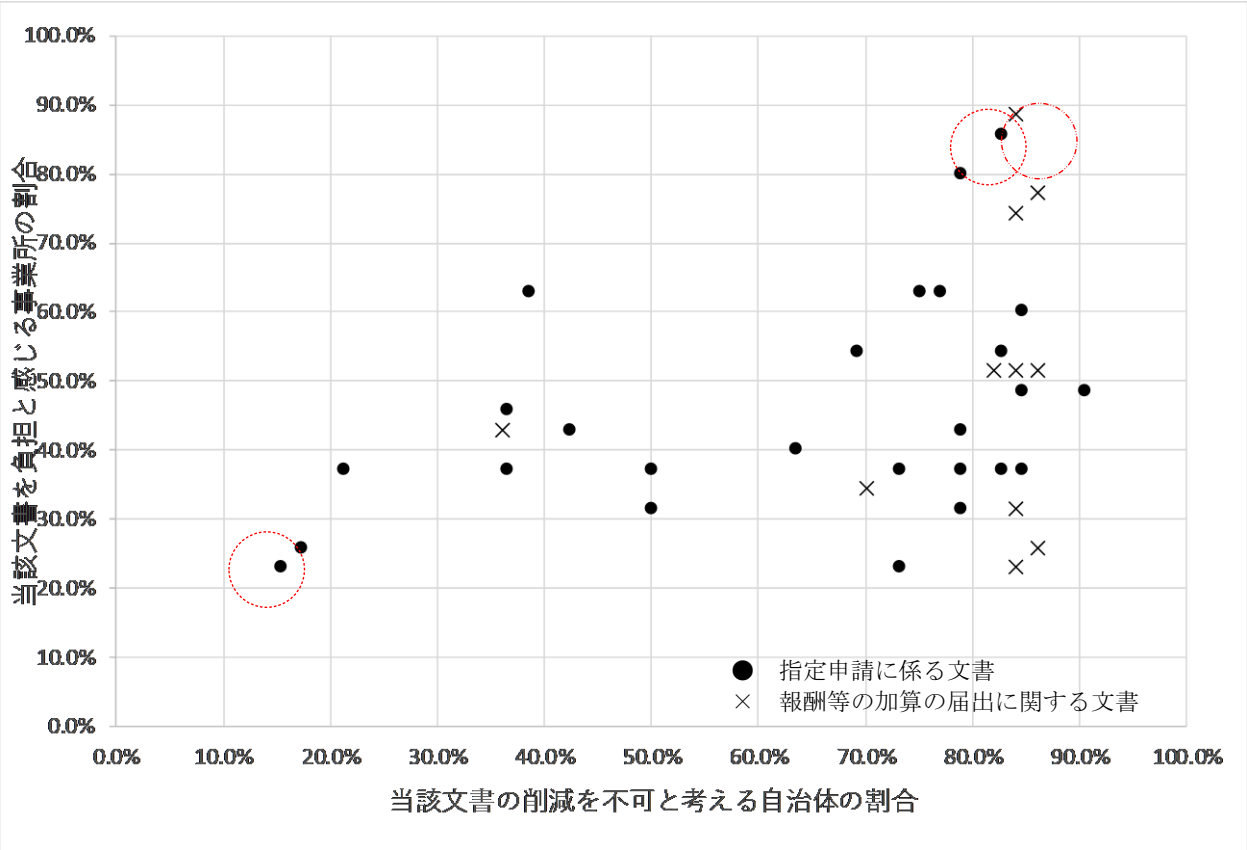

⑱特定相談支援

特定相談支援については、124 事業所および 52 自治体から回答を得た。以下はその分析結果である。

ア. 事業所と自治体の文書に対する認識

指定申請に係る文書について、自治体は文書の削減を不可と考えているが、事業所が必要性を認識していない文書として、両者の認識に 15%以上の開きがあった。

・事業計画書
・事業に係る給付費の請求に関する事項

一方、以下の文書については、事業所が必要性を認識しているものの、自治体が文書削減不可と考えていない文書として、両者の認識に 15%以上の開きがあった。

・指定申請書（自治体が示す書式）
・登記事項証明書又は条例等
・設備・備品等一覧表
・管理者および相談支援専門員の経歴書
・管理者および相談支援専門員の実務経験証明書
・管理者および相談支援専門員の研修修了証の写し
・管理者および相談支援専門員の勤務実態がわかる資料（雇用契約書等）
・運営規程
・利用者(入所者)又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要
・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表
・医療機関や行政機関との連携状況を示す書類
・(共生型のみ)母体となるサービスの指定を受けていることを確認できるもの

図表 77　事業所の文書の必要性の認識と自治体の文書削減の考え方

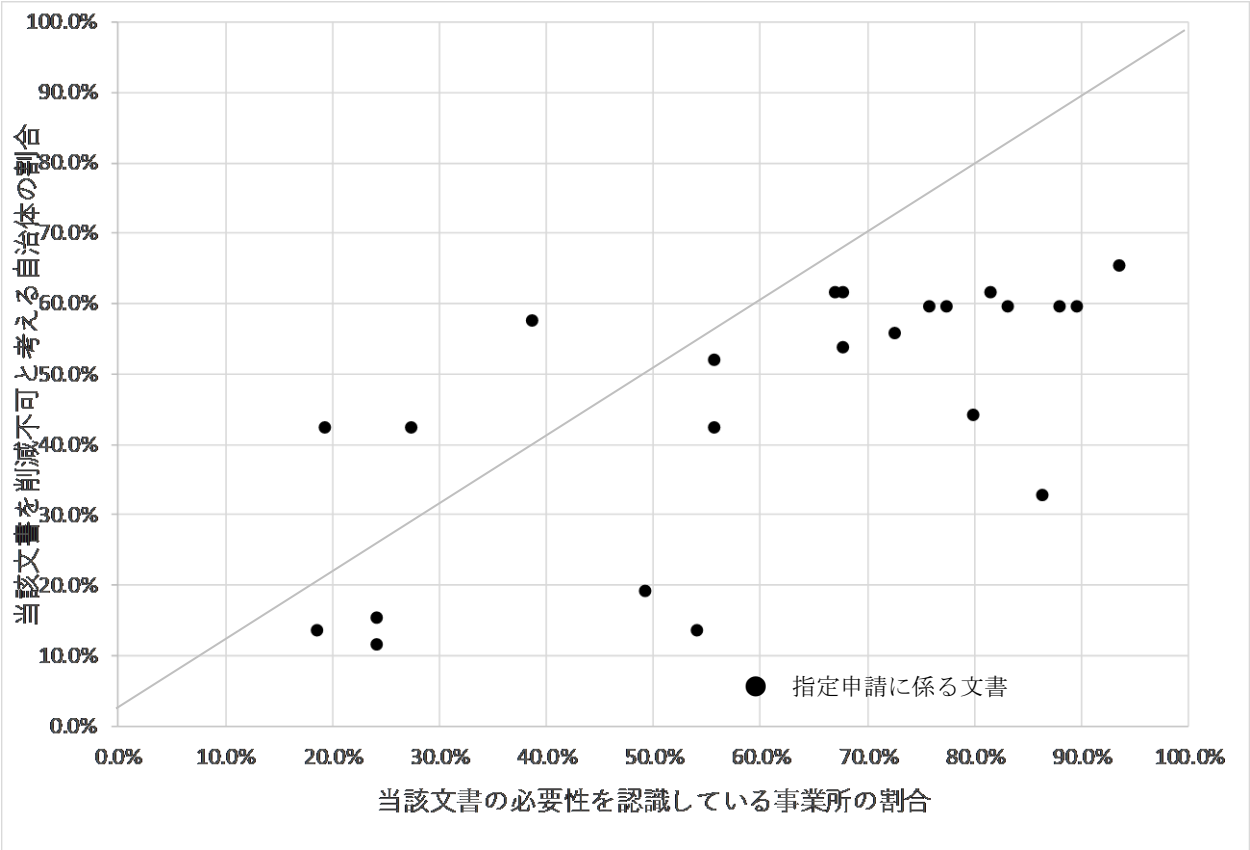

イ. 文書削減の可能性

指定申請に係る文書削減の可能性について、先述の図表 7 の枠組みに基づき整理すると、a. 削減検討、c. 削減は難しいが（手段の）効率化を検討、d. 削減不要に該当する文書はなかった。

b. 削減あるいは意思疎通を努力に該当する文書として、図表 78 及び図表 79 のいずれにおいても以下の文書があげられた。

- 事業計画書
- 利用契約書
- 重要事項説明書

図表 78　事業所の文書の作成の負担感と事業所の文書の必要性の認識

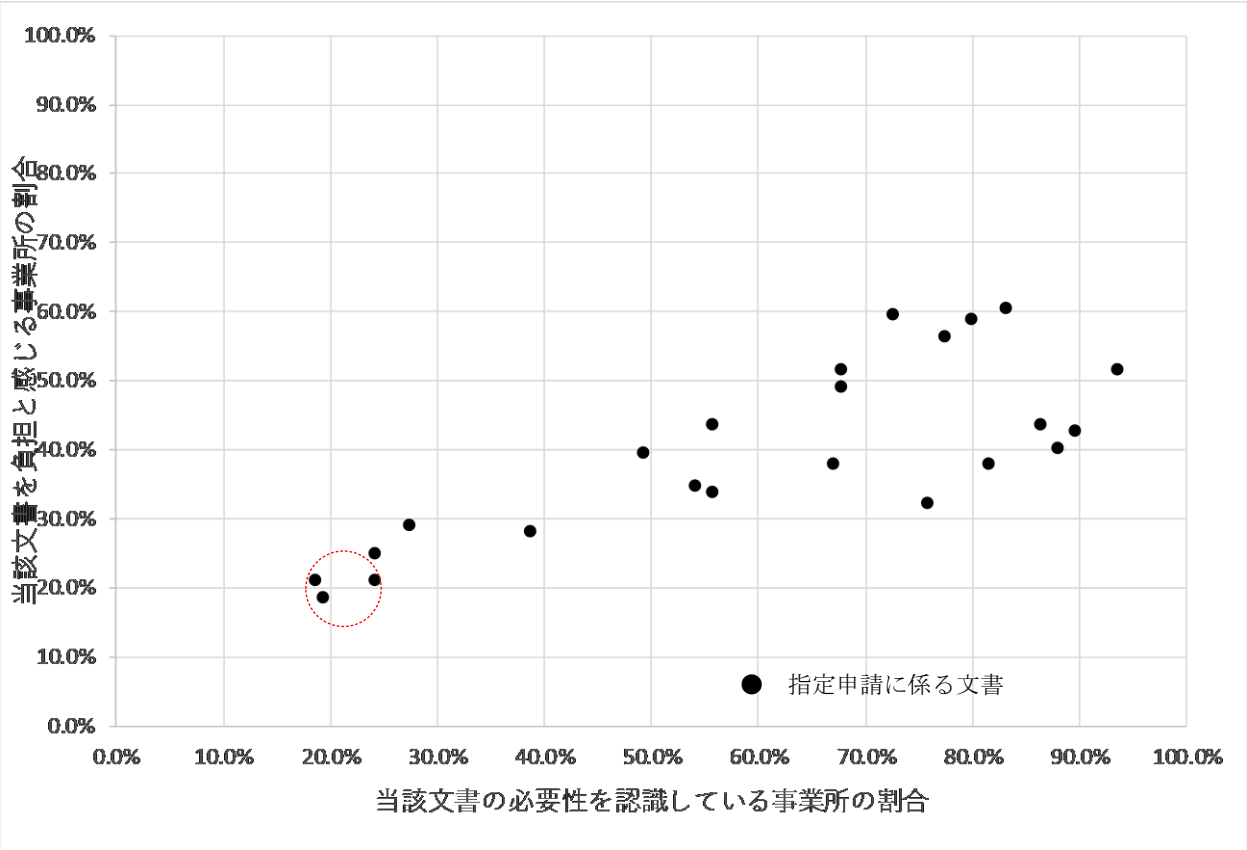

図表 79　事業所の文書の作成の負担感と自治体の文書削減の考え方

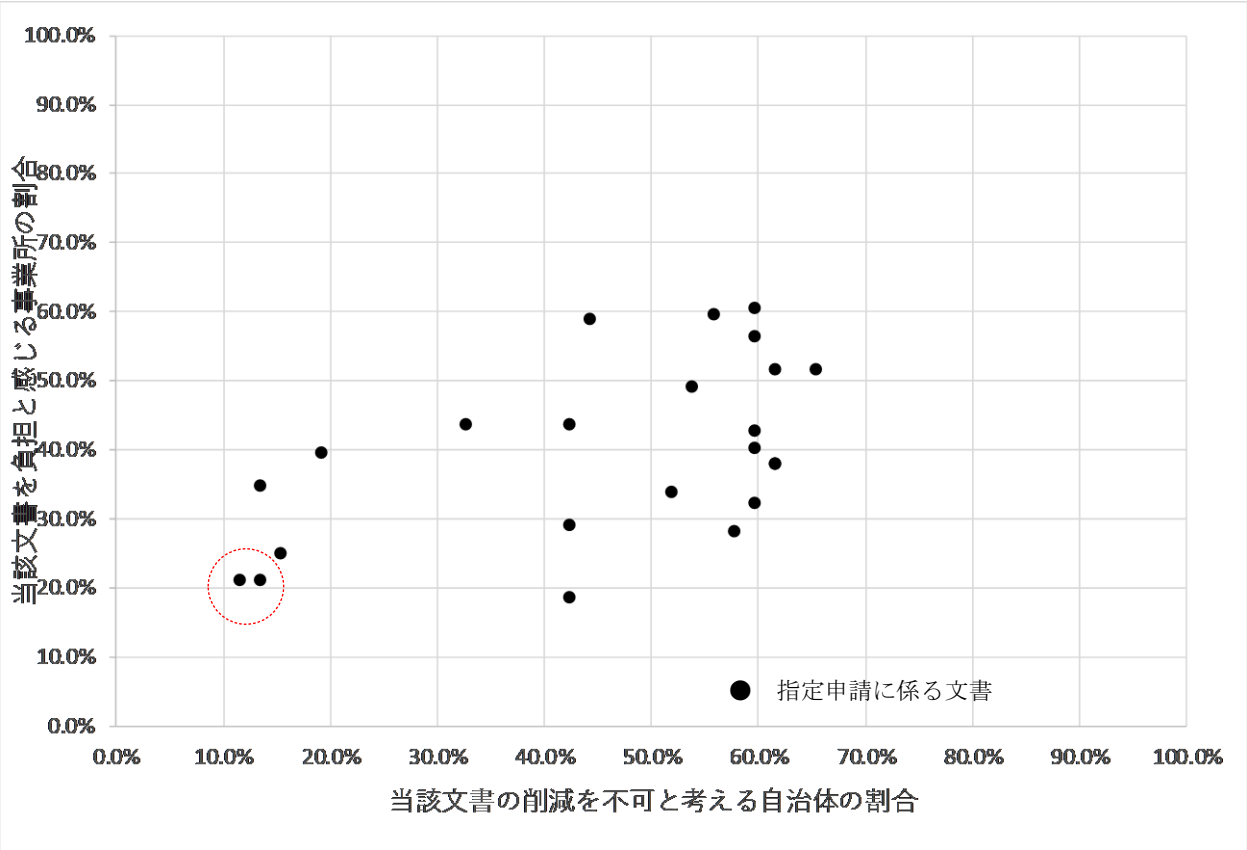

⑲一般相談支援

一般相談支援については、13 事業所および 53 自治体から回答を得た。回答事業所が 13 事業所のみであるため、詳細な掲載は割愛する。他の障害福祉サービスにて必要とされる文書も多いことから、そこから類推することが考えられる。

⑳障害児相談支援

障害児相談支援については、61 事業所および51 自治体から回答を得た。以下はその分析結果である。

ア. 事業所と自治体の文書に対する認識

指定申請に係る文書について、自治体は文書の削減を不可と考えているが、事業所が必要性を認識していない文書として、両者の認識に 15%以上の開きがあった。

・収支予算書

一方、以下の文書については、事業所が必要性を認識しているものの、自治体が文書削減不可と考えていない文書として、両者の認識に 15%以上の開きがあった。

・指定申請書（自治体が示す書式）
・登記事項証明書又は条例等
・設備・備品等一覧表
・管理者および相談支援専門員の経歴書
・管理者および相談支援専門員の実務経験証明書
・管理者および相談支援専門員の研修修了証の写し
・管理者および相談支援専門員の資格証の写し
・管理者および相談支援専門員の勤務実態がわかる資料（雇用契約書等）
・運営規程
・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表
・相談支援専門員の兼務状況一覧表
・サービスの主たる対象者を特定する理由
・事業計画書
・利用契約書
・医療機関や行政機関との連携状況を示す書類

図表 80　事業所の文書の必要性の認識と自治体の文書削減の考え方

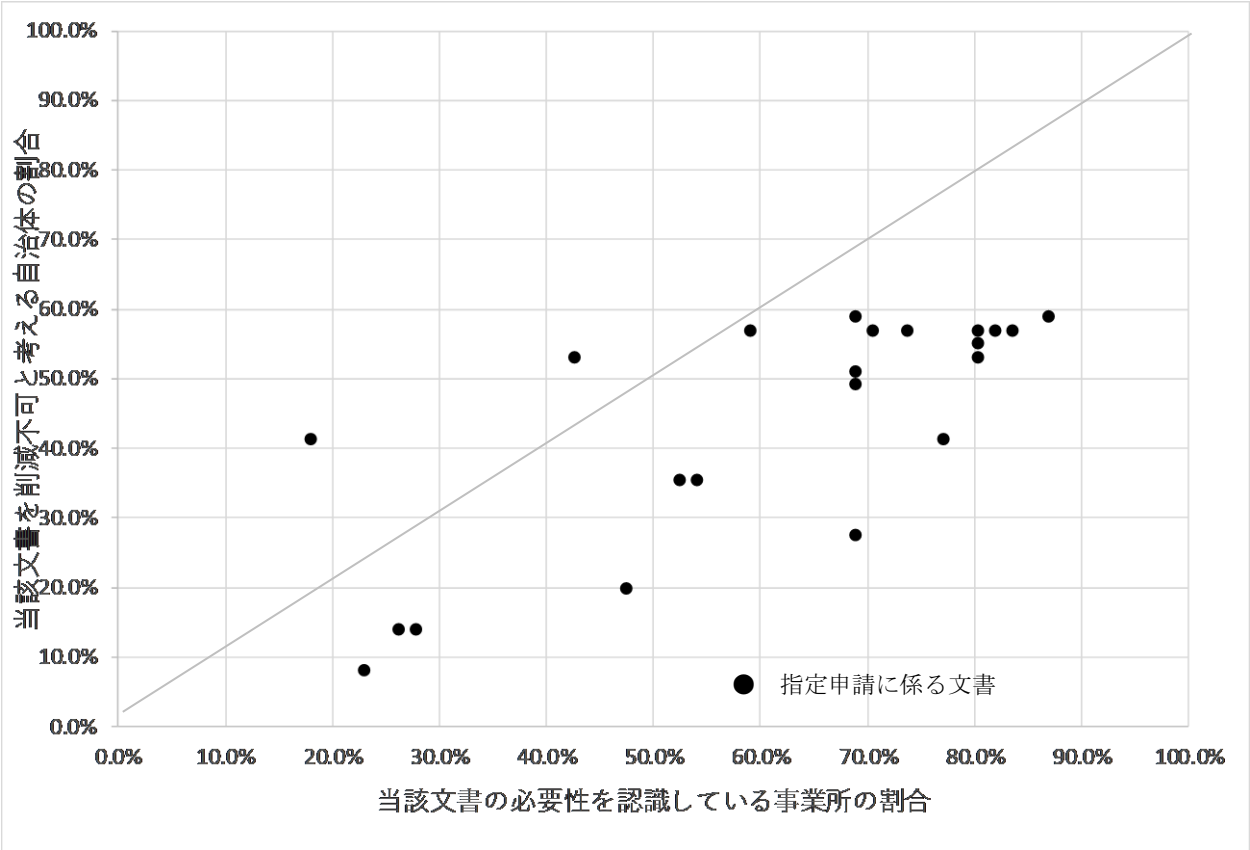

イ. 文書削減の可能性

指定申請に係る文書削減の可能性について、先述の図表 7 の枠組みに基づき整理すると、a. 削減検討、c. 削減は難しいが（手段の）効率化を検討、d. 削減不要に該当する文書はなかった。

b. 削減あるいは意思疎通を努力に該当する文書として、以下の文書があげられた。

・利用契約書
・収支予算書
・研修計画及び事例検討の実施体制を示す文書

図表 81　事業所の文書の作成の負担感と事業所の文書の必要性の認識

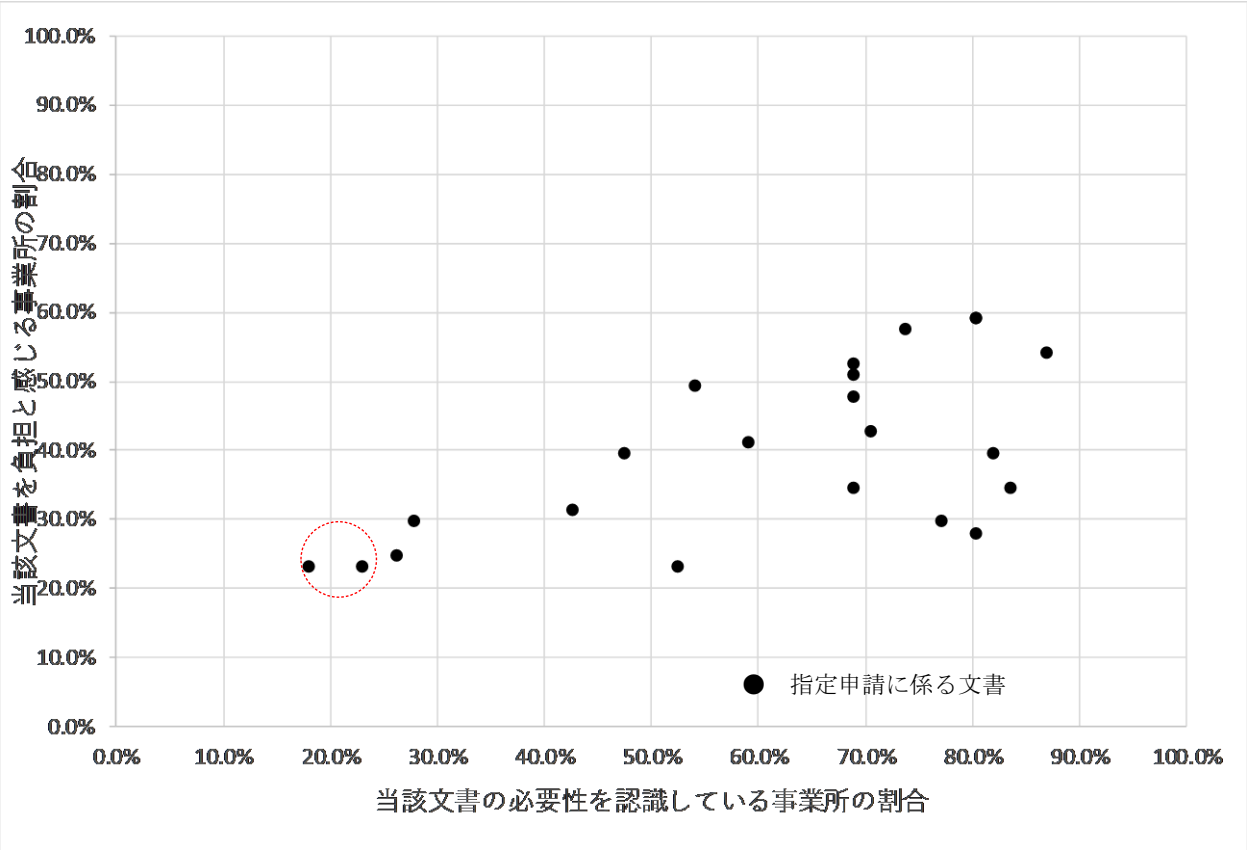

図表 82　事業所の文書の作成の負担感と自治体の文書削減の考え方

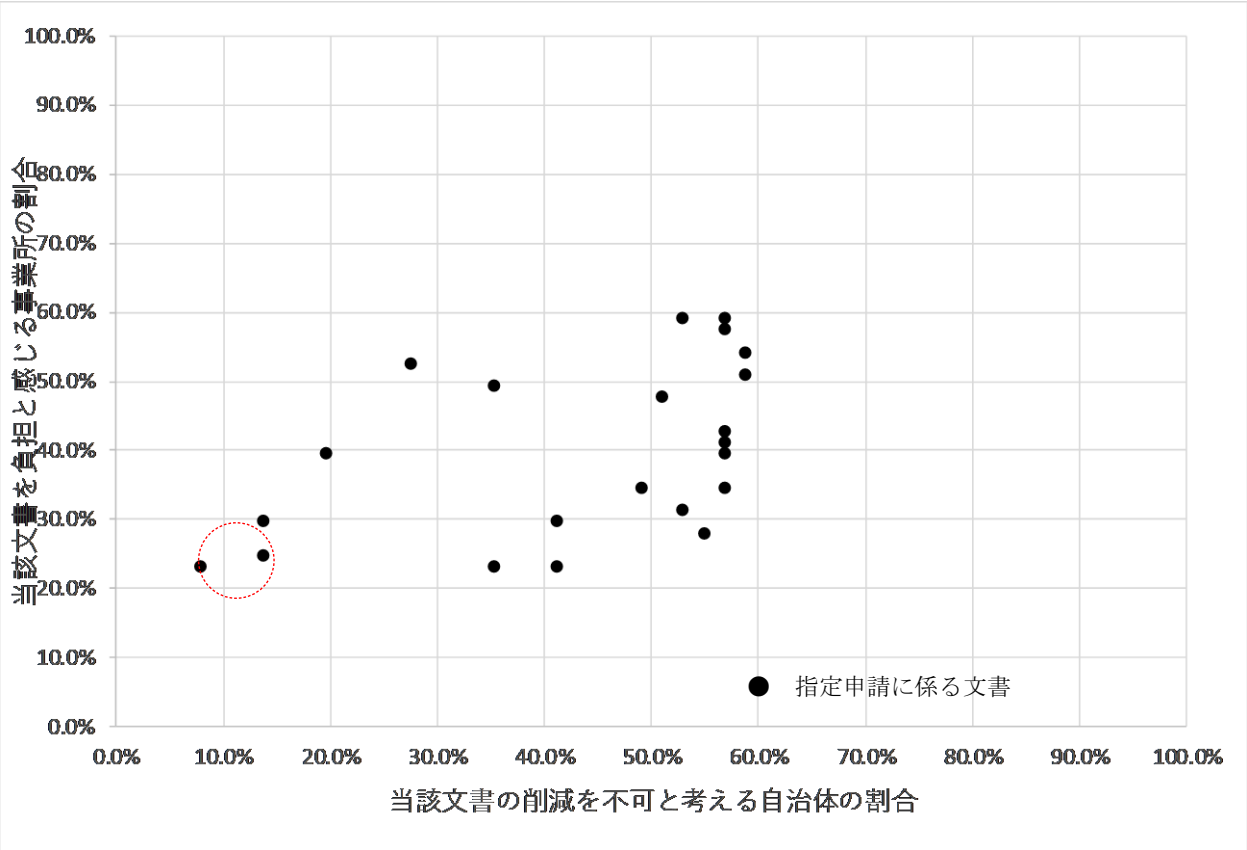

㉑児童発達支援

児童発達支援については、67 事業所および 52 自治体から回答を得た。以下はその分析結果である。

ア. 事業所と自治体の文書に対する認識

指定申請に係る文書について、自治体は文書の削減を不可と考えているが、事業所が必要性を認識していない文書として、両者の認識に 15%以上の開きがあった。

・事業所の平面図
・利用者(入所者)又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要
・協力医療機関との契約書の写し
・児童福祉法第２１条の５の１５に係る誓約書
・サービスの主たる対象者を特定する理由
・事業に係る訓練等給付費の請求に関する事項

一方、以下の文書については、事業所が必要性を認識しているものの、自治体が文書削減不可と考えていない文書として、両者の認識に 15%以上の開きがあった。

・管理者および相談支援専門員の勤務実態がわかる資料（雇用契約書等）
・従業員の勤務実態がわかる資料（雇用契約書の写し等）
・利用契約書
・重要事項説明書

報酬・加算に係る文書について、自治体は文書の削減を不可と考えているが、事業所が必要性を認識していない文書として、両者の認識に 15%以上の開きがあった。

・看護職員加配加算に関する届出書
・看護職員の資格証（写し）
・福祉専門職員配置等加算に関する届出書
・栄養士配置加算に関する届出書
・特別支援加算体制届出書
・理学療法士等の資格証（写し）
・強度行動障害児特別支援加算届出書
・強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了証（写し）
・送迎加算に関する届出書

児童発達支援については全体として、報酬・加算文書の方が指定申請文書と比べ、事業所が必要性を認識している割合は小さい傾向にあるということができる。

図表 83　事業所の文書の必要性の認識と自治体の文書削減の考え方

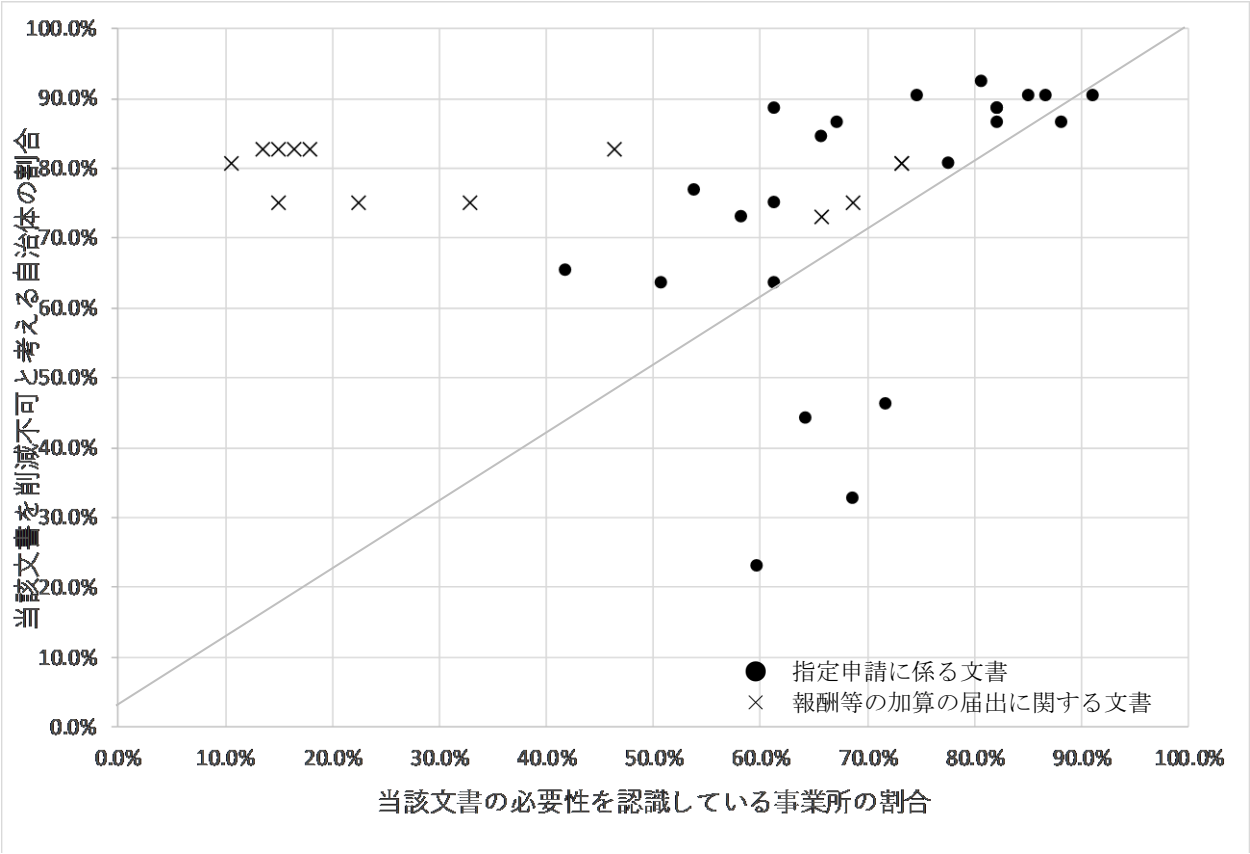

イ. 文書削減の可能性

指定申請に係る文書削減の可能性について、先述の図表 7 の枠組みに基づき整理すると、a. 削減検討、b. 削減あるいは意思疎通を努力、c. 削減は難しいが（手段の）効率化を検討、d. 削減不要に該当する文書はいずれにもなかった。

報酬・加算に係る文書削減の可能性について、先述の図表 7 の枠組みに基づき整理すると、a. 削減検討、c. 削減は難しいが（手段の）効率化を検討に該当する文書はなかった。

b. 削減あるいは意思疎通を努力に該当する文書として、図表 84 に基づくと、以下の文書があげられた。

- 看護職員加配加算に関する届出書
- 看護職員の資格証（写し）
- 栄養士配置加算に関する届出書
- 特別支援加算体制届出書
- 強度行動障害児特別支援加算届出書
- 強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了証（写し）
- 送迎加算に関する届出書（重症心身障害児に実施する場合）

またb. 削減あるいは意思疎通を努力に該当する文書として、図表85に基づくと、以下の文書があげられた。

・看護職員加配加算に関する届出書
・看護職員の資格証（写し）
・栄養士配置加算に関する届出書
・特別支援加算体制届出書
・強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了証（写し）
・送迎加算に関する届出書（重症心身障害児に実施する場合）

図表84において、指定申請文書、報酬・加算文書いずれの文書においても、事業所において当該文書の必要性を認識している割合が大きい文書ほど、当該文書に負担を関事業所の割合が大きくなるという正の相関関係が見て取れた。

図表84　事業所の文書の作成の負担感と事業所の文書の必要性の認識

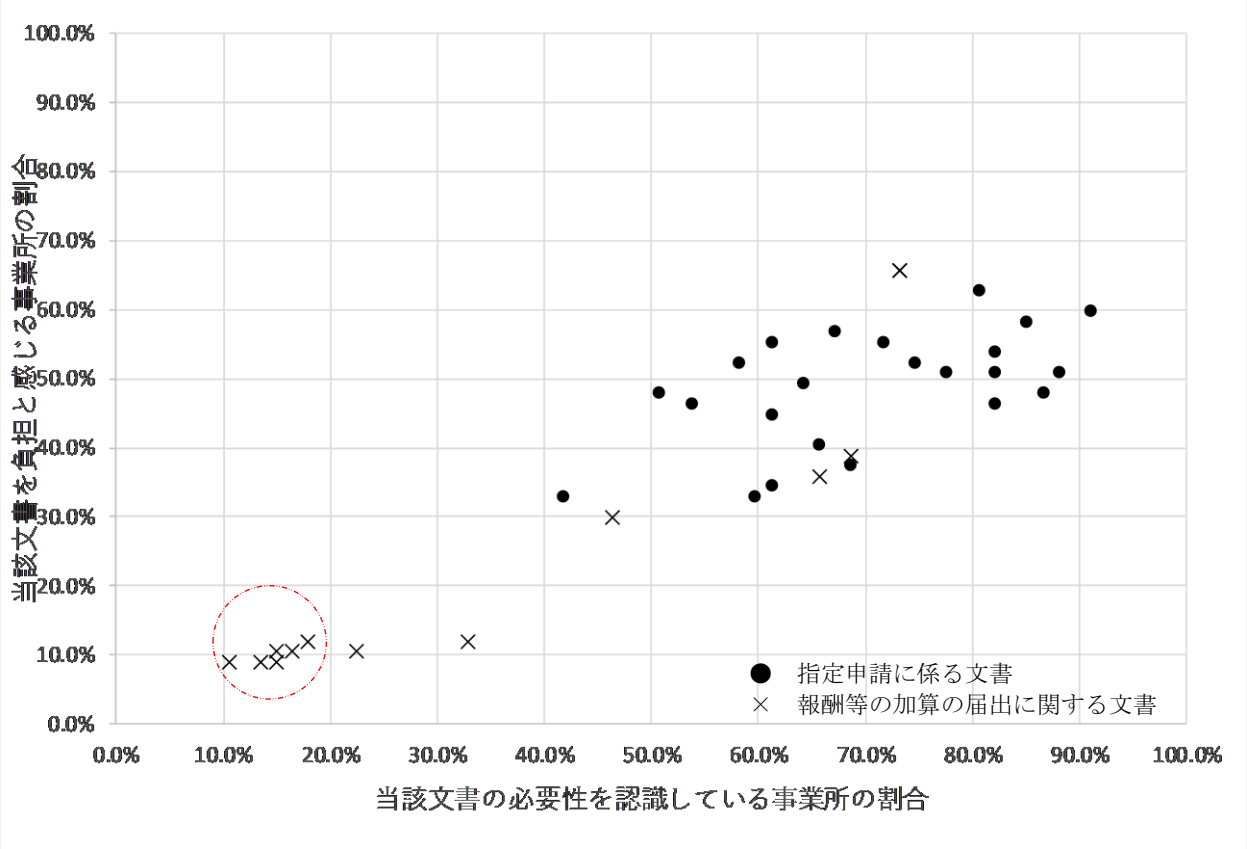

図表 85　事業所の文書の作成の負担感と自治体の文書削減の考え方

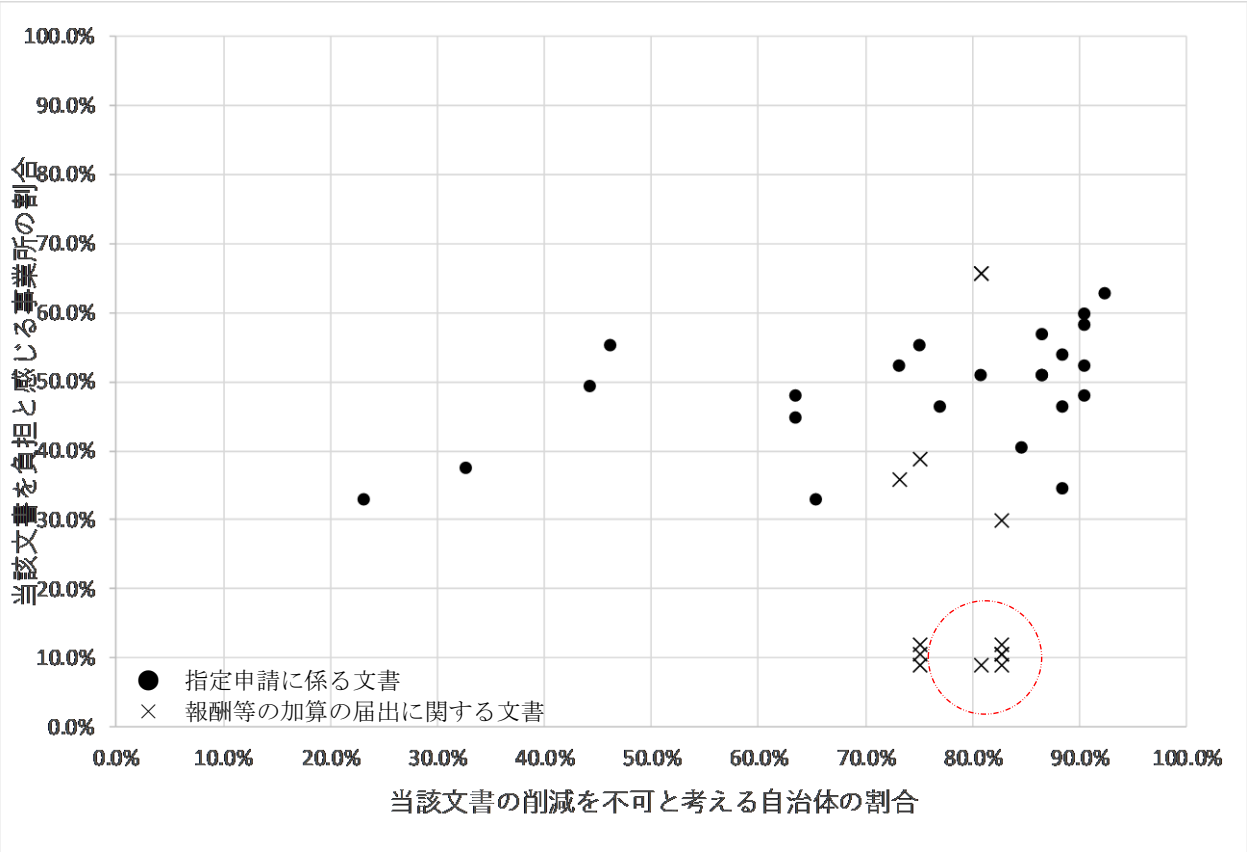

㉒医療型児童発達支援

医療型児童発達支援については、2 事業所および 53 自治体から回答を得た。回答事業所が 2 事業所のみであるため、詳細な掲載は割愛する。他の障害福祉サービスにて必要とされる文書も多いことから、そこから類推することが考えられる。

㉓居宅訪問型児童発達支援

居宅訪問型児童発達支援については、1 事業所および 53 自治体から回答を得た。回答事業所が 1 事業所のみであるため、詳細な掲載は割愛する。他の障害福祉サービスにて必要とされる文書も多いことから、そこから類推することが考えられる。

㉔放課後等デイサービス

放課後等デイサービスについては、140 事業所および 53 自治体から回答を得た。以下はその分析結果である。

ア. 事業所と自治体の文書に対する認識

指定申請に係る文書について、自治体は文書の削減を不可と考えているが、事業所が必要性を認識していない文書として、両者の認識に 15%以上の開きがあった。

・児童福祉法第２１条の５の１５に係る誓約書

一方、以下の文書については、事業所が必要性を認識しているものの、自治体が文書削減不可と考えていない文書として、両者の認識に 15%以上の開きがあった。

・管理者および相談支援専門員の勤務実態がわかる資料（雇用契約書等）
・従業員の勤務実態がわかる資料（雇用契約書の写し等）
・利用契約書
・重要事項説明書

報酬・加算に係る文書について、自治体は文書の削減を不可と考えているが、事業所が必要性を認識していない文書として、両者の認識に 15%以上の開きがあった。

・看護職員加配加算に関する届出書
・看護職員の資格証（写し）
・福祉専門職員配置等加算に関する届出書
・特別支援加算体制届出書
・理学療法士等の資格証（写し）
・強度行動障害児特別支援加算届出書
・強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了証（写し）
・送迎加算に関する届出書（重症心身障害児に実施する場合）

放課後等デイサービスについては全体として、報酬・加算文書の方が指定申請文書と比べ、事業所が必要性を認識している割合は小さい傾向にあるということができる。

図表 86　事業所の文書の必要性の認識と自治体の文書削減の考え方

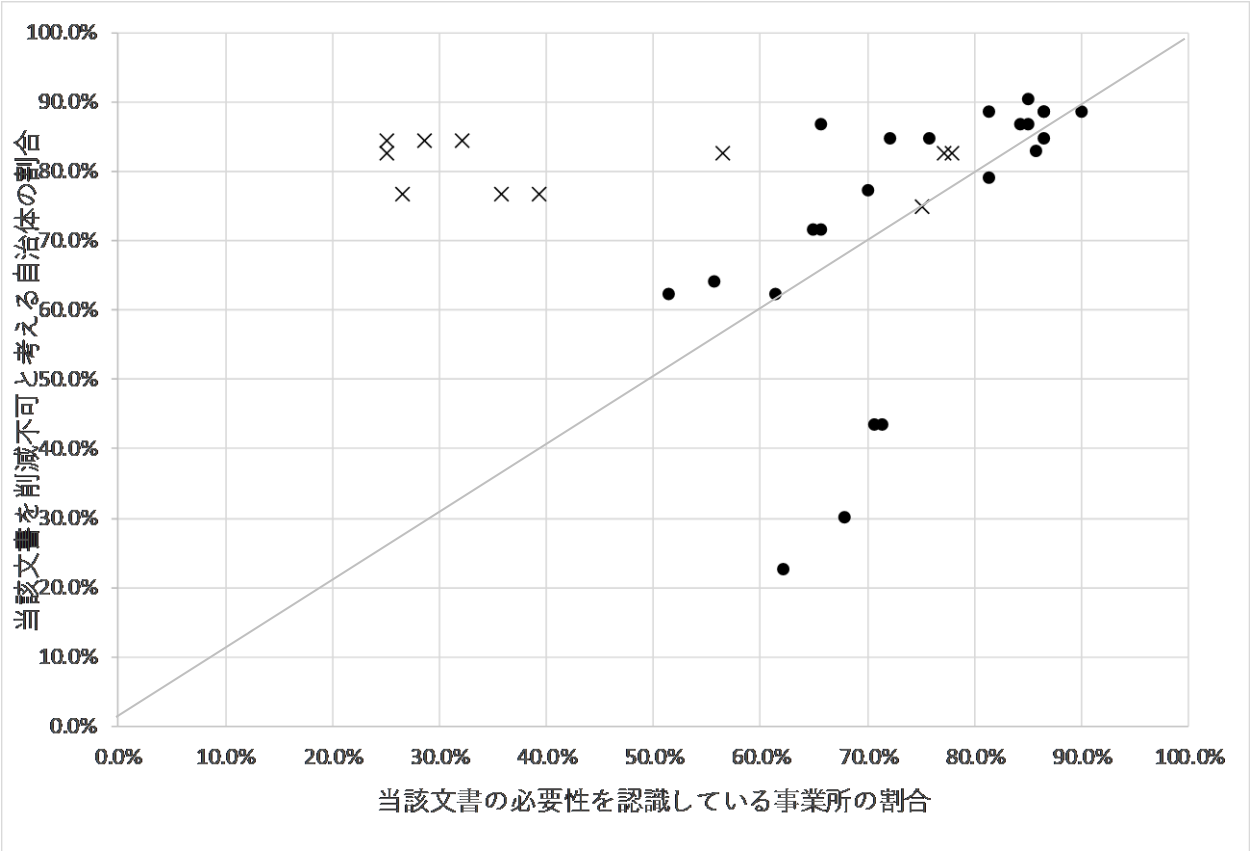

イ. 文書削減の可能性

指定申請に係る文書削減の可能性について、先述の図表 7 の枠組みに基づき整理すると、a. 削減検討、b. 削減あるいは意思疎通を努力、c. 削減は難しいが（手段の）効率化を検討、d. 削減不要に該当する文書はいずれにもなかった。

報酬・加算に係る文書削減の可能性について、先述の図表 7 の枠組みに基づき整理すると、a. 削減検討、b. 削減あるいは意思疎通を努力、c. 削減は難しいが（手段の）効率化を検討に該当する文書はいずれにもなかった。

d. 削減不要に該当する文書として、図表 87 に基づくと、以下の文書があげられた。

- 看護職員加配加算に関する届出書
- 看護職員の資格証（写し）
- 特別支援加算体制届出書
- 理学療法士等の資格証（写し）
- 強度行動障害児特別支援加算届出書
- 強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了証（写し）
- 送迎加算に関する届出書（重症心身障害児に実施する場合）

図表 87　事業所の文書の作成の負担感と事業所の文書の必要性の認識

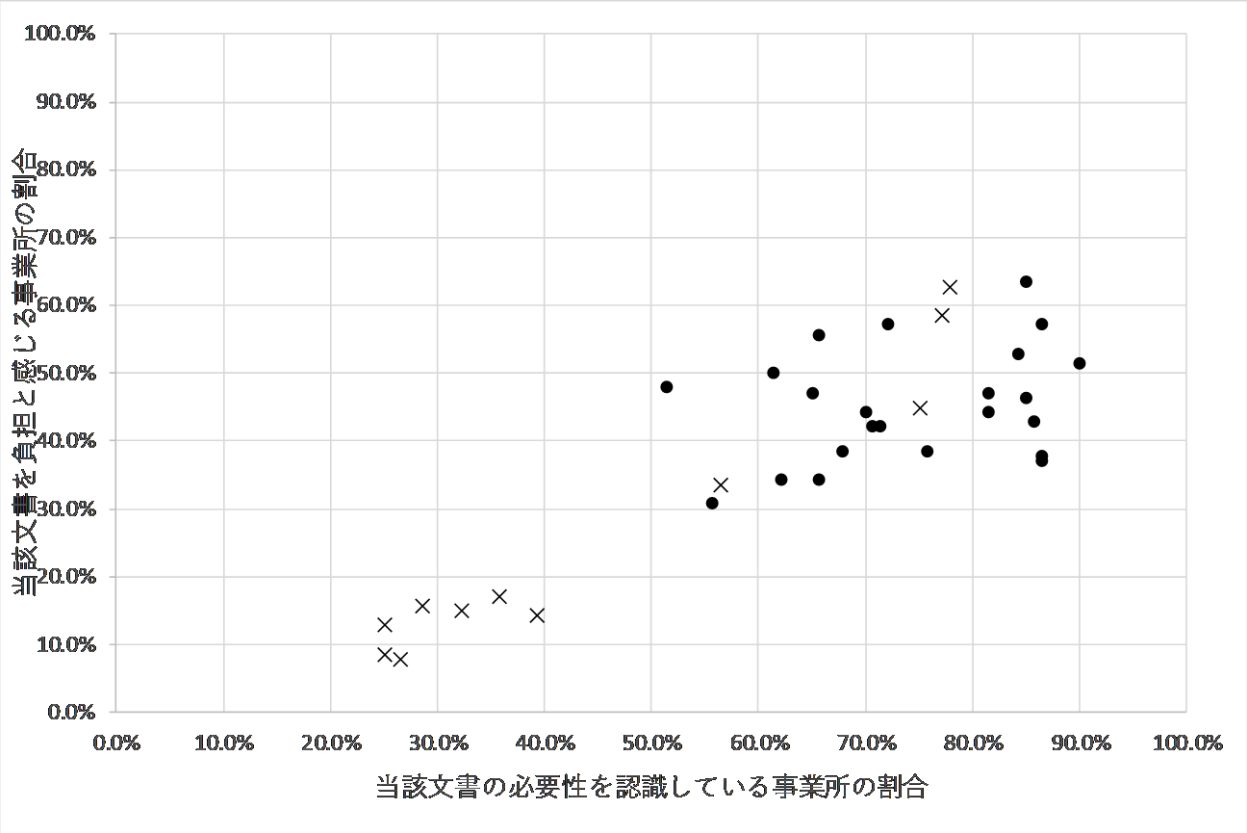

図表 88　事業所の文書の作成の負担感と自治体の文書削減の考え方

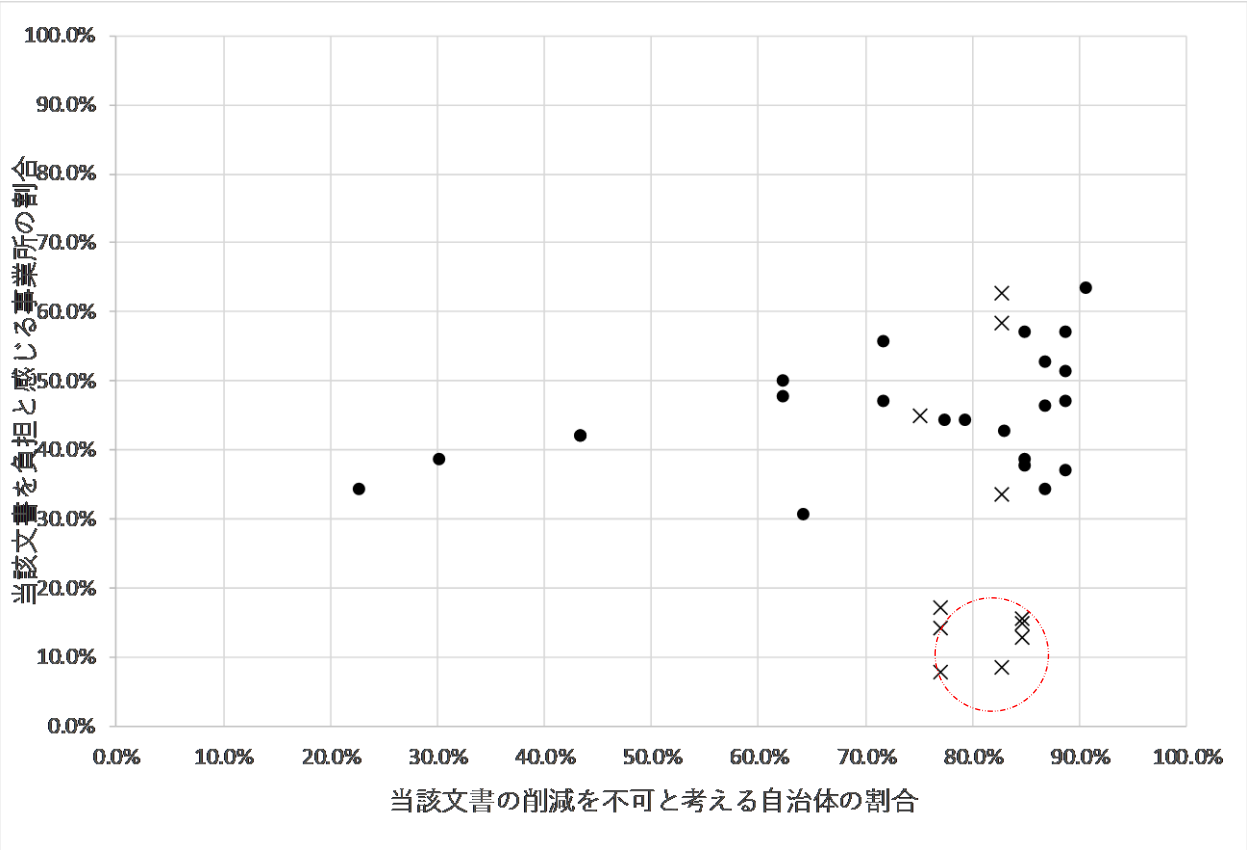

㉕保育所等訪問支援

保育所等訪問支援については、13 事業所および 52 自治体から回答を得た。回答事業所が 13 事業所のみであるため、詳細な掲載は割愛する。他の障害福祉サービスにて必要とされる文書も多いことから、そこから類推することが考えられる。

㉖障害児入所施設

障害児入所施設については、7 事業所および 52 自治体から回答を得た。回答事業所が 7 事業所のみであるため、詳細な掲載は割愛する。他の障害福祉サービスにて必要とされる文書も多いことから、そこから類推することが考えられる。

３．実地指導・施設監査に係る文書の実態について

実地指導及び施設監査に係る文書の実態についての調査結果は次のとおりである。なお、詳細な調査結果については、資料３を参照いただきたい。

（１）提出を求める文書ごとの調査結果（自治体・事業所共通設問）

①自治体アンケート調査結果

全国の都道府県および政令指定都市、中核市（以下、都道府県等という）に対し、悉皆で調査を実施した。結果として、各サービスごとに次の回答を得ることができた。なお、都道府県等には悉皆の 127 自治体に配布しており、約 40%から回答を得ることができた。

図表 89　回収数　都道府県等別

居宅介護	重度訪問介護	同行援護	行動援護	療養介護	生活介護	短期入所	重度障害者等包括支援
53	50	53	53	53	53	52	53

自立訓練(機能訓練)	自立訓練(生活訓練)	就労移行支援	就労継続支援Ａ型	就労継続支援Ｂ型	就労定着支援	自立生活援助	共同生活援助	障害者支援施設
52	52	52	52	51	51	53	52	52

児童発達支援	医療型児童発達支援	居宅訪問型児童発達支援	放課後等デイサービス	保育所等訪問支援	障害児入所施設	特定相談支援	障害児相談支援	一般相談支援
52	53	53	53	52	52	52	51	53

②事業所アンケート調査結果

事業所調査結果は次のとおりである。送付数に対し 43.4%の回収率であった。全体の回収率及びサービス別の回収数は以下のとおりである。

図表 90　調査結果

事業所類型	回収数	送付数	回収率
01_居宅介護事業所向け	117	301	38.9%
02_重度訪問介護事業所向け	46	118	39.0%
03_同行援護事業所向け	47	93	50.5%
04_行動援護事業所向け	8	26	30.8%
05_療養介護事業所向け	3	5	60.0%
06_生活介護事業所向け	96	206	46.6%
07_短期入所事業所向け	46	103	44.7%
09_障害者支援施設事業所向け	37	52	71.2%
10_自立訓練（機能訓練）事業所向け	14	24	58.3%
11_自立訓練（生活訓練）事業所向け	80	193	41.5%
12_就労移行支援事業所向け	21	63	33.3%
13_就労継続支援 A 型事業所向け	30	73	41.1%
14_就労継続支援 B 型事業所向け	103	238	43.3%
15_就労定着支援事業所向け	12	17	70.6%
16_自立生活援助事業所向け	2	4	50.0%
17_共同生活援助事業所向け	116	294	39.5%
18_特定相談支援事業所向け	90	196	45.9%
19_一般相談支援事業所向け	18	25	72.0%
20_障害児相談支援事業所向け	58	119	48.7%
21_児童発達支援事業所向け	60	140	42.9%
22_医療型児童発達支援事業所向け	1	2	50.0%
23_放課後等デイサービス事業所向け	108	280	38.6%
24_居宅訪問型児童発達支援事業所向け	1	1	100.0%
25_保育所等訪問支援事業所向け	10	18	55.6%
26_障害児入所施設事業所向け	3	8	37.5%
合計	1127	2599	43.4%

（２）指導監査に関する考察

①　実地指導の実施状況

実地指導の実施状況をみると、全体の 73.4%が実施経験ありとしており、障害福祉サービス類型により差異があった。

また、実施状況を見ると、実施に当たっての日程調整は自治体により日程調整がある場合とない場合とがあり、自治体によりまちまちであった。また、実地指導の通知を受けてからの実施期間は１か月以上とする回答が大勢を占め、また、資料の準備に要する期間も１か月程度との回答が大勢だった。ただし、文書作成し、事前に提出を求められる資料の準備期間は２週間程度であり、準備に必要とする時間に比べ短いことから負担に感じる要素になっていると考えられる。

また、上記の文書の提出方法は、「郵送」が 57.4%であり、「自治体窓口に持参」が 42.7%である。特に、相談系については「自治体窓口に持参」とする割合が大きい。この点も負担感が増す要素になっていると考えられる。

②　負担感の状況

実地指導における書類の不備の指摘（口頭指摘、文書指摘いずれも含む）について、ほぼすべての文書について、指摘があったのは 10%未満であり、それらの文書を作成するまたは取得に当たっての負担感は、特定の文書についての負担感があった。

また、実地指導時の確認を行う際の確認の実施状況は、原則すべての確認項目について確認を行っており、負担感については、多くの確認項目に必要な文書が作成に当たって負担に感じているとのことであった。しかし、その文書作成については必要性を理解できるとの回答が多かった。

これらの結果を踏まえると、指導監査の文書作成について、負担と感じるものの文書作成についてはある程度理解されていると解釈することができる。

（３）障害福祉サービス個別の調査結果の概要（実地指導・監査）

本節では、指導監査に関する実情について整理を行う。なお、障害福祉サービスごとに集計しており、詳細な集計結果は資料４にて掲載することとし、本編にはそのポイントのみを記載する。

なお、以下の視点で分析を進める予定である。

ア．文書に対する指摘の有無と負担感

各サービスごとの回答数が 50 件を超えている場合、「文書指摘無」、「負担感あり」の割合がそれぞれ 10%を超える文書、項目をピップアップする。なお、50 件以下の場合は 15%を超えるものをピックアップする。

イ．確認項目に関する確認の有無と負担感　および　確認の必要性の理解

確認項目に関する確認の有無について、確認なしの割合が 50%を超える場合にその確認項目をピックアップする。

また、各サービスごとの回答数が 50 件を超える場合、「負担感あり」「必要性が理解できない」がそれぞれ 10%以上の文書及び確認項目をピックアップする。なお、50 件以下の場合は 15%を超えるものをピックアップする。

また、文書作成の負担感について、「大いに負担だ」、「どちらかといえば負担だ」とする割合が 10%以上の報酬・加算に関する文書についてもリストアップした。

①居宅介護支援

居宅介護支援事業所の回答数は 117 件であった。以下、各分析結果である。

ア．文書に対する指摘の有無と負担感

指摘の有無について確認すると、指摘ありの割合が 10%を超える文書はなかった。

文書の作成の負担感について確認すると、負担だとの割合が 10%を超えている文書は、次の項目であった。

・特定事業所加算
・福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅳ）

イ．確認項目に関する確認の有無と負担感　および　確認の必要性の理解

確認項目について、確認をしたかという問いについて、確認無と回答している割合が 50%を超えている確認項目はなかった。

確認項目に関する文書作成の負担感について、負担だとの割合が 10%を超えている確認項目は、次の項目であった。

・基本方針を順守しているか
・置くべき従業者の員数が基準に合致しているか
・サービス提供困難児の対応について
・心身の状況等の把握の実施状況
・サービス提供の記録を行っているか
・居宅介護計画の作成
・会計区分は適切か
・初期録の整備・保存状況

確認項目に関する文書作成の必要性を理解できるかという問いに対して、理解できないと回答した割合が 10%以上であった確認項目はなかった。

②重度訪問介護

重度訪問介護の回答数は 46 件であった。以下、各分析結果である。

ア．文書に対する指摘の有無と負担感

指摘の有無について確認すると、指摘ありの割合が 15%を超える文書はなかった。

文書の作成の負担感について確認すると、負担だとの割合が 15%を超えている文書はなかった。

イ．確認項目に関する確認の有無と負担感　および　確認の必要性の理解

確認項目について、確認をしたかという問いについて、確認無と回答している割合が 50%を超えている確認項目は特になかった。

確認項目に関する文書作成の負担感について、負担だとの割合が 15%を超えている確認項目は、次の項目であった。

・支給決定障害者等に関する市町村への通知

確認項目に関する文書作成の必要性を理解できるかという問いに対して、理解できないと回答した割合が 15%以上であった確認項目はなかった。

③同行援護

重度訪問介護の回答数は 47 件であった。以下、各分析結果である。

ア．文書に対する指摘の有無と負担感

指摘の有無について確認すると、指摘ありの割合が 15%を超える文書はなかった。

文書の作成の負担感について確認すると、負担だとの割合が 15%を超えている文書は以下の文書である。

・基本報酬（サービス提供時間の区分）
・特定事業所加算

イ．確認項目に関する確認の有無と負担感　および　確認の必要性の理解

確認項目について、確認をしたかという問いについて、確認無と回答している割合が 50%を超えている確認項目は特になかった。

確認項目に関する文書作成の負担感について、負担だとの割合が 15%を超えている確認項目は、次の項目であった。

・基本方針を順守しているか
・置くべき従事者の員数が基準に合致しているか
・必要な設備や備品が備えられているか
・内容及び手続の説明及び同意の実施状況
・契約支給量について
・提供拒否の禁止について
・連絡調整に対する協力状況
・サービス提供困難時の対応について
・受給資格を確認しているか
・介護給付費の支給申請に係る援助の実施状況
・心身の状況等の把握の実施状況
・指定障害福祉サービス事業者等との連携等
・身分を証する書類を携行しているか
・サービスの提供の記録を行っているか
・緊急時等の対応
・勤務体制は適切か
・衛生管理の実施状況
・運営規定や勤務体制等の提示状況
・利用者への情報提供等の実施状況
・諸記録の整備・保存状況

確認項目に関する文書作成の必要性を理解できるかという問いに対して、理解できないと回答した割合が 15%以上であった確認項目はなかった。

④行動援護

行動援護の回答数は 8 件であった。標本数が 15 件以下であるため、調査結果の分析は割愛する。

⑤療養介護

行動援護の回答数は 3 件であった。標本数が 15 件以下であるため、調査結果の分析は割愛する。

⑥生活介護

生活介護の回答数は 96 件であった。以下、各分析結果である。

ア．文書に対する指摘の有無と負担感

指摘の有無について確認すると、指摘ありの割合が 10%を超える文書は以下である。

・欠席時対応加算

文書の作成の負担感について確認すると、負担だとの割合が 10%を超えている文書は以下の文書である。

・基本報酬（医師配置がない場合）
・人員配置体制加算（Ⅰ）
・福祉専門職配置加算（Ⅰ）~（Ⅲ）
・福祉専門職配置加算（Ⅰ）
・欠席時対応加算
・送迎加算（Ⅰ）（Ⅱ）
・福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）~（Ⅴ）
・福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）（Ⅱ）

イ．確認項目に関する確認の有無と負担感　および　確認の必要性の理解

確認項目について、確認をしたかという問いについて、確認無と回答している割合が 50%を超えている確認項目は特になかった。

確認項目に関する文書作成の負担感について、負担だとの割合が 10%を超えている確認項目はすべてであった。

確認項目に関する文書作成の必要性を理解できるかという問いに対して、理解できないと回答した割合が 10%以上であった確認項目はなかった。

⑦短期入所

短期入所の回答数は 46 件であった。以下、各分析結果である。

ア．文書に対する指摘の有無と負担感

指摘の有無について確認すると、指摘ありの割合が 15%を超える文書はなかった。

文書の作成の負担感について確認すると、負担だとの割合が 15%を超えている文書はなかった。

イ．確認項目に関する確認の有無と負担感　および　確認の必要性の理解

確認項目について、確認をしたかという問いについて、確認無と回答している割合が 50%を超えている確認項目は次の確認事項であった。

・提供拒否の禁止について

確認項目に関する文書作成の負担感について、負担だとの割合が 15%を超えている確認項目は、次の項目であった。

・内容及び手続の説明及び同意の実施状況
・サービス提供の記録を行っているか
・入退所の記録の記載
・利用者負担額の管理
・適切なサービス提供について
・緊急時等の対応
・苦情解決の実施状況
・事故発生時の対応状況
・勤務体制を適切に確保しているか
・非常災害対策の実施状況

確認項目に関する文書作成の必要性を理解できるかという問いに対して、理解できないと回答した割合が 15%以上であった確認項目はなかった。

⑧障害者支援施設

障害者支援施設の回答数は 37 件であった。以下、各分析結果である。

ア．文書に対する指摘の有無と負担感

指摘の有無について確認すると、指摘ありの割合が 15%を超える文書はなかった。

文書の作成の負担感について確認すると、負担だとの割合が 15%を超えている文書は以下であった。

・入院・外泊時加算（Ⅰ）（Ⅱ）

イ．確認項目に関する確認の有無と負担感　および　確認の必要性の理解

確認項目について、確認をしたかという問いについて、確認無と回答している割合が 50%を超えている確認項目は次の確認事項はなかった。

確認項目に関する文書作成の負担感について、負担だとの割合が 15%を超えている確認項目は、次の項目以外の確認項目すべて超えている結果であった。

・従たる事業所を設置する場合の特例
・身分を証する書類を携帯しているか
・就職状況の報告

確認項目に関する文書作成の必要性を理解できるかという問いに対して、理解できないと回答した割合が 15%以上であった確認項目はなかった。

⑨自立訓練（機能訓練）

自立訓練（機能訓練）の回答数は 14 件であった。標本数が 15 件以下であるため、調査結果の分析は割愛する。

⑩自立訓練（生活訓練）

自立訓練（生活訓練）の回答数は 80 件であった。以下、各分析結果である。

ア．文書に対する指摘の有無と負担感

指摘の有無について確認すると、指摘ありの割合が 10%を超える文書は以下である。

・欠席時対応加算

文書の作成の負担感について確認すると、負担だとの割合が 10%を超えている文書は以下の文書である。

・欠席時対応加算
・送迎加算（Ⅰ）（Ⅱ）
・福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）~（Ⅴ）
・福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）（Ⅱ）

イ．確認項目に関する確認の有無と負担感　および　確認の必要性の理解

確認項目について、確認をしたかという問いについて、確認無と回答している割合が 50%を超えている確認項目は特になかった。

確認項目に関する文書作成の負担感について、負担だとの割合が 10%を超えている確認項目は次の項目であった。

・基本方針を順守しているか
・置くべき従業者の員数が基準に合致しているか
・利用者の職務の専従状況
・連絡調整に対する協力状況
・サービス提供困難児の対応について
・受給資格を確認しているか
・訓練等給付の支給申請に係る援助の実施状況
・サービス提供の記録を行っているか
・支給決定障害者等に求めることのできる金銭の支払いの範囲は適当か
・利用者負担額の受領
・利用者負担額に係る管理
・訓練等給付費の額に係る通知
・自立訓練計画の作成
・サービス管理責任者の責務
・相談及び援助の実施状況
・食事の提供について
・緊急時対応について
・健康管理について
・支給決定障害者に関する市町村への通知
・管理者の管理等
・運営規定は適切に定めてあるか

・勤務体制を適切に定めているか
・定員の順守
・非常災害対策の実施状況
・衛生管理の実施状況
・運営規定や勤務体制等の提示状況
・秘密保持の状況
・利用者への情報提供等の実施状況
・苦情解決の実施状況
・事故発生時の対応状況
・会計区分は適切か
・地域との連携等状況
・諸記録の整備・保存状況

確認項目に関する文書作成の必要性を理解できるかという問いに対して、理解できないと回答した割合が 10%以上であった確認項目はなかった。

⑪就労移行支援

就労移行支援の回答数は 21 件であった。以下、各分析結果である。

ア．文書に対する指摘の有無と負担感

指摘の有無について確認すると、指摘ありの割合が 15%を超える文書はなかった。

文書の作成の負担感について確認すると、負担だとの割合が 15%を超えている文書はなかった。

イ．確認項目に関する確認の有無と負担感　および　確認の必要性の理解

確認項目について、確認をしたかという問いについて、確認無と回答している割合が 50%を超えている確認項目はなかった。

確認項目に関する文書作成の負担感について、負担だとの割合が 15%を超えている確認項目は、次の項目であった。

・内容及び手続の説明及び同意の実施状況
・サービス提供の記録を行っているか
・就労移行支援計画の作成

確認項目に関する文書作成の必要性を理解できるかという問いに対して、理解できないと回答した割合が 15%以上であった確認項目はなかった。

⑫就労継続支援（A 型）

就労移行支援の回答数は 30 件であった。以下、各分析結果である。

ア．文書に対する指摘の有無と負担感

指摘の有無について確認すると、指摘ありの割合が 15%を超える文書は以下であった。

・基本報酬（就労継続支援Ａ型計画等が作成されていない場合）
・欠席時対応加算

文書の作成の負担感について確認すると、負担だとの割合が 15%を超えている文書は以下であった。

・基本報酬（就労継続支援Ａ型計画等が作成されていない場合）
・欠席時対応加算
・施設外就労加算

イ．確認項目に関する確認の有無と負担感　および　確認の必要性の理解

確認項目について、確認をしたかという問いについて、確認無と回答している割合が 50%を超えている確認項目はなかった。

確認項目に関する文書作成の負担感について、負担だとの割合が 15%を超えている確認項目は、次の項目であった。

・基本方針を順守しているか
・従たる事業所を設置する場合の特例
・必要な設備を整えられるか
・訓練等給付費の支給申請に係る援助の実施状況
・心身の状況等の把握の実施状況
・サービスの提供の記録を行っているか
・支給決定障害者等に求めることのできる金額の支払いの範囲は適当か

確認項目に関する文書作成の必要性を理解できるかという問いに対して、理解できないと回答した割合が 15%以上であった確認項目はなかった。

⑬就労継続支援（B 型）

就労移行支援の回答数は 105 件であった。以下、各分析結果である。

ア．文書に対する指摘の有無と負担感

指摘の有無について確認すると、指摘ありの割合が 10%を超える文書はなかった。

文書の作成の負担感について確認すると、負担だとの割合が 10%を超えている文書は以下であった。

- 基本報酬（平均工賃月額の区分）
- 基本報酬（就労継続支援Ｂ型計画等が作成されていない場合）
- 欠席時対応加算
- 目標工賃達成指導員配置加算
- 施設外就労加算
- 送迎加算（Ⅰ）（Ⅱ）
- 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）~（Ⅴ）
- 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）（Ⅱ）

イ．確認項目に関する確認の有無と負担感　および　確認の必要性の理解

確認項目について、確認をしたかという問いについて、確認無と回答している割合が 50%を超えている確認項目はなかった。

確認項目に関する文書作成の負担感について、負担だとの割合が 10%を超えている確認項目はすべての項目であった

確認項目に関する文書作成の必要性を理解できるかという問いに対して、理解できないと回答した割合が 10%以上であった確認項目はなかった。

⑭就労定着支援

就労定着支援の回答数は 12 件であった。標本数が 15 件以下であるため、調査結果の分析は割愛する。

⑮自立生活援助

就労定着支援の回答数は 2 件であった。標本数が 15 件以下であるため、調査結果の分析は割愛する。

⑯共同生活援助

就労移行支援の回答数は 116 件であった。以下、各分析結果である。

ア．文書に対する指摘の有無と負担感

指摘の有無について確認すると、指摘ありの割合が 10%を超える文書はなかった。

文書の作成の負担感について確認すると、負担だとの割合が 10%を超えている文書は以下であった。

・基本報酬（世話人の配置/体験利用の区分）
・基本報酬（世話人または生活支援員の員数が基準に満たない場合）
・福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）~（Ⅲ）
・夜間支援等体制加算（Ⅰ）~（Ⅲ）
・夜間職員加配加算
・重度障害者支援加算
・長期入院時支援特別加算

イ．確認項目に関する確認の有無と負担感　および　確認の必要性の理解

確認項目について、確認をしたかという問いについて、確認無と回答している割合が 50%を超えている確認項目はなかった。

確認項目に関する文書作成の負担感について、負担だとの割合が 10%を超えている確認項目は、次の項目以外の項目すべてで負担だとする結果だった。

・常勤従事者の確認（日中型のみ）
・必要な設備が揃えられているか
・提供拒否の禁止について
・支給決定障害者等に求められることができる金額の支払いの範囲は適当か
・利用者負担額の受領
・指定共同生活援助の取扱い方針
・実施主体について（日中型のみ）
・相談及び援助の実施状況
・適切な介護及び家事等の実施
・社会生活上の便宜供与等
・協議の場の設置等（日中型のみ）
・管理者の責務
・受託居宅介護サービスの提供（外部サービス利用型のみ）
・協力医療機関を定めているか
・秘密保持の状況
・利益供与等の禁止の順守
・苦情解決の実施状況
・事故発生時の対応状況
・身体拘束等の禁止について

確認項目に関する文書作成の必要性を理解できるかという問いに対して、理解できないと回答した割合が 15%以上であった確認項目はなかった。

⑰指定相談支援

就労移行支援の回答数は 90 件であった。以下、各分析結果である。

ア．文書に対する指摘の有無と負担感

指摘の有無について確認すると、指摘ありの割合が 10%を超える文書はなかった。

文書の作成の負担感について確認すると、負担だとの割合が 10%を超えている文書は以下であった。

・基本報酬（（継続）サービス利用支援費（Ⅰ）（Ⅱ）の区分）
・サービス担当者会議実施加算

イ．確認項目に関する確認の有無と負担感　および　確認の必要性の理解

確認項目について、確認をしたかという問いについて、確認無と回答している割合が 50%を超えている確認項目はなかった。

確認項目に関する文書作成の負担感について、負担だとの割合が 10%を超えている確認項目は、次の項目であった。

・置くべき従事者の員数が基準に合致しているか
・内容及び手続の説明及び同意の実施状況
・契約内容の市町村への報告
・提供拒否の禁止について
・サービス提供困難時の対応について
・受給者資格を確認しているか
・支給決定又は地域相談支援給付決定の申請に係る援助の実施状況
・計画相談支援給付費の額等の受領
・計画相談支援給付費の額に係る通知等
・利用者等に対するサービス等利用計画等の書類の交付
・計画相談支援対象障害者等に関する市町村への通知
・管理者の責務
・運営規定は適切か
・勤務体制を適切に確保しているか
・必要な設備や備品をそろえているか
・諸記録の整備・保存状況

確認項目に関する文書作成の必要性を理解できるかという問いに対して、理解できないと回答した割合が 10%以上であった確認項目はなかった。

⑱一般相談支援

一般相談支援の回答数は 18 件であった。以下、各分析結果である。

ア．文書に対する指摘の有無と負担感

指摘の有無について確認すると、指摘ありの割合が 15%を超える文書はなかった。

文書の作成の負担感について確認すると、負担だとの割合が 15%を超えている文書は以下であった。

・基本報酬（（継続）サービス利用支援費（Ⅰ）（Ⅱ）の区分）
・サービス担当者会議実施加算

イ．確認項目に関する確認の有無と負担感　および　確認の必要性の理解

確認項目について、確認をしたかという問いについて、確認無と回答している割合が 50%を超えている確認項目はなかった。

確認項目に関する文書作成の負担感について、負担だとの割合が 15%を超えている確認項目は、次の項目であった。

・内容及び手続の説明及び同意の実施状況
・契約内容の市町村への報告
・身分を証する書類を携帯しているか
・計画相談支援給付費の額等の受領
・利用者負担額に関する管理
・計画相談支援給付費の額に係る通知等
・運営規定は適切か
・苦情解決の実施状況
・事故発生時の対応状況
・諸記録の整備・保存状況

確認項目に関する文書作成の必要性を理解できるかという問いに対して、理解できないと回答した割合が 15%以上であった確認項目は以下であった。

・衛生管理の実施状況

⑲障害児相談支援

障害児相談支援の回答数は 58 件であった。以下、各分析結果である。

ア．文書に対する指摘の有無と負担感

指摘の有無について確認すると、指摘ありの割合が 10%を超える文書はなかった。

文書の作成の負担感について確認すると、負担だとの割合が 10%を超えている文書はなかった。

イ．確認項目に関する確認の有無と負担感　および　確認の必要性の理解

確認項目について、確認をしたかという問いについて、確認無と回答している割合が 50%を超えている確認項目はなかった。

確認項目に関する文書作成の負担感について、負担だとの割合が 10%を超えている確認項目は、次の項目であった。

・障害児相談支援給付費の額に係る通知
・諸記録の整備・保存状況

確認項目に関する文書作成の必要性を理解できるかという問いに対して、理解できないと回答した割合が 10%以上であった確認項目はなかった。

⑳児童発達支援

児童発達支援の回答数は 60 件であった。以下、各分析結果である。

ア．文書に対する指摘の有無と負担感

指摘の有無について確認すると、指摘ありの割合が 10%を超える文書は以下であった。

・欠席時対応加算

文書の作成の負担感について確認すると、負担だとの割合が 10%を超えている文書は以下であった。

・基本報酬（配置すべき従業者の員数が基準に満たない場合）

イ．確認項目に関する確認の有無と負担感　および　確認の必要性の理解

確認項目について、確認をしたかという問いについて、確認無と回答している割合が 50%を超えている確認項目はなかった。

確認項目に関する文書作成の負担感について、負担だとの割合が 10%を超えている確認項目は、次の項目であった。

・従事者の員数
・必要な設備や備品をそろえているか
・利用定員について
・内容及び手続の説明及び同意の実施状況
・契約支給量について
・障害児通所給付費の支給申請に係る援助の実施状況
・利用者負担額等の受領
・利用者負担額に係る管理
・障害児通所給付費の額に係る通知等
・児童発達支援計画の作成等
・相談及び援助の実施状況
・勤務体制は適切に確保しているか
・定員の順守
・非常災害対策の実施状況
・衛生管理の実施状況
・運営規定や勤務体制等の提示状況
・身体拘束等の禁止について
・虐待等の禁止
・苦情解決の実施状況
・事故発生時の対応状況
・会計の区分は適切か
・諸記録の整備・保存状況

確認項目に関する文書作成の必要性を理解できるかという問いに対して、理解できないと回答した割合が 10%以上であった確認項目はなかった。

㉑医療型児童発達支援

医療型児童発達支援の回答数は 1 件であった。標本数が 15 件以下であるため、調査結果の分析は割愛する。

㉒放課後等デイサービス

放課後等デイサービスの回答数は 108 件であった。以下、各分析結果である。

ア．文書に対する指摘の有無と負担感

指摘の有無について確認すると、指摘ありの割合が 10%を超える文書は以下であった。

・欠席時対応加算

文書の作成の負担感について確認すると、負担だとの割合が 10%を超えている文書は以下であった。

・欠席時対応加算
・送迎加算

イ．確認項目に関する確認の有無と負担感　および　確認の必要性の理解

確認項目について、確認をしたかという問いについて、確認無と回答している割合が 50%を超えている確認項目はなかった。

確認項目に関する文書作成の負担感について、負担だとの割合が 10%を超えている確認項目は、次の項目であった。

・従事者の員数
・利用定員について
・内容及び手続の説明及び同意の実施状況
・契約支給量について
・指定障害児通所支援事業所との連携
・サービスの提供の記録を行っているか
・利用者負担等の受領
・利用者負担額に係る管理
・障害児通所給付費の額に係る通知等
・放課後等デイサービス計画の作成
・児童発達支援管理責任者の責務
・相談及び援助の実施状況
・適切な指導、訓練等を行っているか
・緊急時等の対応
・支給決定障害者等に関する市町村への通知
・勤務体制を適切に確保しているか
・定員の順守
・非常災害対策の実施状況
・衛生管理の実施状況
・協力医療機関を定めているか
・運営規定や勤務体制等の提示状況
・苦情解決の実施状況
・地域との連携等状況

・事故発生時の対応状況
・会計の区分は適切か
・諸記録の整備・保存状況

確認項目に関する文書作成の必要性を理解できるかという問いに対して、理解できないと回答した割合が 10%以上であった確認項目はなかった。

㉓居宅訪問型児童発達支援

居宅訪問型児童発達支援の回答数は 1 件であった。標本数が 15 件以下であるため、調査結果の分析は割愛する。

㉔保育所等訪問支援

保育所等訪問支援の回答数は 10 件であった。標本数が 15 件以下であるため、調査結果の分析は割愛する。

㉕障害児入所施設

障害児入所施設の回答数は 3 件であった。標本数が 15 件以下であるため、調査結果の分析は割愛する。

（４）事業所アンケート調査結果

本節では、図表 18 の障害福祉サービスのサービス区分に基づいて集計を行った。

ア．運営法人の種別

運営法人の種別を見ると社会福祉法人の割合が 43.1%であり、次いで営利法人が 25.9%と割合が大きい。この傾向は指定申請及び算定に係る事業所調査と大きな違いはない。

図表 91　運営法人の種類

度数	施設除く合計	訪問系	日中活動系	施設系	居住支援系	訓練系	就労系	障害児	相談系	施設
国等行政機関	27	0	2	2	0	5	0	15	3	6
社会福祉法人	442	28	91	57	4	45	91	123	3	183
（一般/公益）財団・社団法人	54	2	5	5	0	0	15	27	0	0
営利法人	266	64	12	18	5	1	52	113	1	0
医療法人	36	5	2	10	0	1	11	6	1	0
特定非営利活動法人	173	12	27	26	4	0	59	44	1	0
独立行政法人	6	0	5	0	0	0	1	0	0	5
その他の法人	8	3	0	0	1	0	0	4	0	1
無回答	14	3	1	0	0	1	1	8	0	3
合計	1026	163	107	116	14	51	234	338	11	198
割合	施設除く合計	訪問系	日中活動系	施設系	居住支援系	訓練系	就労系	障害児	相談系	施設
国等行政機関	2.6%	0.0%	1.9%	1.7%	0.0%	9.8%	0.0%	4.4%	27.3%	3.0%
社会福祉法人	43.1%	17.2%	85.0%	49.1%	28.6%	88.2%	38.9%	36.4%	27.3%	92.4%
（一般/公益）財団・社団法人	5.3%	1.2%	4.7%	4.3%	0.0%	0.0%	6.4%	8.0%	0.0%	0.0%
営利法人	25.9%	39.3%	11.2%	15.5%	35.7%	2.0%	22.2%	33.4%	9.1%	0.0%
医療法人	3.5%	3.1%	1.9%	8.6%	0.0%	2.0%	4.7%	1.8%	9.1%	0.0%
特定非営利活動法人	16.9%	7.4%	25.2%	22.4%	28.6%	0.0%	25.2%	13.0%	9.1%	0.0%
独立行政法人	0.6%	0.0%	4.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.4%	0.0%	0.0%	2.5%
その他の法人	0.8%	1.8%	0.0%	0.0%	7.1%	0.0%	0.0%	1.2%	0.0%	0.5%
無回答	1.4%	1.8%	0.9%	0.0%	0.0%	2.0%	0.4%	2.4%	0.0%	1.5%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

イ．法人全体、事業所の職員数

施設系、施設は法人規模が大きい法人が大きく、就労系はやや法人規模が小さい法人が多いといった傾向はあるものの、全体ではおおむね 300 人未満の法人で半数以上を占めている。この傾向は指定申請及び算定に係る事業所調査と大きな違いはない。

図表 92　法人全体の職員数

度数	回答全体	訪問系	日中活動系	施設系	居住支援系	訓練系	就労系	障害児	相談系	施設
10 人未満	103	6	7	0	14	7	38	22	8	1
10 人以上 20 人未満	149	21	14	0	20	9	37	35	13	0
20 人以上 50 人未満	215	27	21	2	29	14	30	56	17	19
50 人以上 100 人未満	190	16	28	4	21	16	19	36	15	35
100 人以上 300 人未満	289	19	42	20	18	18	23	47	26	76
300 人以上 500 人未満	92	7	13	5	3	9	6	10	12	27
500 人以上	157	19	18	5	10	20	8	27	13	37
無回答	29	2	2	1	3	1	5	8	4	3
合計	1224	117	145	37	118	94	166	241	108	198
割合	施設除く合計	訪問系	日中活動系	施設系	居住支援系	訓練系	就労系	障害児	相談系	施設
10 人未満	8.4%	5.1%	4.8%	0.0%	11.9%	7.4%	22.9%	9.1%	7.4%	0.5%
10 人以上 20 人未満	12.2%	17.9%	9.7%	0.0%	16.9%	9.6%	22.3%	14.5%	12.0%	0.0%
20 人以上 50 人未満	17.6%	23.1%	14.5%	5.4%	24.6%	14.9%	18.1%	23.2%	15.7%	9.6%
50 人以上 100 人未満	15.5%	13.7%	19.3%	10.8%	17.8%	17.0%	11.4%	14.9%	13.9%	17.7%
100 人以上 300 人未満	23.6%	16.2%	29.0%	54.1%	15.3%	19.1%	13.9%	19.5%	24.1%	38.4%
300 人以上 500 人未満	7.5%	6.0%	9.0%	13.5%	2.5%	9.6%	3.6%	4.1%	11.1%	13.6%
500 人以上	12.8%	16.2%	12.4%	13.5%	8.5%	21.3%	4.8%	11.2%	12.0%	18.7%
無回答	2.4%	1.7%	1.4%	2.7%	2.5%	1.1%	3.0%	3.3%	3.7%	1.5%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

事業所の単位でみると 5 人以上 10 人未満の法人が 28.6%と最も割合が大きく、次いで、20 人以上 50 人未満との回答の割合が大きかった。サービスの種類により事業所の職員数に違いがあり、施設系サービス、施設では 20 人以上の割合が大きいのに対し、居住支援系や相談系の事業所では 20%以上が 5 人未満の事業所である。

図表 93　事業所における職員数

度数	施設除く合計	訪問系	日中活動系	施設系	居住支援系	訓練系	就労系	障害児	相談系	施設
5 人未満	208	13	11	0	28	15	26	51	64	0
5 人以上 10 人未満	350	18	25	0	53	33	83	112	25	1
10 人以上 20 人未満	215	36	31	1	25	19	34	48	10	11
20 人以上 50 人未満	268	32	47	17	8	14	16	14	3	117
50 人以上 100 人未満	88	6	14	12	2	6	0	4	2	42
100 人以上	33	1	8	4	1	1	0	0	0	18
無回答	62	11	9	3	1	6	7	12	4	9
合計	1224	117	145	37	118	94	166	241	108	198
割合	施設除く合計	訪問系	日中活動系	施設系	居住支援系	訓練系	就労系	障害児	相談系	施設
5 人未満	17.0%	11.1%	7.6%	0.0%	23.7%	16.0%	15.7%	21.2%	59.3%	0.0%
5 人以上 10 人未満	28.6%	15.4%	17.2%	0.0%	44.9%	35.1%	50.0%	46.5%	23.1%	0.5%
10 人以上 20 人未満	17.6%	30.8%	21.4%	2.7%	21.2%	20.2%	20.5%	19.9%	9.3%	5.6%
20 人以上 50 人未満	21.9%	27.4%	32.4%	45.9%	6.8%	14.9%	9.6%	5.8%	2.8%	59.1%
50 人以上 100 人未満	7.2%	5.1%	9.7%	32.4%	1.7%	6.4%	0.0%	1.7%	1.9%	21.2%
100 人以上	2.7%	0.9%	5.5%	10.8%	0.8%	1.1%	0.0%	0.0%	0.0%	9.1%
無回答	5.1%	9.4%	6.2%	8.1%	0.8%	6.4%	4.2%	5.0%	3.7%	4.5%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

ウ．実地指導の実施状況

実地指導の実施状況をみると、全体の 73.4%が実施経験ありと回答している。サービス別にみても実施状況に違いがあり、障害児、相談系の実施割合は 6 割に満たない状況である一方、日中活動系、施設系は８割を超えている。

図表 94　実地指導経験

度数	施設系除く合計	訪問系	日中活動系	施設系	居住支援系	訓練系	就労系	障害児	相談系	施設
実施経験あり	899	83	118	34	81	67	125	140	60	191
回答数	1224	117	145	37	118	94	166	241	108	198
割合	73.4%	70.9%	81.4%	91.9%	68.6%	71.3%	75.3%	58.1%	55.6%	96.5%

※実施指導を過去に１回以上実施した事業所を「実施経験あり」として集計した。

エ．実地指導の実施方法

実地指導時の自治体からの日程調整の状況を見ると、いずれのサービスにおいても、「毎回日程調整があった」とする場合と、「日程調整はなかった」とに分かれた。

図表 95　実地指導時の自治体からの日程調整の状況

度数	施設除く合計	訪問系	日中活動系	施設系	居住支援系	訓練系	就労系	障害児	相談系	施設
毎回（1回のみ実施の場合も含む）日程調整があった	425	36	51	10	41	33	62	66	29	97
毎回ではないが日程調整があった	45	5	8	3	4	1	6	5	3	10
日程調整はなかった	346	33	48	18	27	27	47	52	17	77
無回答	83	9	11	3	9	6	10	17	11	7
合計	899	83	118	34	81	67	125	140	60	191
割合	施設除く合計	訪問系	日中活動系	施設系	居住支援系	訓練系	就労系	障害児	相談系	施設
毎回（1回のみ実施の場合も含む）日程調整があった	47.3%	43.4%	43.2%	29.4%	50.6%	49.3%	49.6%	47.1%	48.3%	50.8%
毎回ではないが日程調整があった	5.0%	6.0%	6.8%	8.8%	4.9%	1.5%	4.8%	3.6%	5.0%	5.2%
日程調整はなかった	38.5%	39.8%	40.7%	52.9%	33.3%	40.3%	37.6%	37.1%	28.3%	40.3%
無回答	9.2%	10.8%	9.3%	8.8%	11.1%	9.0%	8.0%	12.1%	18.3%	3.7%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

※「実施した経験あり」の事業所のみを集計。

オ．実地指導実施までの準備期間

実地指導の通知を受けてから実施までの期間はいずれのサービスにおいても平均で「１か月以上あった」との回答が約７割を占めた。

図表 96　実地指導の通知を受けてから実施までの期間

度数	施設除く合計	訪問系	日中活動系	施設系	居住支援系	訓練系	就労系	障害児	相談系	施設
平均で１か月以上あった	631	48	80	28	51	47	84	96	33	164
平均で２週間以上１か月未満であった	159	23	28	3	16	11	25	24	12	17
平均で１週間以上２週間未満であった	30	3	1	0	7	2	5	7	4	1
平均で２日以上１週間未満であった	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0
おおむね実施の前日～前々日の通知であった	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
すべて（１回のみの場合含む）事前通知はなかった	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
無回答	78	9	9	3	6	7	11	13	11	9
合計	899	83	118	34	81	67	125	140	60	191
割合	施設除く合計	訪問系	日中活動系	施設系	居住支援系	訓練系	就労系	障害児	相談系	施設
平均で１か月以上あった	70.2%	57.8%	67.8%	82.4%	63.0%	70.1%	67.2%	68.6%	55.0%	85.9%
平均で２週間以上１か月未満であった	17.7%	27.7%	23.7%	8.8%	19.8%	16.4%	20.0%	17.1%	20.0%	8.9%
平均で１週間以上２週間未満であった	3.3%	3.6%	0.8%	0.0%	8.6%	3.0%	4.0%	5.0%	6.7%	0.5%
平均で２日以上１週間未満であった	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	1.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
おおむね実施の前日～前々日の通知であった	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
すべて（１回のみの場合含む）事前通知はなかった	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
無回答	8.7%	10.8%	7.6%	8.8%	7.4%	10.4%	8.8%	9.3%	18.3%	4.7%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

※「実施した経験あり」の事業所のみを集計。

また、実地指導の準備をするのに必要な希望日数もおおむね１か月程度であり、準備に必要な時間はおおむね確保されていると考えられる。

図表 97　実地指導の準備をするのに必要な希望日数

度数	施設除く合計	訪問系	日中活動系	施設系	居住支援系	訓練系	就労系	障害児	相談系	施設
平均値	37.9	28.8	42.5	42.8	34.0	38.4	35.5	37.9	32.0	42.9

※「実施した経験あり」の事業所のみを集計。

カ．作成文書の負担感

作成文書の負担感についていずれの項目についてもおおむね同程度の割合で負担と感じる理由として挙げられている。これらの項目が概ね負担の要因となっていると考えられる。

図表 98　実地指導の文書が負担と感じる理由（複数回答）

度数	施設除く合計	訪問系	日中活動系	施設系	居住支援系	訓練系	就労系	障害児	相談系	施設
提出資料が重複している（同じ書類を複数コピーして添付する必要がある）	223	23	30	14	17	15	33	30	12	49
過去に提出した資料を再度求められる	245	13	41	12	24	14	32	37	12	60
事前に知らされていない文書を窓口へ提出した際に求められる	236	18	32	14	18	18	25	37	14	60
電子ファイルやデータ保管している文書について、紙媒体（印刷物）での提出を求められる	266	27	30	10	20	15	42	41	23	58
その他	113	8	16	2	10	5	9	21	8	34
n	899	83	118	34	81	67	125	140	60	191
割合	施設除く合計	訪問系	日中活動系	施設系	居住支援系	訓練系	就労系	障害児	相談系	施設
提出資料が重複している	24.8%	27.7%	25.4%	41.2%	21.0%	22.4%	26.4%	21.4%	20.0%	25.7%
過去に提出した資料を再度求められる	27.3%	15.7%	34.7%	35.3%	29.6%	20.9%	25.6%	26.4%	20.0%	31.4%
事前に知らされていない文書を窓口へ提出した際に求められる	26.3%	21.7%	27.1%	41.2%	22.2%	26.9%	20.0%	26.4%	23.3%	31.4%
電子ファイルやデータ保管している文書について、紙媒体（印刷物）での提出を求められる	29.6%	32.5%	25.4%	29.4%	24.7%	22.4%	33.6%	29.3%	38.3%	30.4%
その他	12.6%	9.6%	13.6%	5.9%	12.3%	7.5%	7.2%	15.0%	13.3%	17.8%

※「実施した経験あり」の事業所のみを集計。

実地指導の際に準備した文書等について、いずれのサービスでも「自治体指定の資料（新規作成）」が最も割合が大きい。次いで、「自治体指定の資料（事業所の既存資料）」、「事業所独自に用意した資料」の割合が大きい。

図表 99　実地指導の際に準備した文書等（複数回答）

度数	施設除く合計	訪問系	日中活動系	施設系	居住支援系	訓練系	就労系	障害児	相談系	施設
自治体指定の資料（新規に作成）	502	28	71	26	41	39	67	68	23	139
自治体指定の資料（事業所の既存資料）	415	36	58	13	31	35	54	66	26	96
事業所独自に用意した資料（新規に作成）	136	14	20	4	12	12	13	21	9	31
事業所独自に用意した資料（事業所の既存資料）	347	27	45	14	32	30	46	53	16	84
その他	11	1	3	0	0	0	0	4	0	3
特に用意した資料はない	110	15	12	4	13	6	21	23	6	10
n	899	83	118	34	81	67	125	140	60	191
割合	施設除く合計	訪問系	日中活動系	施設系	居住支援系	訓練系	就労系	障害児	相談系	施設
自治体指定の資料（新規に作成）	55.8%	33.7%	60.2%	76.5%	50.6%	58.2%	53.6%	48.6%	38.3%	72.8%
自治体指定の資料（事業所の既存資料）	46.2%	43.4%	49.2%	38.2%	38.3%	52.2%	43.2%	47.1%	43.3%	50.3%
事業所独自に用意した資料（新規に作成）	15.1%	16.9%	16.9%	11.8%	14.8%	17.9%	10.4%	15.0%	15.0%	16.2%
事業所独自に用意した資料（事業所の既存資料）	38.6%	32.5%	38.1%	41.2%	39.5%	44.8%	36.8%	37.9%	26.7%	44.0%
その他	1.2%	1.2%	2.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	2.9%	0.0%	1.6%
特に用意した資料はない	12.2%	18.1%	10.2%	11.8%	16.0%	9.0%	16.8%	16.4%	10.0%	5.2%

※「実施した経験あり」の事業所のみを集計。

「自治体指定の資料（新規に作成）」「自治体指定の資料（事業所の既存資料）するよう指示された文書を提出する期限について聞くと、平均概ね 15 日である。すなわち、実地指導が行われる２週間程度前までに提出することが求められており、先述の１か月前から日程調整が開始することを考えると、おおむね 2 週間程度で文書を作成しなければならないと考えられる。

図表 100　事前提出資料の提出期限（実地指導の初日を起点として）

度数	施設除く合計	訪問系	日中活動系	施設系	居住支援系	訓練系	就労系	障害児	相談系	施設
平均値	15.0	11.8	17.0	17.8	14.1	14.0	15.4	9.1	11.9	18.7

※前表において「自治体指定の資料（新規に作成）」「自治体指定の資料（事業所の既存の資料）」のいずれかを回答した事業所の回答を集計。

上記の文書の提出方法は、「郵送」が 57.4%であり、「自治体窓口に持参」が 42.7%である。特に、相談系については「自治体窓口に持参」とする割合が多い。

図表 101　事前資料の郵送方法（複数回答）

度数	施設除く合計	訪問系	日中活動系	施設系	居住支援系	訓練系	就労系	障害児	相談系	施設
郵送	378	26	53	16	32	32	60	58	8	93
ＦＡＸ	13	3	3	0	0	0	0	6	1	0
電子メール	66	4	15	2	4	6	10	8	2	15
自治体窓口に持参	281	26	29	12	27	24	30	33	24	76
その他	32	5	3	1	3	1	4	4	3	8
n	658	48	92	28	52	51	86	93	37	171
割合	施設除く合計	訪問系	日中活動系	施設系	居住支援系	訓練系	就労系	障害児	相談系	施設
郵送	57.4%	54.2%	57.6%	57.1%	61.5%	62.7%	69.8%	62.4%	21.6%	54.4%
ＦＡＸ	2.0%	6.3%	3.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	6.5%	2.7%	0.0%
電子メール	10.0%	8.3%	16.3%	7.1%	7.7%	11.8%	11.6%	8.6%	5.4%	8.8%
自治体窓口に持参	42.7%	54.2%	31.5%	42.9%	51.9%	47.1%	34.9%	35.5%	64.9%	44.4%
その他	4.9%	10.4%	3.3%	3.6%	5.8%	2.0%	4.7%	4.3%	8.1%	4.7%

※前々表において「自治体指定の資料（新規に作成）」「自治体指定の資料（事業所の既存の資料）」のいずれかを回答した事業所の回答を集計。

「自治体指定の資料（新規に作成）」を作成することの負担感について確認すると、「大いに負担だ」「どちらかといえば負担だ」の両者を合わせると、４分の３の事業所が負担であると回答している。サービス別にみると、居住支援系が若干低いものの、いずれのサービスでも高い割合を示している。

図表 102　自治体作成資料の負担感

度数	施設除く合計	訪問系	日中活動系	施設系	居住支援系	訓練系	就労系	障害児	相談系	施設
大いに負担だ	121	9	16	7	9	12	17	12	4	35
どちらかといえば負担だ	264	16	38	13	17	20	31	34	16	79
どちらともいえない	67	2	12	2	10	4	11	10	3	13
どちらかといえば負担ではない	20	0	2	2	3	1	3	4	0	5
負担は感じない	27	1	3	1	2	2	4	8	0	6
無回答	3	0	0	1	0	0	1	0	0	1
合計	502	28	71	26	41	39	67	68	23	139
割合	施設除く合計	訪問系	日中活動系	施設系	居住支援系	訓練系	就労系	障害児	相談系	施設
大いに負担だ	24.1%	32.1%	22.5%	26.9%	22.0%	30.8%	25.4%	17.6%	17.4%	25.2%
どちらかといえば負担だ	52.6%	57.1%	53.5%	50.0%	41.5%	51.3%	46.3%	50.0%	69.6%	56.8%
どちらともいえない	13.3%	7.1%	16.9%	7.7%	24.4%	10.3%	16.4%	14.7%	13.0%	9.4%
どちらかといえば負担ではない	4.0%	0.0%	2.8%	7.7%	7.3%	2.6%	4.5%	5.9%	0.0%	3.6%
負担は感じない	5.4%	3.6%	4.2%	3.8%	4.9%	5.1%	6.0%	11.8%	0.0%	4.3%
無回答	0.6%	0.0%	0.0%	3.8%	0.0%	0.0%	1.5%	0.0%	0.0%	0.7%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

「自治体指定の資料（新規に作成）」を回答した事業所の回答を集計。

「自治体指定の資料（新規に作成）」を作成することの必要性を問うと、いずれのサービスにおいても、必要性は理解できるとの回答が大半をしめている。

図表 103　自治体作成資料の必要性を感じるか

度数	施設除く合計	訪問系	日中活動系	施設系	居住支援系	訓練系	就労系	障害児	相談系	施設
必要性を理解できる	211	12	28	8	17	17	27	33	7	62
必要性をやや理解できる	172	7	27	9	13	13	24	21	9	49
どちらともいえない	81	5	9	7	8	7	14	9	4	18
必要性をあまり理解できない	27	3	5	0	2	2	0	4	3	8
必要性を理解できない	5	0	1	1	1	0	1	0	0	1
無回答	6	1	1	1	0	0	1	1	0	1
合計	502	28	71	26	41	39	67	68	23	139
割合	施設除く合計	訪問系	日中活動系	施設系	居住支援系	訓練系	就労系	障害児	相談系	施設
必要性を理解できる	42.0%	42.9%	39.4%	30.8%	41.5%	43.6%	40.3%	48.5%	30.4%	44.6%
必要性をやや理解できる	34.3%	25.0%	38.0%	34.6%	31.7%	33.3%	35.8%	30.9%	39.1%	35.3%
どちらともいえない	16.1%	17.9%	12.7%	26.9%	19.5%	17.9%	20.9%	13.2%	17.4%	12.9%
必要性をあまり理解できない	5.4%	10.7%	7.0%	0.0%	4.9%	5.1%	0.0%	5.9%	13.0%	5.8%
必要性を理解できない	1.0%	0.0%	1.4%	3.8%	2.4%	0.0%	1.5%	0.0%	0.0%	0.7%
無回答	1.2%	3.6%	1.4%	3.8%	0.0%	0.0%	1.5%	1.5%	0.0%	0.7%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

※「自治体指定の資料（新規に作成）」を回答した事業所の回答を集計。

参考資料

資料１　団体からの意見

指定申請、事業所の報酬加算の届け出に関する文書削減の視点で、全国の各団体から意見を募った。その結果、返答が得られた団体の回答を以下の通り原文のまま掲載する。

①事業所の指定申請（更新・変更含む）に際して提出する文書・資料について

ア．作成や取得に特に手間や負担のかかる文書の名称とその理由

図表 104　作成取得に特に手間や負担のかかる文書

団体名	回答
公益社団法人 日本看護協会	・個々の申請様式・添付書類や手続きに関する簡素化 ・押印を求められることで紙面でのやり取りにならざるを得ない ・事業所印でなく法人印を求められる書式・様式になっている ・押印した文書を PDF 化して電子メールでの送付も可能にしてほしい ・情報公表やその他既存の福祉行政上の仕組みのように電子申請が可能なものとの代替えや紐づけにしてほしい ・窓口での持参を求めている自治体や担当者もあり、新規でない更新や変更の場合はさらに簡素化してほしい ・更新や変更の場合のさらなる簡素化 ・併設事業所や複数指定（特定相談・障害児相談）を受ける場合の簡素化
全国肢体不自由 児運営協議会	・勤務体制一覧表は勤務管理システム（診療報酬の様式９）のデータを並び替えとコピペして作成しているが、人数が多いので時間がかかり負担に感じている。勤務管理システムのデータで代用できると良いと思う。
全国就労移行支援事業所連絡協議会	・雇用証明書…各人ごとに徴収するため。（釧路） ・書類が多く、従業員数や勤務形態等、同じような項目の書類が多い（広島）

イ．提出の必要性に疑問がある文書や、削減や省略が可能だと感じる文書の名称とその理由

図表 105　提出の必要性に疑問がある文書、削減省略が可能だと感じる文書

団体名	回答
公益社団法人 日本看護協会	・協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容（理由）医療的ケア児は重症度が高く、体調に変化があった場合は必ず主治医と連携するため、協力医療機関は必要ではない。協力医からも、普段見ていない子を診療するのは困難といわれている。協力医療機関を見つけてお願いすることも負担となっている。
全国肢体不自由 児運営協議会	・台帳登録シートと変更届出書 ・経歴書と実務経験証明書は内容が似ているので一本化できないか。
全国就労移行支援事業所連絡協議会	・雇用証明書…各人ごとではなく一覧の形式をとることはできないか。（釧路） ・役員等名簿…法人の現況報告書等で公開されているため。（釧路） ・更新変更が発生していない書類に関しては、直近に出したものよいとしてもらえれば手間が省ける。規定、組織図、等々（福岡） ・理事長、管理者、サービス管理責任者等の自宅住所を求める理由が不明。事業所の指定申請に一個人の情報が必要とは思えない。（横浜） ・更新時に変更届など出している場合、重複する内容（年度実績など）は簡略化するなどしていただきたい。（名古屋）

②事業所の報酬の加算に係る届出に際して提出する文書・資料について

ア．作成や取得に特に手間や負担のかかる文書の名称とその理由

図表 106　作成取得に特に手間や負担のかかる文書

団体名	回答
公益社団法人 日本看護協会	・自治体毎のローカルルールの解消による標準化 ・強度行動障害や精神、医療的ケア児加算などの体制加算の算定要件や証明の方法が自治体によるローカルルールが横行しているので標準化してほしい ・各種加算の算定の要件を自治体ごとや担当者ごとの解釈の余地が大きくならないように統一したガイドブック等を国で示してほしい ・ケアプランやモニタリング帳票以外の書式の ICT 化と電子申請 ・ウェブ入力・電子申 ICT 化のさらなる推進。自治体担当者への書面での提出だけでなく、電子メールや PDF の送付などの提出を可能にする
全国就労移行支援事業所連絡協議会	・書類が多く、従業員数や勤務形態等、同じような項目の書類が多い（広島） ・就労定着支援体制加算の区分を変更する際に、添付資料として就労実績と定着している者の就職先、雇用契約書（採用時）と在職証明書の提出がある。申請の期限までに、企業への依頼と回収に労力がかかる。（大阪） ・施設外就労報告書における毎回の個別支援計画書の提出。基本的な改定は毎月出ないにも関わらず、提出を求められる理由が不明。また、就労移行支援事業の基本報酬選定における在職証明書の提出、利用者個々人、または企業からの取得を要請せねばならず、対応に苦慮している（横浜）

イ．提出の必要性に疑問がある文書や、削減や省略が可能だと感じる文書の名称とその理由

図表 107　提出の必要性に疑問がある文書、削減省略が可能だと感じる文書

団体名	回答
全国就労移行支援事業所連絡協議会	・雇用証明について、雇用契約内容等は個人情報でもあるため、外部に提出することの是非に疑問がある。一覧の中で選択肢の中から業種や雇用形態等を記入するなどの対応になると提出しやすい、また、申請内容の真偽については誓約書の提出を必須とすることでどうだろうか。（大阪） ・実績記録表の紙ベースの提出について、自治体によって対応が異なり必然性が不明瞭（横浜） ・社会福祉士の証明書など専門職の証明について毎年提出することになっているが、2回目以降は簡略化するようにしていただきたい。（名古屋）

③事業所の実地指導・施設監査に際して提出する文書について

ア．作成や取得に特に手間や負担のかかる文書の名称とその理由

図表 108　作成取得に特に手間や負担のかかる文書

団体名	回答
公益社団法人日本看護協会	・他の自治体への提出書類と重複する場合は実地指導・施設監査で再提出を求めない ・介護記録ソフト使用の場合は、PC画面上での確認も可能にしてほしい ・自治体職員ごとの実施方法の標準化
日本精神科病院協会	・社会福祉業務一般指導監査資料・調書について：福祉サービス事業別になっていないため、「確認項目」「確認事項」などについて、途中複数の事業が混在する形式となっており、①回答（記入）しにくい、②回答項目を見落としやすい、といった欠点があり、③フォーマット（様式）を福祉サービス事業毎にしてもらいたい。
全国就労移行支援事業所連絡協議会	・市と県の担当者で行っていることが違うことに対応をお願いしたい。任意様式で作成する場合、「ここが足りない」ということがあるため、確定の様式か、必要な項目を明確にしてもらいたい。（広島） ・勤務表の作成については、かなり手間を取られている。実績については、既存の書類＝タイムカードや給与表などで代用できないか、また、就労移行支援と就労定着支援、自立訓練と自立生活援助など、兼務で行っている事業については、時間数まで計算して仕分けるのに非常に時間がかかるため、トータルで配置基準が不足していないか確認してほしい。（名古屋）

イ．提出の必要性に疑問がある文書や、削減や省略が可能だと感じる文書の名称とその理由

図表 109　提出の必要性に疑問がある文書、削減省略が可能だと感じる文書

団体名	回答
日本精神科病院協会	・平面図・運営規程について：これらについては、申請時と変更時に提出しており、実地指導・施設監査毎の提出は不要と思われる。
全国就労移行支援事業所連絡協議会	・処遇改善の書類で、前年度の状況から仮定した書類を作ることで架空の人物が増えてくる。（広島） ・強いて言えば、第三者評価の制度自体に必要性を感じない。評価の方法が形骸化しており、事業所のサービスを客観的に評価できる内容となっていない。（東京）

④その他

図表 110　作成取得に特に手間や負担のかかる文書

団体名	回答
日本医師会	・提出書類や添付書類の標準化、ルールの統一化を図っていくべきではないか。 ・小規模事業所におけるＩＣＴ化への対応や担当事務職員の配置も困難な実状を踏まえた支援も検討すべきではないか。 ・実地指導等で提出する書類等について、通知から提出締め切りまでの期間が妥当かどうか検証すべきではないか。 ・文書負担軽減により、働き方改革へ資するものとなり、利用者への直接サービス時間の拡大によるサービスの質の向上を期待しており、本取り組み施行後にヒアリングやアンケート調査を行い、効果の検証をすべきである。 ・今後、事業者にとってどの程度負担軽減となっているか、自治体において負担増はないか、利用者のサービス提供に不具合はないか、の３つの視点で効果検証していくべきである。 ・文書作成や加算請求が本人の尊厳の保持と自立支援に資するサービスとなっているかどうかが重要である。施設基準は運営するための最低基準であり、先進的取り組みや好事例を横展開する視点が必要で、被保険者たる国民のために何ができるのか、そのために、これらの文書をどう活かせるのかという視点で取り組んでいくべきである。
日本精神科病院協会	・上記の 1.～3. の各文書・資料の提出について：業務効率の向上や資源保護の観点から、可能なものについては電子媒体での取り扱い（提出）を検討すべき。
全国肢体不自由児運営協議会	・指定を受けているので、変更届については変更部分のみの提出だと負担が減る。 ・（東京都だけかもしれませんが）児童発達支援の指定更新は提出書類が多く（登記事項証明書、写真（外観、各プレイルーム 4 方向、トイレ水回り、事務室入り口の鍵、鍵付き書庫など）と図面（どの方向から撮ったか矢印で記す）、経歴書、資格証の写し、実務経験証明書（原本）、就業規則、消防計画、耐震化調査票等）、施設数も多いとは思いますが、平成 30 年 11 月に提出したがまだ指定通知書は届いていない。（平成 31 年 3 月満了）
全国就労移行支援事業所連絡協議会	・申請、変更等は書類ではなく、システムにしてもらいたい。書類の別紙が多い、エクセルのシートを何枚も用意するより、必要か所をまとめた書類にしてもらいたい。変更点の書類を作成し、持参しても、担当者によって「あれが足りない」「ここを修正してください」と何度も変更することがある。入力し、不備があればその場で修正がかけられるようなシステムを作ってもらいたい。その後の印刷することで不備のない提出書類ができるような仕組みにしてもらいたい。（広島） ・支給決定更新の際の必要書類が自治体によって異なっている。できれば統一してほしい（横浜） ・契約内容報告書について市町村によって提出不要となっている。実際利用したかしないかは、介護等給付・訓練等給付等明細書で確認ができるため簡略化できてもいいのではないか。（名古屋）

資料２　検討会概要

会議名	「障害福祉サービス事業所による障害福祉報酬請求に関する帳票等の削減に向けた調査研究」第１回事業検討委員会
日時	2019 年 12 月 2 日（火曜日）16 時 00 分～18 時 00 分
場所	TKP 東京日本橋カンファレンスセンター　カンファレンスルーム 102
出席者	【委員】　五十音順 伊藤 佳代子　社会福祉法人りべるたす　理事長 大野 千加子　社会福祉法人ともいき会　ハートポートセンターともいき 事務長 平野 方紹　立教大学コミュニティ福祉学部　教授 松本 雄二　社会福祉法人清和会　事務局長 児玉 信弘　島根県健康福祉部障がい福祉課　課長 【オブザーバー】 室伏 正人　公益財団法人国民健康保険中央会保健福祉部障害総合支援課 課長 【オブザーバー（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部）】 佐藤 秀崇　企画課監査指導室 室長 黒木 真也　企画課監査指導室 監査官 藤川 雄一　障害福祉課地域生活支援推進室　相談支援専門官 米澤 祐介　障害福祉課　課長補佐 渡邉 萌　障害福祉課　企画法令係長 【事務局（PwC コンサルティング）】 東海林 崇、栗城 尚史、一二三 達哉
アジェンダ	1. 挨拶 2. 委員・紹介 3. 事業概要の説明及び調査設計について
配布資料	1. 委員名簿 2. 資料１　調査研究の概要及び考え方について 3. 資料２　事業所向け調査票（指定・報酬・実地指導・施設監査） 4. 資料３　自治体向け調査票（指定・報酬・監査）

会議名	「障害福祉サービス事業所による障害福祉報酬請求に関する帳票等の削減に向けた調査研究」第２回事業検討委員会
日時	2020 年 2 月 26 日（水曜日）10 時 00 分～12 時 00 分
場所	丸の内パークビルディング 21 階　会議室 Fuji Shizuoka （PwC コンサルティング合同会社社内会議室）
出席者	【委員】　五十音順 伊藤 佳代子　社会福祉法人りべるたす　理事長 平野 方紹　　立教大学コミュニティ福祉学部　教授 松本 雄二　　社会福祉法人清和会　事務局長 児玉 信弘　　島根県健康福祉部障がい福祉課　課長 【オブザーバー】 室伏 正人　　公益財団法人国民健康保険中央会保健福祉部障害総合支援課課長 【オブザーバー（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部）】 佐藤 秀崇　　企画課監査指導室 室長 黒木 真也　　企画課監査指導室 監査官 藤川 雄一　　障害福祉課地域生活支援推進室　相談支援専門官 米澤 祐介　　障害福祉課　課長補佐 渡邉 萌　　障害福祉課　企画法令係長 【事務局（PwC コンサルティング）】 東海林 崇、栗城 尚史、一二三 達哉
アジェンダ	4. アンケート調査結果報告 5. ヒアリング調査について 6. 報告書の骨子について
配布資料	5. 議事次第 6. 委員名簿 7. 資料１　指定申請及び報酬の加算に係る届出に関するアンケート調査結果 8. 資料２　指定申請及び報酬の加算に係る届出に関する文書分析シート 9. 資料３　文書削減に関する各団体からのご意見 10. 資料４　報告書骨子案について

会議名	「障害福祉サービス事業所による障害福祉報酬請求に関する帳票等の削減に向けた調査研究」第 3 回事業検討委員会
日時	2020 年 3 月 18 日（水曜日）14 時 00 分～16 時 00 分
場所	丸の内パークビルディング 21 階　会議室 Fuji Shizuoka （PwC コンサルティング合同会社社内会議室）
出席者	【委員】　五十音順 伊藤 佳代子　社会福祉法人りべるたす　理事長 大野 千加子　社会福祉法人ともいき会　ハートポートセンターともいき　事務長 平野 方紹　立教大学コミュニティ福祉学部　教授 松本 雄二　社会福祉法人清和会　事務局長 児玉 信弘　島根県健康福祉部障がい福祉課　課長 【オブザーバー】 室伏 正人　公益財団法人国民健康保険中央会保健福祉部障害総合支援課　課長 【オブザーバー（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部）】 佐藤 秀崇　企画課監査指導室 室長 黒木 真也　企画課監査指導室 監査官 藤川 雄一　障害福祉課地域生活支援推進室　相談支援専門官 米澤 祐介　障害福祉課　課長補佐 渡邉 萌　障害福祉課　企画法令係長 【事務局（PwC コンサルティング）】 東海林 崇、栗城 尚史、一二三 達哉
アジェンダ	7.　報告書案について 8.　実地指導・施設監査に係るアンケート調査結果について
配布資料	11. 議事次第 12. 委員名簿 13. 資料１　報告書（案） 14. 資料２　その他付随資料

■データ収録資料

資料３　文書削減方針

各文書の文書作成を負担と感じる事業所の割合、各文書の文書削減不可と考える自治体の割合から、図表７に基づき、文書削減方針について一覧で集計した結果。

資料４－１　指定申請_文書削減不可理由（指定申請）

自治体調査から文書削減の可否およびその理由について文書ごとに一覧集計した結果。

資料４－２　指定申請_文書削減不可理由（報酬・加算）

自治体調査から文書削減の可否およびその理由について文書ごとに一覧集計した結果。

資料５－１　指定申請_文書作成状況（指定申請）

自治体調査から文書作成状況について文書ごとに一覧集計した結果。

資料５－２　指定申請_文書作成状況（報酬・加算）

自治体調査から文書作成状況について文書ごとに一覧集計した結果。

資料５－３　指定申請_文書作成状況（処遇改善加算）

自治体調査から文書作成状況について文書ごとに一覧集計した結果。

資料６－１　指導監査_確認事項_障害福祉サービス別集計

事業所調査から指導監査時における確認事項の負荷について確認事項ごとに集計をした結果。

資料６－２　指導監査_備付文書の取り扱い

事業所調査から指導監査時における備付文書の取り扱いについて集計をした結果。

資料６－３　指導監査_確認文書_報酬・加算

事業所調査から指導監査時における確認文書の確認状況について集計をした結果。

資料６－４　指導監査_文書削減自由記述

事業所調査から指導監査時における文書削減に関する自由記述を整理掲載した。

資料７－１　自治体調査票　表紙

自治体調査票のプロフィール等を記載する調査票

資料７－２　指定申請調査票

指定申請に関する自治体向け調査票。各障害サービス別に記載

資料７－３　報酬の算定に係る届出調査票

報酬の算定に係る届出に関する自治体向け調査票。各障害サービス別に記載

資料７－４　実地指導調査票

実地指導に関する事業所向け調査票。

資料７－５　施設監査調査票

施設監査に関する事業所向け調査票。

資料７－６　事業所調査票

指定申請、報酬、加算に関する事業所向け調査票。

令和元年度障害者総合福祉推進事業

障害福祉サービス事業所による障害福祉報酬請求に関する帳票等の削減に向けた調査研究

報告書

発　行　日：令和２年３月

編集・発行：PwC コンサルティング合同会社